

# 塩竈市地域防災計画（素案）

## 第1編 地震災害対策編

平成25年10月

塩竈市防災会議



## 第1編 地震災害対策編 目次

## 第1章 総 則

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第1節 | 計画の目的と構成     | 1  |
| 第2節 | 各機関の役割と業務大綱  | 7  |
| 第3節 | 塩竈市を取り巻く地震環境 | 13 |
| 第4節 | 対象とする地震      | 26 |

## 第2章 災害予防対策

|      |                  |     |
|------|------------------|-----|
| 第1節  | 総 則              | 27  |
| 第2節  | 地震に強いまちの形成       | 29  |
| 第3節  | 地盤にかかる施設等の災害対策   | 32  |
| 第4節  | 海岸保全施設等の整備       | 36  |
| 第5節  | 交通施設の災害対策        | 37  |
| 第6節  | 都市の防災対策          | 40  |
| 第7節  | 建築物等の耐震化対策       | 43  |
| 第8節  | ライフライン施設等の予防対策   | 48  |
| 第9節  | 危険物施設等の予防対策      | 52  |
| 第10節 | 防災知識の普及          | 55  |
| 第11節 | 地震防災訓練の実施        | 62  |
| 第12節 | 自主防災組織の育成        | 65  |
| 第13節 | 防災ボランティアの受入れ     | 70  |
| 第14節 | 企業等の防災対策の推進      | 72  |
| 第15節 | 地震調査研究等の推進       | 74  |
| 第16節 | 情報通信網の整備         | 75  |
| 第17節 | 組織体制及び職員の配備体制の整備 | 79  |
| 第18節 | 防災拠点等の整備         | 83  |
| 第19節 | 相互応援体制の整備        | 86  |
| 第20節 | 医療救護体制の整備        | 90  |
| 第21節 | 火災予防対策           | 94  |
| 第22節 | 緊急輸送体制の整備        | 101 |
| 第23節 | 避難対策             | 104 |
| 第24節 | 避難収容対策           | 112 |
| 第25節 | 食料、飲料水及び生活物資の確保  | 118 |
| 第26節 | 避難行動要支援者・外国人対応   | 122 |
| 第27節 | 複合災害対策           | 128 |
| 第28節 | 廃棄物対策            | 130 |
| 第29節 | 積雪寒冷期における地震災害予防  | 132 |

## 第3章 災害応急対策

|     |          |     |
|-----|----------|-----|
| 第1節 | 防災活動体制   | 133 |
| 第2節 | 情報の収集・伝達 | 141 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第3節 災害広報活動                      | 150 |
| 第4節 相互応援活動                      | 153 |
| 第5節 災害救助法の適用                    | 155 |
| 第6節 自衛隊の災害派遣                    | 158 |
| 第7節 救急・救助活動                     | 165 |
| 第8節 医療救護活動                      | 168 |
| 第9節 消火活動                        | 172 |
| 第10節 交通・輸送活動                    | 177 |
| 第11節 ヘリコプターの活動                  | 182 |
| 第12節 避難活動                       | 185 |
| 第13節 応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定 | 198 |
| 第14節 相談活動                       | 203 |
| 第15節 避難行動要支援者・外国人対応             | 205 |
| 第16節 愛玩動物の収容対策                  | 210 |
| 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動      | 212 |
| 第18節 防疫・保健衛生活動                  | 220 |
| 第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬               | 223 |
| 第20節 廃棄物処理活動                    | 226 |
| 第21節 社会秩序維持活動                   | 229 |
| 第22節 教育活動                       | 230 |
| 第23節 防災資機材及び労働力の確保              | 234 |
| 第24節 公共土木施設等の応急対策               | 238 |
| 第25節 ライフライン施設等の応急復旧             | 241 |
| 第26節 危険物施設等の安全確保                | 244 |
| 第27節 農林水産業の応急対策                 | 247 |
| 第28節 二次災害・複合災害防止対策              | 248 |
| 第29節 応急公用負担等の実施                 | 250 |
| 第30節 防災ボランティア活動                 | 252 |
| 第31節 海外からの支援の受入れ                | 254 |

## 第4章 災害復旧・復興対策

|                |     |
|----------------|-----|
| 第1節 災害復旧・復興計画  | 255 |
| 第2節 生活再建支援     | 259 |
| 第3節 住宅復旧支援     | 265 |
| 第4節 産業復興の支援    | 267 |
| 第5節 都市基盤の復興対策  | 268 |
| 第6節 義援金の受入れ、配分 | 270 |
| 第7節 激甚災害の指定    | 271 |
| 第8節 災害対応の検証    | 274 |

## 塩竈市防災計画基本理念

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

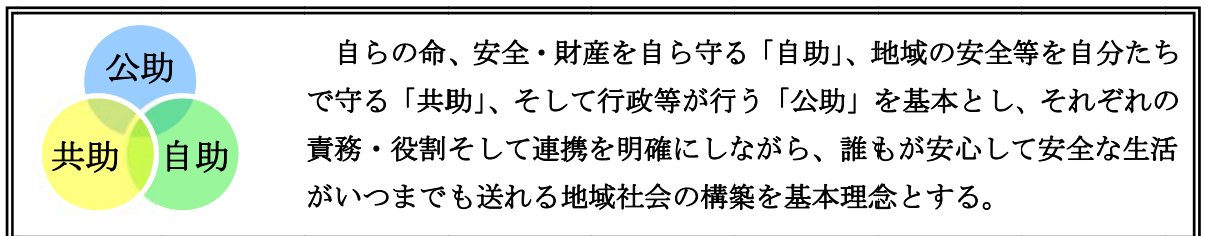
このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等一般災害、原子力災害等についても現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

これから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

### <基本理念>



大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安心安全な生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

- (1) 公 助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- (2) 共 助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- (3) 自 助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的と構成

### 第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、市域での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、市・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、地震防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってはこの計画を準用しながら対処するものとする。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものとする。

なお、法第3条の規定に基づき、本市は、市『全域』が推進地域に指定されている。【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「塩竈市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、塩竈市防災会議条例第2条に基づき塩竈市防災会議が策定する計画であり、塩竈市域における地震防災対策に関して、本市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき地震防災対策の基本的事項及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

### 第3 計画の修正

#### 1 修正の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の情勢等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。今回の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ。

#### 2 見直し方針

##### （1）東日本大震災の教訓の反映

大津波が襲来し沿岸部や離島部を中心に甚大な被害をもたらした。市は東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安心・安全に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 検証結果等の反映

主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、国や県がまとめた「宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

(3) 国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直しの内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、地震対策編の見直しに反映する。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用するものである。

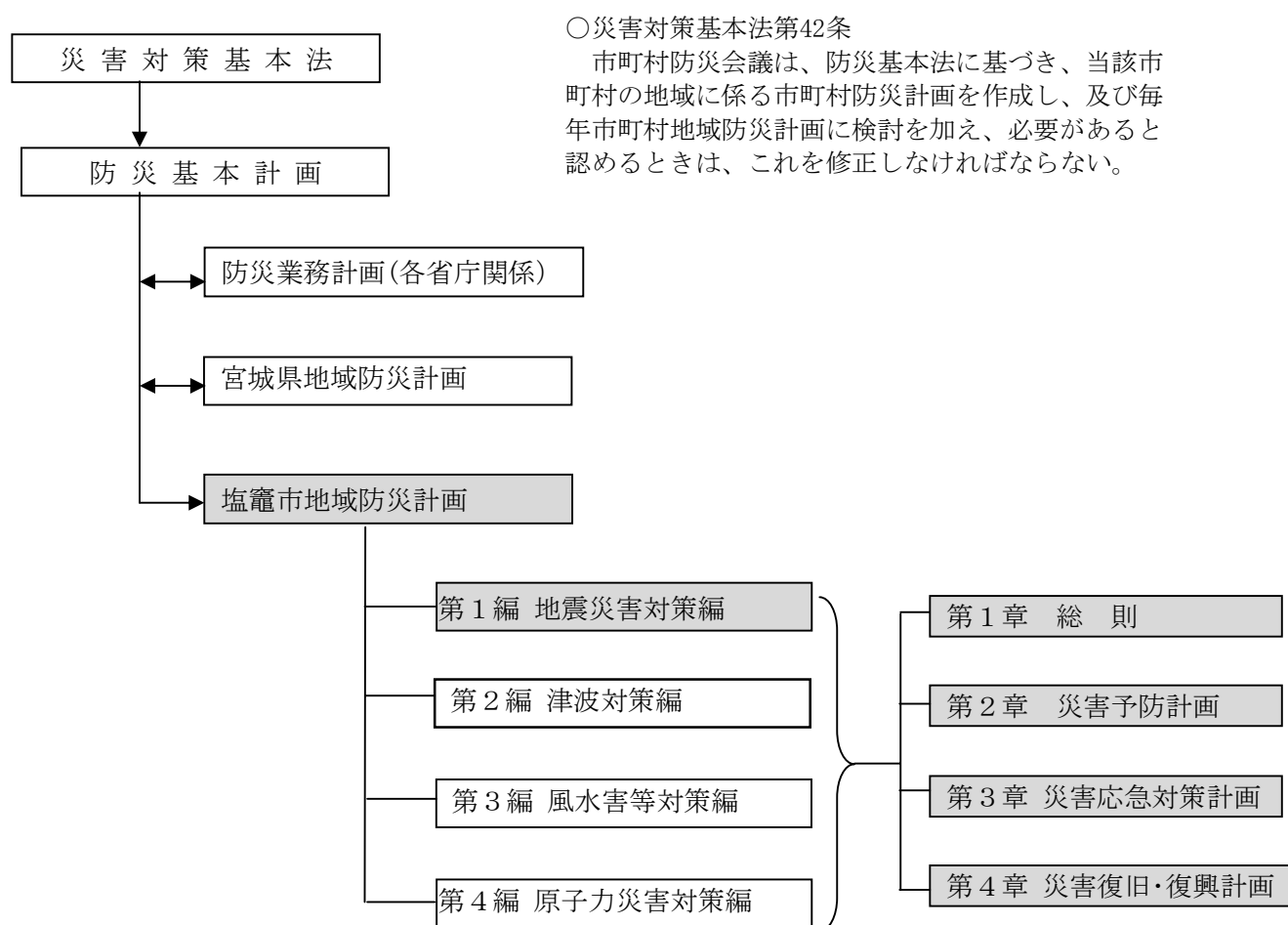
## 第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を生かし、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

- (1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 情報の収集及び伝達、震災に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する計画
- (6) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項



## 第5 基本方針

市域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、市が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指すため、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

### 1 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における市民の市防災会議の委員への任命、及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

### 2 男女共同参画

女性は、防災・復興における主体的な担い手であることから、防災・復興に係る政策や方針の決定、事業の実施等、あらゆる場面でその活躍を推進していく。

### 3 「減災」に向けた対策の推進

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図る。
- (2) 最大クラスの地震に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。
- (3) 耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減する。それを超える地震に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト対策により人命が失われない

ことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えることとする。

#### 4 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

市は、地震災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」が適切に役割分担される防災協働社会の形成による減災の観点から、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進することとする。

#### 5 避難行動要支援者対応

要介護認定者や障がい者など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難支援者等による適切な支援が必要である。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の対策の充実・強化を推進するものとする。

#### 6 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

#### 7 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

#### 8 二次災害の防止

大規模地震発生時の応急活動体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、通信施設・国土保全施設・ライフライン・公共施設等を迅速に応急復旧し、二次災害の防止に努める。

#### 9 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時の災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域体制の確立に努める。

#### 10 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するものとする。

#### 11 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時における情報通信の重要性に鑑み、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図るものとする。

#### 12 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行なうこととする。

### 13 円滑な復旧・復興

長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高めるものとする。

### 第7 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

| 計画中で使用する用語 | 用 語 の 意 義       |
|------------|-----------------|
| 市防災計画      | 塩竈市地域防災計画をいう。   |
| 県防災計画      | 宮城県地域防災計画をいう。   |
| 本部         | 塩竈市災害対策本部をいう。   |
| 本部長        | 塩竈市災害対策本部長をいう。  |
| 警戒本部       | 塩竈市警戒本部をいう。     |
| 復興本部       | 塩竈市災害復興本部をいう。   |
| 現地本部       | 塩竈市現地災害対策本部をいう。 |
| 県本部        | 宮城県災害対策本部をいう。   |
| 県本部長       | 宮城県災害対策本部長をいう。  |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災関係機関   | <p>(1) 一部事務組合<br/>塩釜地区消防事務組合（塩釜消防署）、塩釜地区環境組合をいう。</p> <p>(2) 宮城県<br/>仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所、宮城県塩釜警察署をいう。</p> <p>(3) 市の地域を管轄する下記の機関をいう。</p> <p>①指定地方行政機関<br/>国土交通省仙台河川国道事務所、宮城海上保安部</p> <p>②自衛隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）</p> <p>③指定公共機関<br/>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社、東日本電信電話株式会社宮城支店、東北電力株式会社塩釜営業所、日本赤十字社宮城県支部、日本郵便株式会社東北支社</p> <p>④指定地方公共機関<br/>民間放送会社、公益社団法人宮城県バス協会、塩釜ガス株式会社、財団法人宮城県トラック協会塩釜支部、社団法人宮城県エルピーガス協会塩釜支部</p> <p>⑤公共的団体<br/>社団法人宮城県塩釜医師会、社団法人宮城県塩釜歯科医師会、塩釜商工会議所、塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸支所、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸東部支所、塩釜市社会福祉協議会、在塩民間放送会社（宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア）、その他の団体</p> <p>⑥その他防災上重要な施設の管理者<br/>塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所、病院、老人福祉施設、大規模店舗、ホテル、工場等</p> |
| 消防本部     | 塩釜地区消防事務組合消防本部をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 消防団      | 塩竈市塩竈消防団、塩竈市浦戸消防団をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 警察署      | 塩釜警察署をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 指定避難所    | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する建物で、市が指定するものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 避難場所     | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場及びグラウンド等の空地で、市が指定する避難地を総称していう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 避難行動要支援者 | 要介護高齢者及び障がい者等、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 第2節 各機関の役割と業務大綱

### 第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

### 第2 組 織

#### 1 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく塩竈市防災会議条例（昭和38年塩竈市条例第2号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

（地震編資料1－1 塩竈市防災会議条例）

（地震編資料1－2 塩竈市防災会議規則）

（地震編資料1－3 塩竈市防災会議構成員）

#### 2 塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとする。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織、及び運営等については、塩竈市災害対策本部条例（地震編資料1－4）及び塩竈市災害対策本部運営要綱（地震編資料1－5）において定める。

（地震編資料1－6 塩竈市災害対策本部組織）

（地震編資料1－7 各災対部の構成）

（地震編資料1－8 部事務分掌表）

（地震編資料1－9～11 非常配備体制区分）

（地震編資料1－12 本部員、班員等腕章）

### 第3 実施責任

#### 1 塩竈市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実

施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

#### 5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6 市民

- (1) 東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去及び今回の東日本大震災での災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

#### 7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

### 第4 処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 市

- (1) 塩竈市防災会議及び塩竈市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び市民の自主防災組織の育成・指導
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県本部に対する報告
- (6) 避難の指示、勧告及び指定避難所の開設
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 水、食糧その他物資の備蓄及び確保
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策

- (12) 公立保育所・小・中学校の応急教育対策
- (13) 市立学校施設設備等の災害対策
- (14) 市立学校児童・生徒の安全対策
- (15) 市立学校等の教育活動の応急対策
- (16) 社会教育施設及び社会体育施設の災害対策
- (17) 自主防災組織の育成及び防災ボランティアによる防災活動の環境整備
- (18) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務
- (19) その他、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

## 2 一部事務組合（塩釜地区消防事務組合）

- (1) 塩釜地区消防事務組合
  - ①消防計画の策定
  - ②災害情報等の収集及び警戒・警報等の広報
  - ③災害の防ぎよ、警戒及び鎮圧
  - ④要救助被災者の救出及び救助
  - ⑤傷病者の救出及び搬送
  - ⑥危険物の保安及び応急対策
  - ⑦その他、災害対策上必要と認める事務及び業務
- (2) 塩釜地区環境組合
  - ①災害時におけるし尿、浄化槽及び汚泥の適正処理
  - ②災害時における斎場業務

## 3 県の機関（仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所）

- (1) 災害時における通信体制の確立
- (2) 災害時における市その他関係機関との連絡調整
- (3) 災害時における救急医療及び医療救護対策の確立指導
- (4) 災害時における防疫及び保健衛生対策に関する指導
- (5) 災害時における給水対策に関する指導
- (6) 災害時における食品及び環境衛生に関する指導
- (7) その他、保健衛生対策に関する指導
- (8) 災害時における港湾対策の確立指導
- (9) 災害時における漁港対策の確立指導
- (10) 災害時における水産業対策の確立指導
- (11) 災害時における税対策の確立
- (12) 水防対策に関する指導
- (13) 住宅対策に関する指導
- (14) 災害時における交通施設障害物の除去対策の確立及び指導
- (15) その他、土木及び建築関係対策に関する指導

#### 4 指定地方行政機関

##### 4.1 国土交通省仙台河川国道事務所

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び防災管理
- (2) 直轄公共土木施設の被害調査及び応急措置
- (3) 道路通行の禁止又は制限、及び道路交通の確保
- (4) 直轄公共土木施設に関する二次災害の防止
- (5) 直轄公共土木施設の復旧

##### 4.2 宮城海上保安部

- (1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共秩序の維持
- (2) 海難救助及び天災地変その他救助を必要とする場合における援助
- (3) 海上災害に関する防災活動、指導、啓蒙及び訓練
- (4) 船舶交通に関する信号・規制並びに水路航路標識の保全等、海上交通の安全確保

#### 5 自衛隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における応急医療・救護活動

#### 6 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（本塩釜駅、西塩釜駅、東塩釜駅、塩釜駅）
  - ① 鉄道施設の整備保全
  - ② 災害復旧工事の実施
  - ③ 全列車の運転中止手配措置
  - ④ 人命救助
  - ⑤ 被災箇所の調査・把握
  - ⑥ 抑止列車の乗客代行輸送の確保
  - ⑦ 旅客の給食確保
  - ⑧ 通信網の確保
  - ⑨ 鉄道施設の保全復旧
  - ⑩ 救助物資及び人員輸送の確保
  - ⑪ 列車運行の広報活動
- (2) 東日本電信電話株式会社宮城支店
  - ① 電気通信事業用通信施設の安全確保
  - ② 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達
  - ③ 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保
- (3) 東北電力株式会社塩釜営業所
  - ① 電力供給施設の防災対策
  - ② 災害時における電力供給の確保及び情報の収集
- (4) 日本赤十字社宮城県支部、日本赤十字社宮城県支部塩竈市地区
  - ① 医療救護
  - ② 救援物資の備蓄及び配分
  - ③ 災害時の血液製剤の供給
  - ④ 義援金の受付
  - ⑤ その他災害救護に必要な業務
- (5) 日本郵便株式会社東北支社（塩釜郵便局）
  - ① 災害時の業務運営の確保

② 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

**7 指定地方公共機関**

- (1) 民間放送会社(テレビ・ラジオ放送各社)
  - ① 地震・津波情報及び災害情報等の放送
- (2) 在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)
  - ① 地震・津波情報、災害情報及び生活情報等の放送
- (3) 公益社団法人宮城県バス協会
  - ① 災害時における緊急避難輸送確保
  - ② 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
- (4) 塩釜ガス株式会社
  - ① ガス供給施設の防災対策
  - ② 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- (5) 財団法人宮城県トラック協会塩釜支部
  - ① 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- (6) 社団法人宮城県エルピーガス協会塩釜支部
  - ① 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

**8 宮城県塩釜警察署**

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 被災者の救出及び救助
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 死者の検視・見分
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- (6) 犯罪の予防及びその他社会秩序の維持
- (7) 避難誘導及び指定避難所及び避難場所の警戒
- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

**9 公共的団体**

- (1) 社団法人宮城県塩釜医師会、社団法人宮城県塩釜歯科医師会
  - ① 災害時における医療救護活動対策
- (2) 塩釜商工会議所
  - ① 災害時における商工業対策
  - ② 災害時における融資相談対策
- (3) 塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合塩釜総合支所
  - ① 海象・気象情報及び被害情報の収集並びに伝達
  - ② 災害の予防及び防ぎよ並びに拡大防止のための指導及び処置
- (4) 塩釜市社会福祉協議会
  - ① 避難行動要支援者等への支援
  - ② 防災ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施
  - ③ 防災ボランティアコーディネーターの要請・活用
  - ④ 防災ボランティア、関係団体とのネットワークの整備
- (5) その他の団体

- ① それぞれの業務に応じた協力体制の確立

## 10 防災上重要な施設の管理者

- (1) 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所
  - ① 宮城県石油コンビナート等防災計画及び塩釜地区共同防災規程等に基づく災害の防止
- (2) 病院、老人福祉施設、障がい者施設、大規模店舗、私立幼稚園、私立保育園、ホテル、工場等
  - ① 防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立
  - ② 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策

### 第3節 塩竈市を取り巻く地震環境

#### 第1 塩竈市の概況

##### 1 位置

本市は、宮城県のほぼ中央、松島湾に面し、南は多賀城市、宮城郡七ヶ浜町に、西及び北は同郡利府町に、また東は海をへだて東松島市宮戸島に接している。面積は 17.86 k m<sup>2</sup>、市役所所在地の地点において東経 141 度 1 分 31 秒、北緯 38 度 18 分 41 秒である。

##### 2 地勢

(1) 本市の地形は、ほぼ次の 3 つの地形に分かれる。

###### ① 西南北台地性丘陵地形

中央低地をかこむ台地性の丘陵地帯で、松島丘陵の東南端にあたり標高 30～100m、文教、住宅、風致地区を形成している。

###### ② 中央低地

台地性丘陵地帯の間を流れていた新町川（現在の北浜沢乙線）沿い地帯と、海面埋立地の二つからなる地帯で、中央市街地及び商業地区を形成している。なお、この中央低地は、おおむね明治初年以降の海面埋立地で、一部には、海面より低い所もあり、満潮時あるいは降雨による増水時など冠水の危険がある。

###### ③ 浦戸諸島地区

地殻変動によって生じた松島湾内の桂島、野々島、寒風沢島及び朴島と付近一帯の小島からなる地帯で、農漁業風致地区を形成している。

(図 2－1 塩竈市の地形区分図参照)

(2) 河川

本市の河川（都市下水路等）は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長 2,333m、宮町川は 340mで、新町川は都市下水路としてその大半が整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

(3) 海岸

本市の海岸線は、带状をなして南北にひらき、塩釜港の海岸線 15,200mと浦戸諸島の海岸線 29,000m、合わせて 44,200mに達しており、高潮・津波（特に津波の襲来）に対しての危険が伴っている。

(4) 地質・地盤

① 本市及びその付近の地質を概観すると、本市の西の利府町大日向付近から仙台市に至る活断層（長町－利府線断層帯）を境として、その西北部と東南部とで、地質に著しい相違がある。即ち東南部は、その基盤に中世代の利府層といわれる三畳系が広く分布し、その上に塩竈集塊岩、佐浦町層及び網尻層が累層をなして分布している。

② 本市の地盤の特徴については、宮城県地震地盤図（昭和 59 年県作成）によると、その概要は次のとおりである。

ア 市の中央市街地及び商業地区は地形上中央低地に分類される。この地帯は粘土質を主とした海面埋立地と後背湿地で形成されているため軟弱層の厚い地点が集中しており、特に港湾に面した地域は層の深度が約 30mとなっている。また、北東部の新浜町地区の一部も同じく粘土質を主とした埋立地であり、その層は 5～15mとなっている。

イ 中央低地帯を取り囲む西南北部地区は、緩やかな丘陵地帯でほぼ軟岩ないし中硬岩の岩盤地帯である。

ウ 浦戸地区は主として火山噴出岩盤であるが、一部海浜部の水田地帯に軟弱層がみられる。

(図2-2 塩竈市の地質分布図参照)

(図2-3 塩竈市の地盤分類図参照)

#### (5) 震度分布、液状化指標分布

宮城県地震被害想定調査に関する報告書（平成16年3月宮城県防災会議地震対策等専門部会）によると、次のとおりである。

- ① 想定地震時の予想させる震度分布をみると、海洋型地震（宮城県沖地震連動型  $M_w=8.0$ ）及び内陸直下型地震（長町－利府線断層帯地震  $M_w=7.1$ ）のように震源の近い地震においては、本市の大部分の地域が震度5弱から6強になると予想されるが、軟弱層の厚い地域では震度が大きく、丘陵地帯では比較的震度は小さいと予想される。
- ② 前記地震の液状化指標分布を見ると、市北部の利府町との境界付近の砂粘土地盤地帯において液状化の可能性は大との評価がなされており警戒を要する。

(図2-4 塩竈市の震度分布図参照)

(図2-5 塩竈市の液状化危険度参照)

なお、平成23年3月に発生した、東日本大震災では、市域の揺れは、市役所観測点で震度6強を記録していることから、市域の大部分は震度6強以上の揺れを被ったものと推察される。

なお、際立った液状化は発生していない。

### 3 気象

本県の気象区は、山間多雨地域、仙南内陸地域、仙北内陸地域及び海岸地域の四つに分けられており、本市は海岸地域に含まれ、年間平均気温は12.1℃、年間降水量は1,100mm前後である。海岸地域の中でも直接海に面して海流の影響が大きく、特に背後は丘陵地域となっているため、他地域に比べ冬も比較的暖かく夏期の気温も低い。しかし、本市の地形が東に開いている袋状のため、夏には南南東の季節風が強い。

### 4 本市の人口構成と推移

本市の人口は56,490人、世帯数は20,336世帯（平成22年10月1日国勢調査）であり、前回国勢調査の平成17年に比べ、133人、0.2%と若干増加している。人口密度は1km<sup>2</sup>当たり3,331人と全国的にみて高い都市である。

人口を年齢別にみると15歳未満の年少人口は6,437人で総人口の11.4%、15～64歳の生産人口は34,476人で61.1%、65歳以上の老年人口が15,493人で27.5%になっている。

年少人口の割合は、出生率の低下とともにその割合も減少し、わずかに増加した第二次ベビーブーム直後の昭和50年にも塩竈市において減少し、一貫して減少傾向にある。

一方、老年人口の割合は年々上昇しており、平成12年の国勢調査の段階で年少人口を上回り、前回平成22年調査時より10.6%増加している。

本市の人口構成と推移（国勢調査より）

| 区 分<br>年 | 人 口              |                   |                  |            |
|----------|------------------|-------------------|------------------|------------|
|          | 0～14 歳<br>(年少人口) | 15～64 歳<br>(生産人口) | 65 歳以上<br>(老年人口) | 計<br>(総人口) |
| 昭和 35 年  | 17,595           | 35,652            | 2,078            | 55,325     |
| 昭和 40 年  | 16,140           | 39,721            | 2,502            | 58,363     |
| 昭和 45 年  | 14,886           | 40,796            | 3,090            | 58,772     |
| 昭和 50 年  | 14,231           | 41,179            | 3,825            | 59,235     |
| 昭和 55 年  | 13,845           | 42,569            | 4,626            | 61,040     |
| 昭和 60 年  | 12,853           | 43,181            | 5,791            | 61,825     |
| 平成 2 年   | 11,261           | 43,171            | 7,593            | 62,025     |
| 平成 7 年   | 10,260           | 43,590            | 9,716            | 63,566     |
| 平成 12 年  | 8,731            | 40,901            | 11,915           | 61,547     |
| 平成 17 年  | 7,487            | 37,857            | 14,013           | 59,357     |
| 平成 22 年  | 6,437            | 34,476            | 15,493           | 56,490     |

## 5 人口集中地区（平成 22 年 10 月 国勢調査）

人口集中地区の面積は 11.0 k m<sup>2</sup>であり、市域の人・物の集積は密である。

図 2－1 塩竈市の地形区分図（土地条件図 国土交通省より編纂）

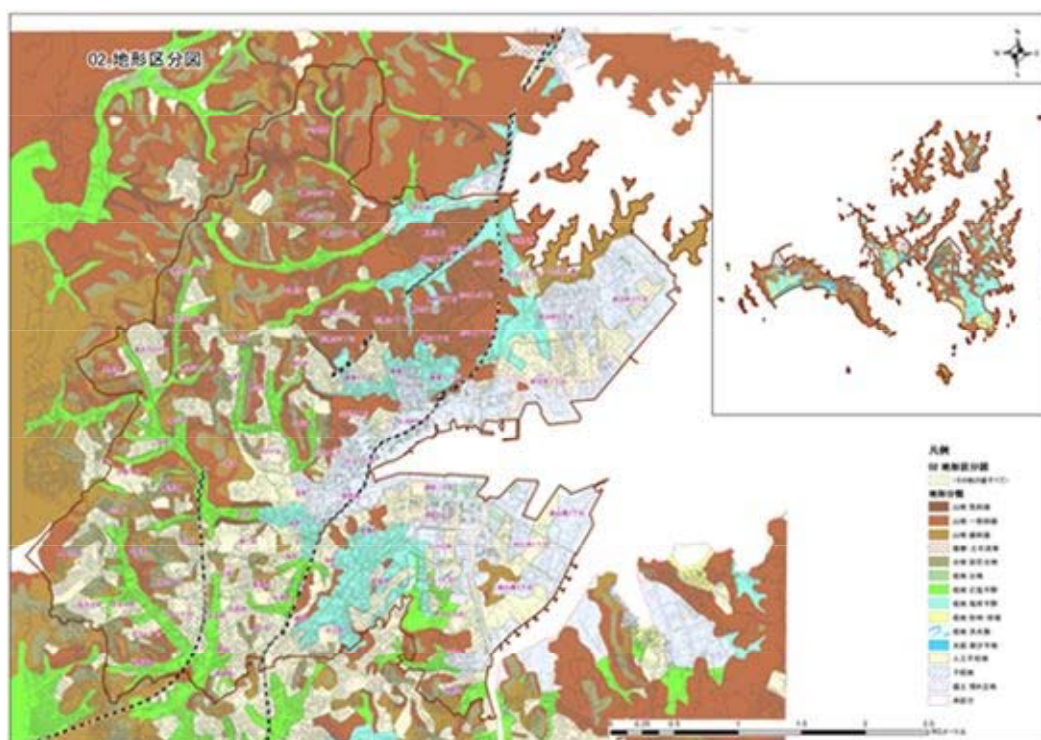


図2-2 塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）

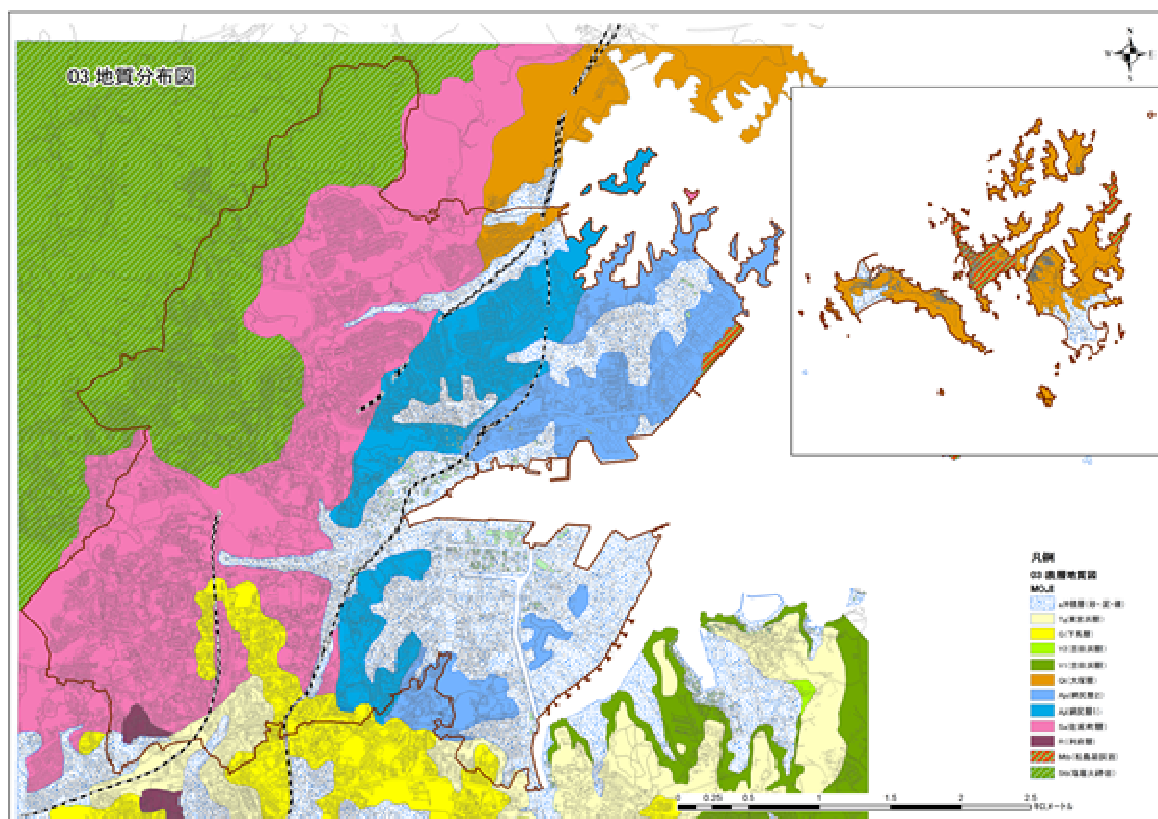


図 2-3 塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）

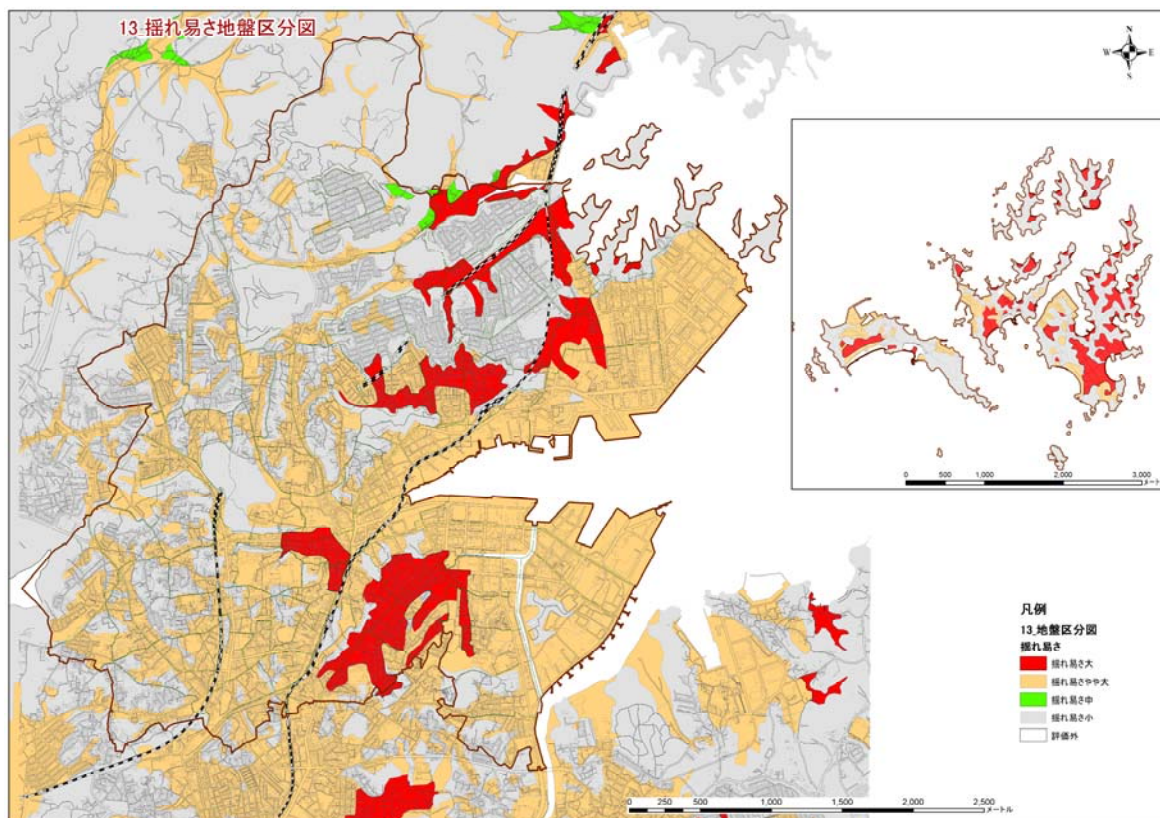


図2-4 塩竈市の震度分布図（宮城県沖地震連動型 Mw=8.0）

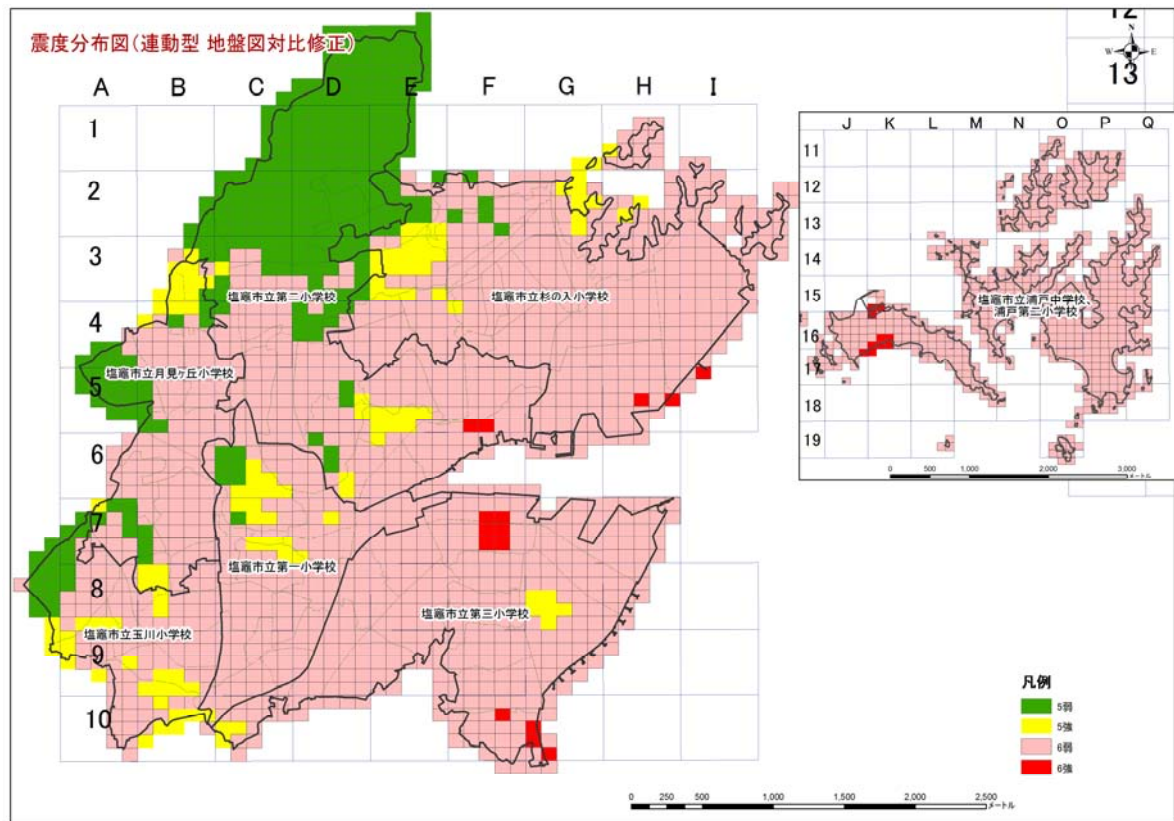
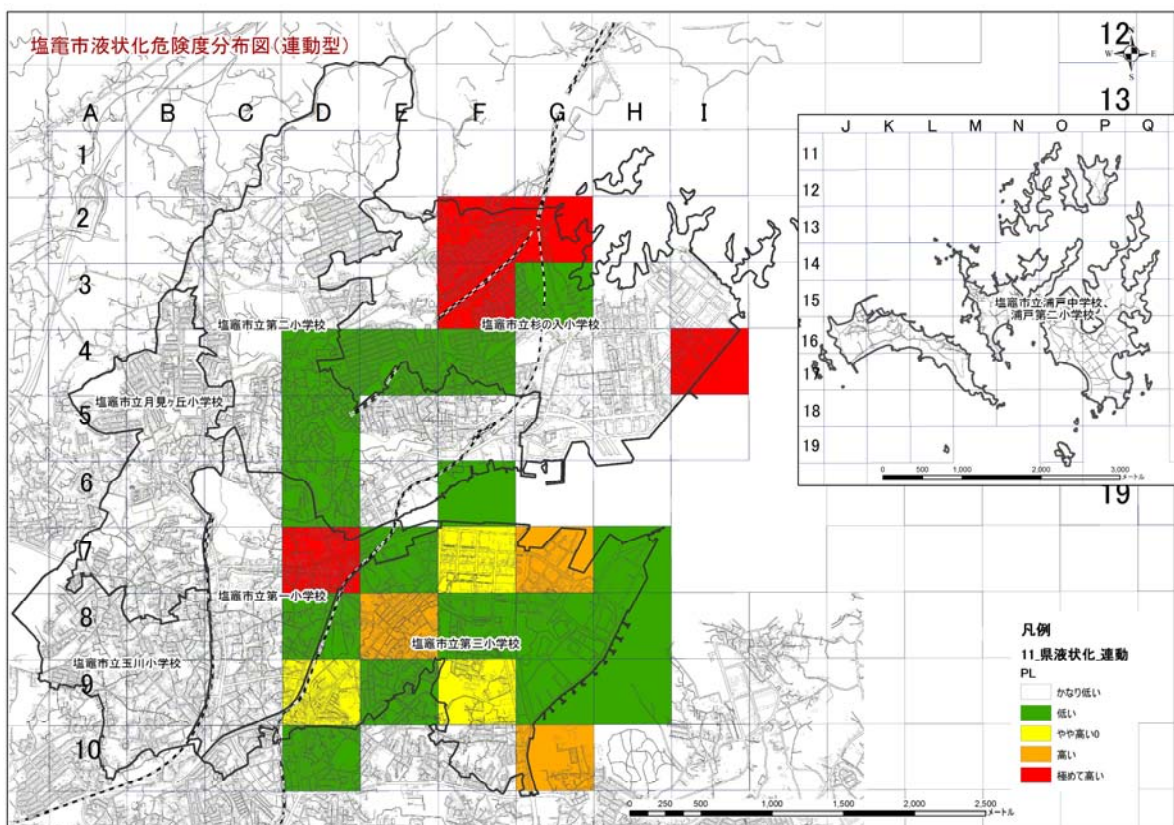


図2-5 塩竈市の液状化危険度（宮城県沖地震連動型 Mw=8.0）



## 第2 宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約 260 万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられている。これより宮城県内の活断層をあげると、以下の表のようになる。（活断層分布図は次ページに掲載）

宮城県内の活断層一覧

| 断層番号 | 断層名          | 確実度 | 活動度 | 長さ(km) |
|------|--------------|-----|-----|--------|
| ①    | 長町ー利府線       | I   | B   | 12     |
| ②    | 大年寺山断層       | I   | B   | 8      |
| ③    | 鹿落坂断層        | I   | C   | 3      |
| ④    | 坪沼断層         | I   | B   | 5      |
| ⑤    | 円田断層         | II  | B   | 10     |
| ⑥    | 愛子断層         | I   | B   | 2      |
| ⑦    | 作並ー屋敷平断層     | I   | C   | 9      |
| ⑧    | 遠刈田ー三住       | II  | C   | 7      |
| ⑨    | 白石断層         | I   | B   | 2.5    |
| ⑩    | 上品山西         | III |     | 4      |
| ⑪    | 加護坊山ー籠岳山     | III |     | 12     |
| ⑫    | 旭山撓曲         | II  | B～C | 8      |
| ⑬    | 鹿折川          | III |     | 15     |
| ⑭    | 栗駒山山頂断層      | I   | B   | 1, 2   |
| ⑮    | 揚石山南         | II  | B   | 3      |
| ⑯    | 鬼首断層         | I   | B   | 6      |
| ⑰    | 双葉断層 [小斉峠付近] | II  | B   | 5      |
| ⑱    | 越河断層         | I   | B   | 15     |

活動度 I：活断層であることが確実なもの  
II：活断層であると推定されるもの  
III：活断層の可能性のあるもの

活動度 A：第四紀の平均変位速度 1～10m/1000年  
B：第四紀の平均変位速度 0.1～1m/1000年  
C：第四紀の平均変位速度 0.01～0.1m/1000年

### 活断層研究会編(1991)

宮城県は、平成7年度～平成11年度（1995年～1999年）に長町ー利府線断層帯、平成10年度～12年度（1998年～2000年）に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査・反射法地震探査・ボーリング調査及びトレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

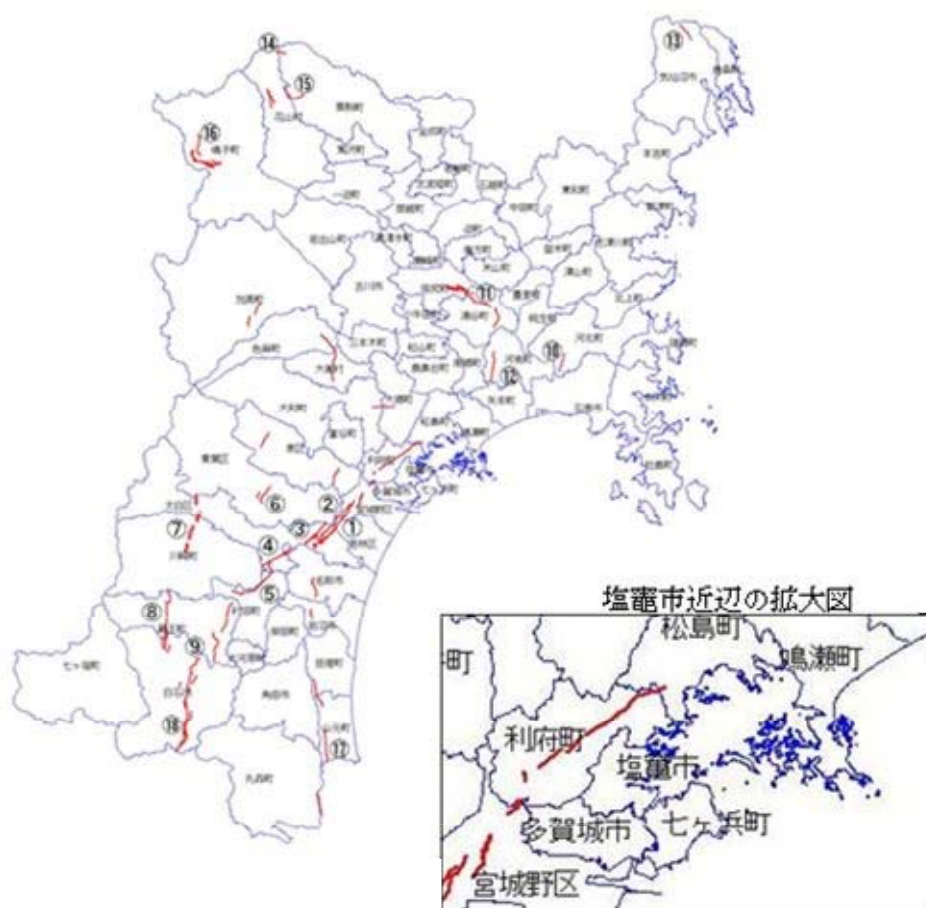
長町ー利府線断層帯は、長町ー利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東ー南西方向に約21kmにわたり連続している。長町ー利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。

一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町ー利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、円田断層は、両断層合わせて長さ約12kmの北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが判ったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ充分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、

土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約 14,000 年前以降に少なくとも 2 回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約 3,700～2,100 年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、同断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。



宮城県内の活断層の分布（図中の市町村名は平成 16 年 6 月現在）

※丸数字は前頁の活断層一覧に対応

### 第3 宮城県内の地震観測体制

昭和 53 年 6 月 12 日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年 8 月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国 8 地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（84 箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（19 基）が設置されている。

国においては、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成 18 年度から平成 21 年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成 23 年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムの開発、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。

宮城県の防災対策上、地震等観測体制の強化は重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成 15 年 7 月 28 日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られている。

## 第4 宮城県の地震被害

### 1 過去の地震・津波災害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋の沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、昭和 31 年(1956 年)の白石の地震(M6.0)、明治 33 年(1900 年)(M7.0)と明治 37 年(1962 年)(M6.5:宮城県北部地震)に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、平成 20 年(2008 年)6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震(M7.2)で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋の沖合いでは、明治 29 年(1896 年)の明治三陸地震(M8.2)や昭和 8 年(1933 年)の三陸地震(M8.1)、昭和 43 年(1968 年)十勝沖地震(M7.9)のように M8 クラスの巨大地震が発生することがある。この二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、昭和 53 年(1978 年)宮城県沖地震(M7.4)の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害により市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、安政 2 年(1855 年)(M7.1/4)、明治 30 年(1897 年)(M7.4)、昭和 11 年(1936 年)(M7.4)と、ほぼ 40 年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

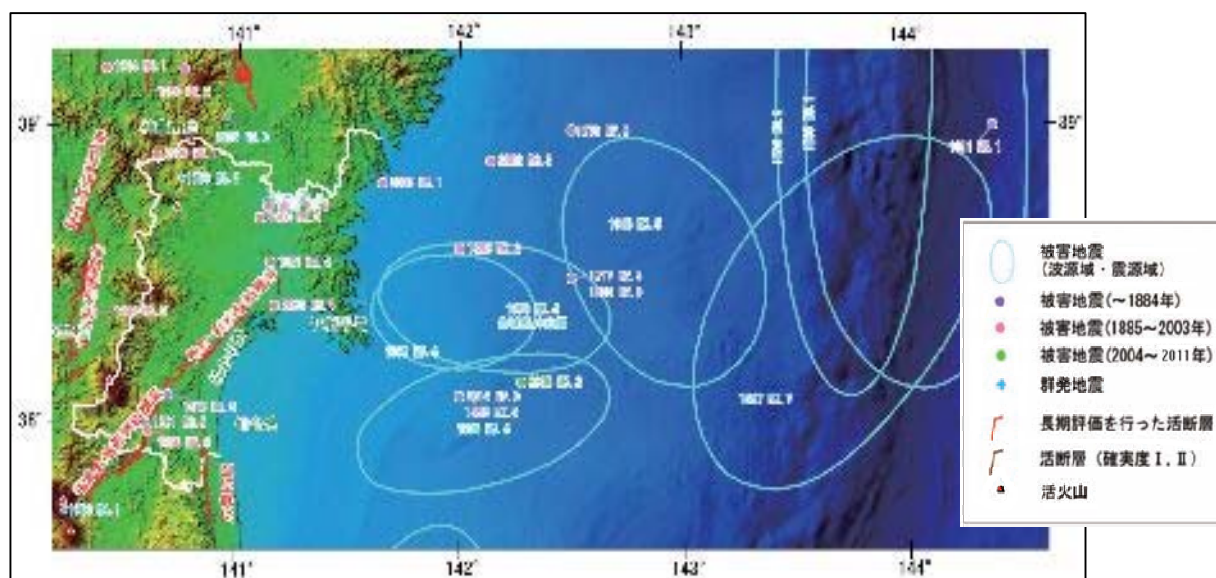
また、平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

表1-3-2 宮城県に被害を及ぼした主な地震

| 西暦<br>(和暦)             | 地域(名称)          | M           | 主な被害                                           | 被害の出典      |
|------------------------|-----------------|-------------|------------------------------------------------|------------|
| 869. 7. 13<br>(貞観 11)  | 三陸沿岸            | 8.3         | (家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者 1,000。)              | 宮城県        |
| 1611. 12. 2<br>(慶長 16) | 三陸沿岸及び<br>北海道東岸 | 8.1         | (津波があり、伊達領で溺死者 1,783、南部・津軽で人馬の死 3,000 以上。)     | 新編日本被害地震総覧 |
| 1646. 6. 9<br>(正保 3)   | 陸前・岩代・下野        | 6.5～<br>6.7 | 仙台城・白石城で被害。                                    | 理科年表       |
| 1793. 2. 17<br>(寛政 5)  | 陸前・陸中・磐城        | 8～8.4       | 仙台藩で死者 12、家屋破損 1,060 以上。                       | 新編日本被害地震総覧 |
| 1835. 7. 20<br>(天保 6)  | 仙台              | 7           | 仙台城石垣破損。                                       | 新編日本被害地震総覧 |
| 1896. 6. 15<br>(明治 29) | (明治三陸地震)        | 8.2         | 津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、家屋倒壊 854、同流出 3,121。 | 新編日本被害地震総覧 |

|                        |                      |     |                                                |                           |
|------------------------|----------------------|-----|------------------------------------------------|---------------------------|
| 1900. 5. 12<br>(明治 33) | 宮城県北部                | 7.0 | 遠田郡で被害最大。死者 13、負傷者 4、家屋全壊 44。                  | 新編日本被害地震総覧                |
| 1933. 3. 3<br>(昭和 8)   | (三陸地震)               | 8.1 | 津波による被害。死者・行方不明者 308、負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950。 | 新編日本被害地震総覧                |
| 1960. 5. 23<br>(昭和 35) | (チリ地震津波)             | 9.5 | 津波による被害。死者・行方不明者 54、負傷者 641、建物全壊 977、同流出 434。  | 新編日本被害地震総覧                |
| 1962. 4. 30<br>(昭和 37) | (宮城県北部地震)            | 6.5 | 田尻町・南方村を中心に被害。死者 3、負傷者 272、住家全壊 340。           | 新編日本被害地震総覧                |
| 1978. 6. 12<br>(昭和 53) | (1978 年宮城県沖地震)       | 7.4 | 死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。                    | 新編日本被害地震総覧                |
| 2003. 5. 26<br>(平成 15) | 宮城県沖<br>(三陸南地震)      | 7.1 | 重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033。                    | 宮城県<br>(H15. 6. 19 最終報告)  |
| 2003. 7. 26<br>(平成 15) | 宮城県北部<br>(宮城県北部連続地震) | 6.4 | 重軽傷者 675、住家全壊 1,250、住家半壊 3,726、一部破損 10,998。    | 宮城県<br>(H16. 1. 9 最終報告)   |
| 2005. 8. 16<br>(平成 17) | 宮城県沖                 | 7.2 | 負傷者 79                                         | 宮城県 (平成17年7月27日確定報)       |
| 2008. 6. 14<br>(平成 20) | 岩手・宮城内陸地震            | 7.2 | 死亡者 14、負傷者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部破損 1,733       | 宮城県 (平成 23 年 4 月 29 日現在)  |
| 2011. 3. 11<br>(平成 23) | 東北地方太平洋沖地震           | 9.0 | 死亡者 10,402、行方不明者 1,324、住家全壊 85,414             | 宮城県 (平成 24 年 11 月 30 日現在) |
| 2011. 4. 7<br>(平成 23)  | 宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震) | 7.2 |                                                |                           |

地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆



宮城県とその周辺の主な被害地震 (～2007 年 12 月)

2008 年 6 月及び 2011 年 3 月と 4 月の地震を追記

参考文献 地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)

：日本の地震活動 ―被害地震から見た地域別の特徴― &lt;第2版&gt;

## 2 市における過去の地震・津波災害

本市に影響を与えた近年の地震では、1978年（昭和53年）の宮城県沖地震（M7.4）、津波災害を引き起こした1960年（昭和35年）のチリ地震津波（M8.5）、2011年（平成23年）3月11日に発生し、巨大な津波により未曾有の被害を出した東北地方太平洋沖地震（M9.0）がある。

（地震編資料3-1 塩竈市における主な既往災害 参照）

### （1）宮城県沖地震

- ① 発生日時 昭和53年6月12日 17時14分
- ② 震源地 宮城県沖 震源の深さ約40km、東経 142度13分、北緯 38度09分
- ③ 規模 マグニチュード7.4、「塩竈」の震度5
- ④ 津波 津波警報発表（津波来襲なし）
- ⑤ 気象条件 天気：晴、気温：23℃、湿度：72%、風向：南、風速：1m
- ⑥ 地震被害の特徴

ア 都市化の進展により、ライフラインの被害が市民生活に大きな影響を及ぼした。

イ ブロック塀、石塀及び門柱の倒壊による死者が多く出た。

ウ 地盤の特性に起因する地震被害が出た。特に新興住宅地等の地形改変された地域に被害が集中した。

エ 夕食の炊事前ということもあり、民家の火災発生件数が著しく少なかった。

昭和53年の宮城県沖地震 本市の被害状況

| 区 分              |       | 被 害    | そ<br>の<br>他 | 田     | 流失・埋没 | -  | ha | 区 分   | 被害額(千円)   |
|------------------|-------|--------|-------------|-------|-------|----|----|-------|-----------|
| 人的被害             | 死者    | 1人     |             | 冠水    | -     | ha |    | 全壊家屋  | 66,500    |
|                  | 行方不明者 | -      |             | 流失・埋没 | -     | ha |    | 半壊家屋  | 101,500   |
|                  | 負傷者   | 重傷     |             | 冠水    | -     | ha |    | 一部破損  | 214,300   |
|                  |       | 軽傷     |             | 文教施設  | 14    | 箇所 |    | 非住家   | 97,730    |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 全壊    | 15棟    | の<br>他      | 病院    | 31    | 箇所 |    | 塀・土留等 | 190,600   |
|                  |       | 15世帯   |             | 道路    | 31    | 箇所 |    | 文教施設  | 25,238    |
|                  |       | 58人    |             | 橋梁    | 4     | 箇所 |    | 道路    | 86,433    |
|                  | 半壊    | 67棟    |             | 河川    | -     | 箇所 |    | 橋梁    | 20,000    |
|                  |       | 67世帯   |             | 港湾    | 7     | 箇所 |    | 港湾    | 41,000    |
|                  |       | 267人   |             | 漁港    | 17    | 箇所 |    | 水道    | 325,120   |
|                  | 一部損壊  | 551棟   |             | 砂防    | -     | 箇所 |    | 清掃施設  | 5,768     |
|                  |       | 551世帯  |             | 水道    | 7     | 箇所 |    | 崖くずれ  | 5,019     |
|                  |       | 2,233人 |             | 清掃施設  | 3     | 箇所 |    | 漁港    | 435,877   |
|                  | 床上浸水  | -棟     |             | 崖くずれ  | 14    | 箇所 |    | 水産関係  | 454,321   |
|                  |       | -世帯    |             | 鉄道不通  | 1     | 箇所 |    | 林業    | 2,730     |
|                  |       | -人     |             | 船舶被害  | -     | 箇所 |    | 海岸    | 305,000   |
|                  | 床下浸水  | -棟     |             | 通信被害  | -     | 箇所 |    | その他   | 1,540,316 |
|                  |       | -世帯    |             | その他   | -     | 箇所 |    |       |           |
|                  |       | -人     |             | り災世帯数 | 82    | 世帯 |    | 合 計   | 3,917,452 |
| 非住家              | 公共建物  | 14棟    | り災者数        |       | 325   | 人  |    |       |           |
|                  | その他   | 46棟    | 海岸          |       | -     |    |    |       |           |

## (2) チリ地震津波

1960年（昭和35年）、日本時間の5月23日午前4時11分に、南米チリ中部沿岸に発生し、チリ国内で1,743人の死者を出した巨大地震は、大津波を伴った。この津波は、日本時間の23日午後9時頃にハワイを襲って死者61人に至る大災害を起した後、地震発生から22時間以上を経過した、5月24日未明に日本の太平洋沿岸各地を襲った。

日本では、地震を感じなかったため、無警戒のまま津波に襲われた地区が多く、特に波高の大きかった三



陸沿岸の被害が最も多かった。死者119人、行方不明20人のうち、東北地方全体では、死者107人・行方不明15人を数える大惨事であった。

本市では海岸通及び北浜の海拔ゼロメートル地帯が、高さ3メートル前後の津波により一瞬のうちに泥水をかぶり、家財道具を運び出す暇もなかった。また、市営交通船及び松島湾遊覧船等60隻が陸に押し上げられた。この津波による死者は2人で、

負傷者も出た。

浦戸地区では、寒風沢本屋敷の海岸堤防がえぐりとられ、湾内の養殖施設は流され、水田にも塩水の被害があった。

なお、災害救助法が本市及び七ヶ浜町等11市町に適用された。

（写真 右上：海岸通に打上げられた船舶、左下：自衛隊による打上げられた船舶の撤去作業）

## (3) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年（平成23年）3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの地震による被害を「東日本大震災」と呼称する。

この地震によって本市では震度6強の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に発生した高い津波が沿岸部に襲来し、津波の高さは本土側では概ね1.5m～4.0m、浦戸地区では8m（標高）を超え、浸水範囲が本土地区では市域面積の約22%、浦戸地区では全島において居住区域に達するなど甚大な被害をもたらした。

## ① 人的被害死者 65名（平成25年4月1日現在）

ア 市内で亡くなられた方 17名

イ 市外で亡くなられた市民の方 30名

ウ 災害関連死 18名（市が設置する専門家の委員会によって震災と因果関係があると認定されたもの）

## ② 住家などの被害（平成25年4月）（単位：戸）

|    | 種 別 | 全 壊 | 大規模半壊 | 半 壊   | 一部破損  | 計      |
|----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|
| 津波 | 住 家 | 478 | 1,099 | 392   | 266   | 2,235  |
|    | 非住家 | 290 | 714   | 251   | 87    | 1,342  |
|    | 種 別 | 全 壊 | 大規模半壊 | 半 壊   | 一部破損  | 計      |
| 地震 | 住 家 | 194 | 358   | 1,439 | 6,727 | 8,708  |
|    | 非住家 | 55  | 71    | 234   | 688   | 1,048  |
|    | 種 別 | 全 壊 | 大規模半壊 | 半 壊   | 一部破損  | 計      |
| 計  | 住 家 | 672 | 1,455 | 1,823 | 6,993 | 10,943 |
|    | 非住家 | 345 | 785   | 485   | 775   | 2,390  |

※り災証明書発行状況より

## ③ 避難所及び避難場所の運営状況

| 月 日        | 避難所開所数（箇所） | 避難者数（人） | 備 考 |
|------------|------------|---------|-----|
| 平成23年3月11日 | 39         | 8,047   |     |
| 3月12日      | 46         | 8,771   |     |
| 4月 1日      | 6          | 770     |     |
| 5月 1日      | 5          | 333     |     |
| 6月 1日      | 4          | 100     |     |
| 7月 1日      | 2          | 41      |     |
| 7月13日      | 避難所閉鎖      |         |     |

## ④ 仮設住宅の状況（平成25年4月現在）

|              | 建設戸数  | 入居開始日      | 入居世帯数  |
|--------------|-------|------------|--------|
| 伊保石ステーション第1期 | 60 戸  | 平成23年4月28日 | 56 世帯  |
| 伊保石ステーション第2期 | 48 戸  | 平成23年5月13日 | 45 世帯  |
| 伊保石ステーション第3期 | 12 戸  | 平成23年6月13日 | 11 世帯  |
| 伊保石ステーション第4期 | 15 戸  | 平成23年7月 8日 | 14 世帯  |
| 塩釜ガス体育館駐車場   | 23 戸  | 平成23年6月11日 | 22 世帯  |
| 浦戸桂島地区       | 21 戸  | 平成23年6月25日 | 19 世帯  |
| 浦戸野々島地区      | 15 戸  | 平成23年7月 9日 | 13 世帯  |
| 浦戸寒風沢地区      | 12 戸  | 平成23年6月30日 | 11 世帯  |
| 合 計          | 206 戸 | —          | 191 世帯 |

## ⑤ 被害金額の状況（平成23年11月現在）（単位：千円）

| 項 目          | 被害金額          | 内 訳                           |
|--------------|---------------|-------------------------------|
| 交通関係         | 25, 141       | 市営汽船等                         |
| ライフライン施設     | 927, 700      | 水道、都市ガス、通信・放送施設               |
| 保健・医療福祉関係施設  | 448, 790      | 医療機関、民間保育所、保健センター、児童館等        |
| 建築物          | 60, 039, 566  | 被災建物                          |
| 民間施設等        | 12, 800, 000  | 工業関係、商業関係                     |
| 交通基盤施設       | 7, 472, 948   | 道路・橋りょう、港湾施設、下水道施設、その他公共土木施設等 |
| 農林水産関係       | 27, 213, 949  | 共同利用施設、塩釜漁港施設等                |
| 文教施設         | 204, 395      | 県立・市立学校、その他文教施設               |
| 文化財          | 4, 500        | 市指定文化財等                       |
| 廃棄物処理・し尿処理施設 | 130, 500      | 清掃工場                          |
| その他の公共施設     | 1, 174, 176   | 観光施設、消防・防災施設、警察関係施設等          |
| 合 計          | 110, 441, 665 |                               |

※直接的な被害金額を集計したもの。

数値については平成23年11月現在で把握できたものであり、今後変更となる可能性がある。

（地震総則 資料2－6 市における過去の災害一覧表 参照）

## 第4節 対象とする地震

県及び市では被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

### 第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、県が実施する、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震の想定、その想定結果に基づき対策を推進する。

- 1 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。
- 2 その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

### 第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は次の考え方に則る。

- 1 海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- 2 構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動
- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動

とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

### 第3 地震被害想定について

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和 59 年度～61 年度の第一次から平成 14 年度～15 年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から 8 年が経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

そのため、次期被害想定調査については、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 総 則

#### 第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、塩竈市は最大震度6強を記録し、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設にも甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

##### 1 行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、市庁舎の被害は少なかったが、災害対応の中心となる宮町庁舎や保健センター、水道部庁舎が被災し、移転を余儀なくされた。

##### 2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により本市に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

##### 3 物資の不足

物資を備蓄していた指定避難所や倉庫は地震の被害に遭わなかったが、ガソリンなど燃料が不足した。特に離島部では海上からの輸送ができず、多数の孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、日用生活用品等の不足も見られた。

##### 4 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、要支援者台帳を整備し、安否の確認を行ったところ、所在不明のため確認に時間を要した。

##### 5 地域防災力の不足

市では、自主防災組織率の向上に努めてきたが、東日本大震災での被害を受け、さらなる自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

##### 6 避難指示等の市民への情報途絶

地震による広域的な停電、市の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

#### 第2 基本的考え方

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、市、

県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

### 第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

#### 1 発生確率は低いが高レベルの地震動

(東北地方太平洋沖地震)

#### 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動

(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)

#### 3 発生確率は低いが高レベルの地震動

(長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」・・・沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

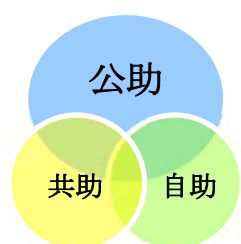
## 第2節 地震に強いまちの形成

### 目 的

市は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

この節では、『地震に強いまちづくり』を推進するにあたって必要な施策について定める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震に強いまちの形成に関する知識を習熟し、自主的に居住空間、事業所空間内の安全確保対策に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - (2) 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
  - (3) 多数の人々を収容する建築物等

耐震性の確保のため、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保

#### 第2 地震に強い都市構造の形成

市は次の地震に強い都市構造の形成を図る。

- 1 避難路、指定避難所及び避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- 2 危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備

### 3 建築物や公共施設の耐震・不燃化

### 4 水面・緑地帯の計画的確保

### 5 防災に配慮した土地利用への誘導

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

## 第3 揺れに強いまちづくりの推進

### 1 建築物の耐震化

市は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

### 2 耐震化を促進するための環境整備

市は、市民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

### 3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、建築物の耐震化を促進する。また、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

### 4 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

## 第4 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

### 1 計画期間

平成23年度～平成27年度

### 2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本市は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

### 3 対象事業の範囲

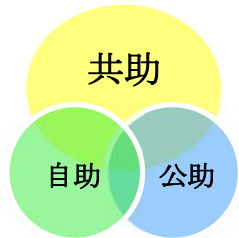
市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。

## 第5 長寿命化計画の作成

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を図る。

## 第6 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法第6条第2項の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災計画第3章第8節に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を図る。

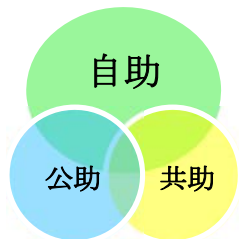


### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 揺れに強いまちづくりの推進

### 1 居住空間内外の安全確保対策

事業所等は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識を習熟し、事業所空間内の安全確保対策に努める。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 揺れに強いまちづくりの推進

### 1 居住空間内外の安全確保対策

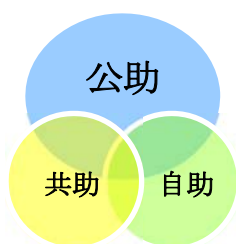
市民は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の習熟し、家具の適切な固定等により、居住空間内の安全確保対策に努める。

### 第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

#### 目 的

市及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を把握し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、市民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 土砂災害防止対策の推進

##### 1 現 況

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所 83 箇所、土石流危険渓流 4 箇所、山腹崩壊危険地区 1 箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。（宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、砂防総合情報システムMIDSK Iを活用。）

これらの災害防止にあたっては、県と協議しながら土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現状把握と警戒体制の整備を推進し、市は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。

なお、土砂災害危険箇所は資料編に示す下記のとおりである。

地震編資料 4－1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

地震編資料 4－2 土石流危険渓流一覧表

地震編資料 4－3 山腹崩壊危険地区一覧表

地震編資料 4－4 土砂災害危険箇所位置図（急傾斜、土石流）

##### 2 土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握するとともに、県が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

##### 3 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

（1）地震発生時には、速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう平時より市民に対し広報等により周知しておくとともに、危険区域の住民及び土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行い、また、必要に応じて防災措置に関する融資制度等により是正の促進を図る。

（2）地震発生後に、二次的な土砂災害が発生する恐れがあることを防災マップの作成、防災マニ

ュアルの配布、防災研修会の開催等により、関係住民に十分周知しておく。

(3) 非常時の市民への広報手段として、同報無線及び広報車等を活用するものとする。

(4) 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日から7日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は、県と連携を図りながら、市民に対し次のような広報活動を実施する。

① ポスター等の掲示

② 危険箇所パトロールの実施

#### 4 土地利用の適正化

市は県と連携して、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

### 第2 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業が実施される。

市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため県と連携して次の対策を推進する。

#### 1 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望することとする。なお、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

(3) 避難体制の整備

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、急傾斜地崩壊危険箇所、指定避難所及び避難場所及び避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

#### 2 急傾斜地崩壊危険箇所等の市民への周知

市は県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、急傾斜地崩壊危険箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住民への周知に努める。

### 第3 砂防設備

#### 1 砂防施設の整備

(1) 土石流危険渓流の把握

市は、県と連携して土石流危険渓流の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

(2) 防災パトロールの強化

特に危険性が高い土石流危険渓流を中心に、随時パトロールを実施することとする。地震後

には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

### (3) 避難体制の整備

土石流危険渓流については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、市は、防災マップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、住民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

## 2 土石流危険渓流の住民への周知

市は県と連携して、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、土石流危険渓流箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住民への周知に努める。

## 第4 治山施設

崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、治山対策の推進に努める。

## 第5 宅地造成規制

### 1 宅地造成工事規制区域の指定

災害が生じるおそれのある地域については、現況調査や、必要と認めるときは宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定を推進する。

### 2 宅地造成工事に対する規制

今後行われる宅地造成工事に対しては、宅地造成等規制法に定める技術的基準の順守を図るとともに、適正な宅地造成工事の指導育成、及び宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、パトロール等を実施する。

## 第6 液状化対策の推進

### 1 液状化対策

市域における液状化の危険度は、一部の地域を除き危険度は低い状況であるが、液状化現象は、強い地震の揺れにより地中の土粒子間の安定が崩れて地盤が液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

市及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策を実施する。

また、液状化し易い場所での地中配管設備等においては、地盤特性を十分に把握し、適切な工法の選定、建物等との取り付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じる。

### 2 液状化ハザードマップの作成

市は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップを作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

(図2-5 塩竈市の液状化危険度参照(宮城県沖地震連動型 $M_w=8.0$ )

### 3 市民への情報提供

住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、市は市民や建築物の施工主等に対し、周知を図るとともに実施の促進に努める。

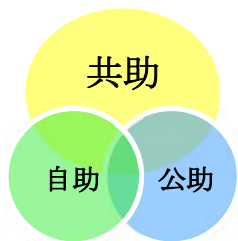
### 4 地盤データの収集及びデータベース化

市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努める。

## 第7 地盤沈下防止

埋立地等の人工地盤は地震に起因した地盤沈下が生じ易く、浸水等の災害に対してぜい弱である。特に海岸のゼロメートル地帯はその危険性が高い。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。

市は、県が実施する地盤沈下の未然防止対策としての地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視に協力する。

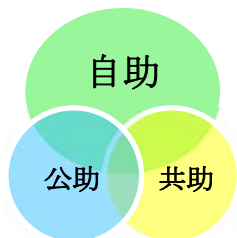


### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 土砂災害防止対策の推進

### 1 土砂災害危険箇所の調査把握

町内会等は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 土砂災害防止対策の推進

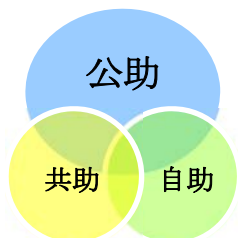
### 1 土砂災害危険箇所の調査把握

市民は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

## 第4節 海岸保全施設等の整備

### 目 的

市及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、農地、漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 海岸保全施設等の整備

### 1 市の海岸保全施設

過去のチリ地震津波や、発生が予想されていた宮城県沖地震の津波に対応した防潮堤等の整備が進められてきたが、今回の津波はこれらを上回る規模であり海岸保全施設に甚大な被害を受けたことから、港湾管理者は、被災した防潮堤の復旧・整備を促進し、地震、津波等による震災対策の強化に努める。（津波編資料1 海岸保全施設に関する資料参照）

### 2 海岸保全事業等の実施

海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

なお、災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

## 第2 港湾・漁港等の施設

### 1 主要施設の耐震性確保

#### （1）港湾施設（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

港湾施設は、災害発生初期における避難・救助・緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送の拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動の確保に必要な最低限度の物流機能を維持するため極めて重要な施設である。このため、港湾管理者は、重要な拠点港湾である仙台塩釜港において、特に耐震性を考慮した耐震強化岸壁を整備するとともに、臨港道路等を整備し、被災地における物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の維持管理に努める。

#### （2）漁港施設（宮城県仙台地方振興事務所）

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周辺、及びこれらの災害を防止するため耐震性を考慮した岸壁及び防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港である塩釜港並びにその補完漁港及び離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。

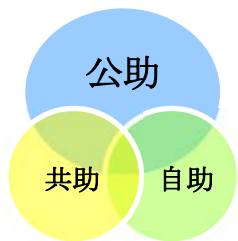
### 2 液状化対策の推進

港湾管理者及び漁港管理者は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を推進する。

## 第5節 交通施設の災害対策

### 目 的

道路、港湾、鉄道等は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、施設の管理者は交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 道路施設

市では、平常時においても都市交通の渋滞を来たしている状況であり、まして震災時における道路交通の確保は、避難路並びに消防及び救護活動などの緊急道路として重要な意義をもつ。そのため、道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(地震編資料5-1 塩竈市主要道路網図参照)

#### 1 道路

##### (1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。また、道路の新設や改築の整備に併せて、植樹帯の形成及び沿道の不燃化の促進など防火帯としての機能向上を図る。

##### (2) 避難路・避難階段の整備

市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

##### (3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信

頼性の高い道路網の整備を図る。

#### (4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、市と、国、県との情報の共有化を図る。

### 2 橋梁

落橋及び変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

### 3 トンネル

覆工コンクリート及び付帯施設の落下並びに坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

### 4 道路付属施設

#### (1) 避難誘導標識の整備

市は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための停電時の誘導灯の整備に努め、また電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

## 第2 港湾施設（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

### 1 港湾施設の整備

#### (1) 港湾施設の位置づけ

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。中でも仙台塩釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に3岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。

#### (2) 港湾施設の整備及び管理

仙台塩釜港・塩釜港区の港湾施設が震災によって被害を受け、岸壁が地盤沈下しているなど機能が低下している。また、防潮堤が未整備となっている北浜地区において、緑地護岸の早急な整備が必要となっている。

港湾管理者は、今後塩釜港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。

## 第3 漁港施設（宮城県仙台地方振興事務所）

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港である塩竈港及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。

## 第4 鉄道施設（東日本旅客鉄道㈱）

### 1 耐震性の強化

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し耐震性の強化

の向上を図る。

## 2 異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

## 3 線路巡回計画の策定

鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震発生後の線路巡回計画を定める。

## 4 線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

## 5 復旧体制の整備

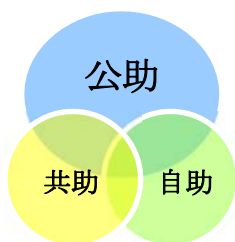
地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

## 第6節 都市の防災対策

### 目 的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等を活用するなど、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握しながら、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や指定避難所及び避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市街地再開発事業等の推進

### 1 市街地開発・整備

本市の市街地は、継続的に造成された埋立地に発達してきた。また、丘陵地においても急速に開発が進み、本土側のほとんどが市街化されるに至っている。住宅地においては、計画的に造成された大規模団地の多い北部地域と、無秩序に開発された市街地が広がり道路等の都市基盤に問題を抱えている地域に大別される。

前者においては一戸建て住宅を中心とした住環境の保全、後者においては都市再開発法に基づいた市街地再開発事業など、地域の実状に応じた土地の合理的で健全な高度利用と住環境の整備・改善を効果的に推進する。また、都市の耐震化・不燃化（準防火地域 A=210.0ha）を促進し災害に強いまちづくりを推進していく。

#### （1）低層木造建築物等密集市街地対策の推進

市は、都市再開発法(昭和44 年法律第38 号)に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

#### （2）既存建築物の耐震化の推進

市は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

### 2 開発行為の規制

開発許可制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための一つの手段であり、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更に対し、一定の防災上の技術的水準を保たせるため、道路、公園・緑地、排水施設及び給水施設など、必要な施設が基準に適用するよう的確な運用を図るものとする。

## 第2 土地区画整理事業の推進

都市の防災機能を向上させるためには、道路・下水道等の社会基盤整備を計画的に進め、土地利

用の集積を調整することが防災上も望まれるところである。本市では復興土地区画整理事業として、北浜・藤倉二丁目の整備を行い、ゆとりある環境と防災的観点を持った都市基盤整備を推進する。

### 1 土地区画整理事業による市街地の整備

市は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備に努める。

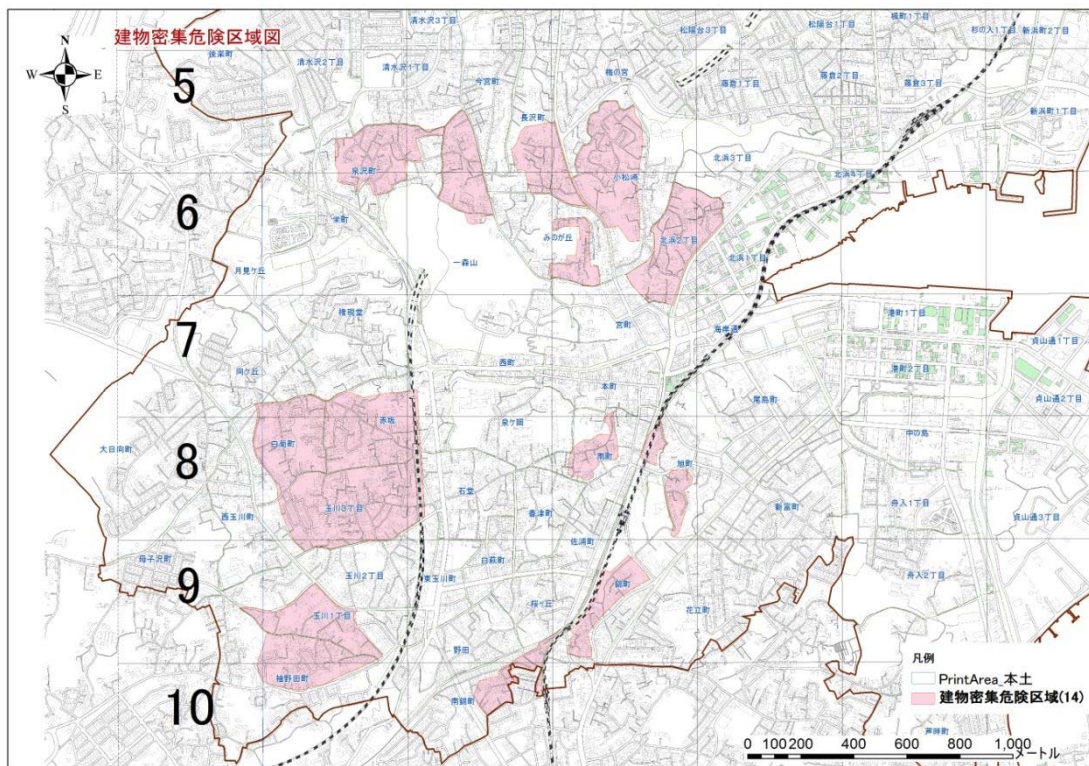
### 2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

### 3 木造住宅密集地域の対応

市域における建物密集危険区域の地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。本市における建物密集危険区域は図5-2 塩竈市建物密集危険区域のとおりである。

図5-2 塩竈市建物密集危険区域



## 第3 都市公園施設

市は、避難路・指定避難所及び避難場所・延焼遮断帯及び防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進を図るとともに、その配置についてはネットワーク化を図る。また、市が避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ、停電時の誘導灯等の整備を図る。(地震編資料5-3 塩竈市都市公園等位置図表参照)

### 1 公園の機能

公園の整備にあたっては、面積規模、既存施設などの条件を十分に活かし、災害時の拠点となるよう防災機能の強化を図りながら整備に努める。

### 2 緑地の保全・整備

緑地は、火災の延焼防止のための遮断帯及び緩衝帯として防災上重要な役割を担っている。このため、防災的な観点から緑地の積極的な保全に努める。

(1) 市街地においては、生け垣等緑化を推進する。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域と市街地との間においては、石油コンビナートで発生した災害が市街地に拡大することを防止するために、緑地及び運河等の公共水面の保全に努める。

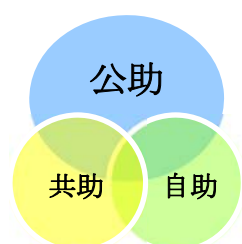
## 第7節 建築物等の耐震化対策

### 目的

地震及び火災等による建築物等の損壊及び消失を防止又は軽減するため、都市計画法・建築基準法等に基づき、地域特性に見合った整備手法を適用して建築物等の耐震化及び不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐震改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 公共建築物

### 1 公共建築物全般の対策

#### （1）耐震性、不燃性の確保

市は、災害時において応急活動対策の拠点となる市役所庁舎、避難施設となる学校や社会福祉施設等の避難行動要支援者用施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

#### （2）停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

### 2 市有建築物

（1）市は庁舎、学校、生涯学習施設、社会福祉施設等避難行動要支援者用施設及び不特定多数収容施設、消防団器具置場、特に防災上重要な公共建築物の地震による被害を最小限にとどめるため、『県有建築物の耐震診断実施方針』（平成8年2月制定）に準拠し、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密検査・補強工事等を行う。

なお、新築・改築の際には耐震性の一層の確保に努める。

（2）市は、新耐震基準制定（1981年・昭和56年）以前に設計施工された建築物のうち、防災拠点となる施設並びに避難及び救援に必要な施設を抽出し、必要に応じ耐震診断などを行い、補強及び補修に取り組む。

### 3 教育施設

学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒及び教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

#### （1）校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備及び拡充に努める。

(2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー・テレビ・本棚・実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

(4) 社会教育及び体育施設等においては、災害時の利用者等の安全確保方策及び職員の役割分担並びに情報連絡体制等防災体制に関する計画及びマニュアル等の整備を図る。

#### 4 耐震診断の実施及び公表

市及び県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

### 第2 一般建築物

#### 1 建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震性については、建築基準法により一定の基準が定められているが、1981年（昭和56年）に制度化された新耐震設計基準以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有しているとは言いがたい状況にある。

市は、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、一般市民等に対し、防災知識の普及・啓発に努め、建築物の所有者自らが、耐震化及び不燃化に努めるように指導する。

(1) 新築及び増改築の建築物

市は、新築及び増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。

また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。

(2) 既存の建築物

市は、耐震関係規定に係る既存不適格建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布、同年12月25日施行）の趣旨に基づき、既存不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事の普及啓発並びに指導・助言及び指示を行う。

#### 2 適正な維持管理の促進

市は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

(1) 市民からの地震対策に関する相談は、建設部定住促進課が当たる。

(2) パンフレット・リーフレット等を活用して、住宅等の耐震対策について啓発する。

### 第3 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

市は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を

行う。

※「特殊建築物」・・・劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅及び遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」・・・換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する換気設備に限る）及び非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）

#### 第4 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いのブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、危険ブロックの除去費用の一部助成を実施し安全対策を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの市民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

##### ※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

市では、ブロック塀等の安全点検の推進、通学路の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導等を行っている。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努める。

#### 第5 落下物防止対策

##### 1 調査及び改善指導

市は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について、その安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路管理者やその他の公共施設管理者は、看板などの屋外広告物や街路灯・道路標識類などの道路付帯構造物等が落下・飛散し被害が拡大することを防止するため、施設の点検・補修・補強を行うとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の啓発に努める。

##### 2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

#### 第6 建物内の安全対策

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努める。

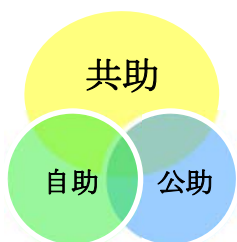
## 第7 高層建築物における安全対策

### 1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物（6階以上の建築物）の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

### 2 長周期振動対策及び啓発の実施

高層建築物の施設管理者は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 一般建築物

### 1 建築物の耐震改修の促進

事業者等は自らが所有する建築物の耐震化及び不燃化に努める。

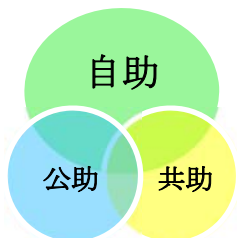
### 第2 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いの施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

### 第3 落下物防止対策

#### 1 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。



■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 一般建築物

### 1 建築物の耐震改修の促進

市民等は自らが所有する建築物の耐震化及び不燃化に努める。

### 第2 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いの市民は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新た

に設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策に努める。

### 第3 建物内の安全対策

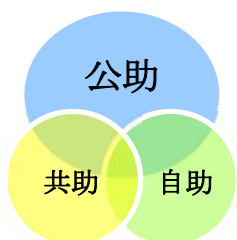
市民は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための安全対策に努める。

## 第8節 ライフライン施設等の予防対策

### 目 的

大規模災害の発生により、市民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となることから、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震化の強化、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 水道施設

### 1 水道施設の耐震性強化

- (1) 市は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、早期の復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化の優先順位を定めて計画的に行う。
- (2) 市は、これまで行ってきた複数水源の保持、配水管網のブロック化と送水管・配水幹線の相互連絡管の整備等を継続して実施していく。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 市は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等の非常用自家発電機等の適正な維持管理を徹底する。

### 2 応急用資機材の整備

市は、水道施設が被災した場合に直ちに応急対策活動に着手するため、応急復旧に必要な資機材の整備・備蓄を計画的に行うとともに、緊急時の調達方法を定めておく。

### 3 管路図等の整備

市は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

### 4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、震災時における水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統・初動体制・通信手段・応急復旧活動等に関する行動計画を常時整備する。
- (2) 市は、県から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

- (3) 大規模な災害予測を踏まえた市町村間の相互応援体制を整備する。(日本水道協会宮城県支部『災害時相互応援計画』に基づく)

## 5 教育・訓練等の実施

市は、平常時から震災時の応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催し、水道施設の地震災害時における応急復旧技術の習熟に努める。

## 第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災が市民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

(地震編資料5-4 塩竈市下水道幹線網図参照)

### 1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進する。

### 2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

### 3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

## 第3 電力施設(東北電力㈱塩釜営業所)

東北電力㈱塩釜営業所は、電力施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講じる。

### 1 送電設備

#### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

#### (2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

### 2 変電設備

(1) 機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。

(2) 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

### 3 配電設備

#### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

#### (2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

### 4 通信設備

昭和53年宮城県沖地震後に見直した耐震設計基準値に基づき設計する。

## 5 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

## 6 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

# 第4 ガス施設

## 1 都市ガス施設（塩釜ガス株）

(1) ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）並びに一般社団法人日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の配備を図る。

- ① 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
- ② 耐震性の向上（ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）
- ③ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。

(3) ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

## 2 液化石油ガス施設（(社)宮城県エルピーガス協会塩釜支部）

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

- ① 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
- ② 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握、温度上昇防止装置）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- ③ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と基準不適合設備の解消
- ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) (社)宮城県エルピーガス協会塩釜支部は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通

信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

### 3 広報の実施

ガス事業の管理者等は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

## 第5 電信・電話施設（東日本電信電話㈱宮城支店）

### 1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

#### （1）電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

#### （2）通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

#### （3）災害対策用機器の配置

可搬型無線機、ポータブル衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

### 2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

### 3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置及び充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

### 4 電源確保とふくそう対策

通信事業の管理者は、電源の確保等や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

## 第6 共同溝・電線共同溝の整備

市及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

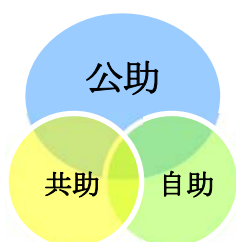
## 第9節 危険物施設等の予防対策

### 目 的

震災時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

また、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

#### 第2 危険物施設（塩釜地区消防事務組合塩釜消防署）

市内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、市及び防災機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

##### 1 安全指導の強化

- (1) 危険物施設等の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員及び危険物保安統括管理者に対して保安管理の向上を図るための講習及び研修会を実施し、災害時に備えた訓練の実施も併せて指導する。

また、危険物安全週間及び防災週間等の機会をとらえて、事業所、自衛消防組織及び地域住民を含めた訓練の実施について指導する。

- (2) 危険物施設について、消防法等の関係法令に基づき、立入検査等を実施し、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに不備欠陥事項について、早期改善指導を図る。また、あらゆる機会を通じて自主的な点検等についても指導する。

- (3) 危険物の運搬中の事故による火災等の発生を未然に防止するため、危険物を移送するタンクローリー車及び運搬車両の路上査察を実施する。

## 2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、地震に対する構造上の安全対策及び液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、また、耐震性の強化についての指導を行う。

## 3 自衛消防組織等の育成

- (1) 危険物施設の規模と実態に応じて、自衛消防組織の設置を指導し、危険物災害の予防と災害発生時の初期における防ぎよ活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援体制の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤及び中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。

## 4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

## 5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

# 第3 高圧ガス施設（宮城県仙台地方振興事務所）

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

# 第4 火薬類製造施設等（宮城県仙台地方振興事務所）

- 1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。
  - (1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。
  - (2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。
- 2 (社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- 3 消防関係機関は、(1)について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。
- 4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。
 

なお、警察は、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

# 第5 毒物及び劇物貯蔵施設（宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）

## 1 毒物・劇物貯蔵施設の把握

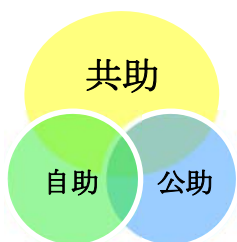
運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の

貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び耐震化に関する指導の徹底並びに防災関係機関との連携方策などについて定めておく。

- 2 該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。
- 3 該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。
- 4 毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 5 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。
- 6 災害で散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

## 第6 化学薬品等の出火防止対策（宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所・塩釜地区消防事務組合塩釜消防署）

市域の学校、病院及び研究施設等に保管されている化学薬品（危険物、毒物、劇物、薬品類）が、地震動で転倒又は落下し、混触や酸化により発火するなど火災を発生させるおそれがあるので、施設管理者に対する防災指導を行う。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 各施設の予防対策

各施設管理者（事業者等）は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。

## 第10節 防災知識の普及

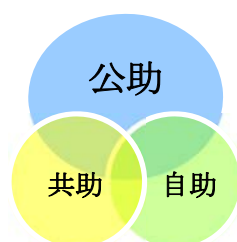
### 目 的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市・県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 防災知識の普及、徹底

### 1 職員への防災知識の普及

市は災害対策の中枢を担い、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、次による方法、内容を含むものとする。

#### (1) 教育の方法

- ①講習会・研修会の実施（地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用）
- ②各種防災訓練への積極的参加の促進
- ③防災活動マニュアルの作成・配布
- ④過去の災害現場の現地視察・調査の実施

#### (2) 教育内容

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割

- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 塩竈市地域防災計画の内容
- ⑧ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法）
- ⑨ 各種防災情報システムの操作方法等
- ⑩ 家庭及び地域における防災対策
- ⑪ その他必要な事項

## 2 市民への防災知識の普及

### （1）防災関連行事の実施

#### ① 総合防災訓練、講演会等の実施

市及び防災関係機関は、市民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練及び研修会等を実施する。

### （2）ハザードマップ等の活用

市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

### （3）普及・啓発の実施

市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、普及・啓発を図る。

#### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

- ①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④災害危険性に関する情報
  - ・各地域における避難対象地区
  - ・浸水地域の把握
  - ・孤立する可能性のある地区
  - ・浸水地域の把握
  - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- ⑤避難行動に関する知識
  - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
  - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
  - ・各地域における指定避難所及び避難場所及び避難路に関する知識 など
- ⑥家庭内での予防・安全対策
  - ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
  - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
  - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策
  - ・出火防止等の対策の内容
  - ・災害時の家族内の連絡方法、行動ルールを事前に決めること など
- ⑦災害時にとるべき行動
  - ・地震が発生した場合の出火防止
  - ・近隣の人々と協力して行う救助活動

- ・自動車運行の自粛
  - ・その他避難勧告等の発令時にとるべき行動
  - ・避難場所での行動 など
- ⑧その他
- ・正確な情報入手の方法
  - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - ・災害時の家族内の連絡体制の確保
  - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

#### (4) 避難行動要支援者及び観光客等への配慮

##### ① 避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や高齢者・障がい者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、外国人・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

##### ② 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

#### (5) 災害時の連絡方法の普及

##### ① 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、県及び市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

##### ② 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービスなどの普及を促進する。

#### (6) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

### 3 海岸等利用者及び沿岸部住民並びに船舶への防災知識の普及

(1) 関係市民及び事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

- ① 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。
- ② 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
- ③ 特に宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。

### 4 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

##### ① ハザードマップの作成・周知

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定避難所及び避難場所、避難路等を示すハザー

ドマップ等の整備を行い、市民等に対し周知を図る。

② ハザードマップの有効活用

市は、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所及び避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

## 5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察、自動車学校と連携し、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

市及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

## 第2 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

### 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

① 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

② 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 教育委員会及び生涯学習関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5 市教育委員会及び県は、防災教育及び防災体制の充実のために市内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画

の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

- 6 市教育委員会及び県は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 市教育委員会及び県は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 県及び市並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。

### 第3 市民の取組

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、また、防災ボランティア活動へ積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

さらに、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

#### 1 食料・飲料水等の備蓄

3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

#### 2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

#### 3 家族内連絡体制の構築

複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

#### 4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

#### 5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

### 第4 防災指導員の養成

市及び県は、県が実施する地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を積極的に開催する。

なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

### 第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

### 1 資料の収集及び公開

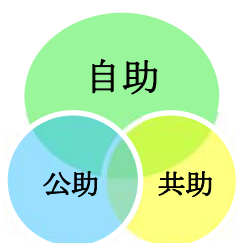
市及び県は、国と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

### 2 石碑やモニュメントの継承

市は、チリ地震、東日本大震災における津波高等について、石碑やモニュメント等の整備により正しく後世に伝える。

### 3 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 防災知識の普及、徹底

### 1 ドライバーへの啓発

#### (1) 徒歩による避難の原則の徹底

徒歩による避難の原則を徹底する。

#### (2) 運転中における発災時の対応の周知

車両運転者は可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難し、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとし、避難する。

## 第2 市民の取組

1 市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じる。

2 自発的な防災活動に参加し、また、防災ボランティア活動へ積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

3 「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

### 4 食料・飲料水等の備蓄

3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

### 5 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

### 6 家族内連絡体制の構築

複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

**7 防災訓練への参加**

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

**8 防災関連設備等の準備**

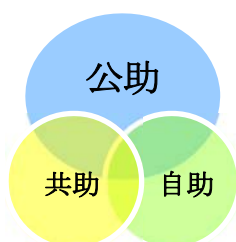
非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

## 第11節 地震防災訓練の実施

### 目 的

市は、地震発生時に防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、地震発生時の初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行うものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震防災訓練に積極的に参加するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 防災訓練の実施とフィードバック

### 1 定期的な実施

市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件を想定し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、市民にとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

### 2 地域の実情に応じた内容

市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる季節や天候に応じた内容における実施についても配慮する。

### 3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

### 4 課題の発見

市は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

### 5 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第2 防災訓練

### 1 総合防災訓練

市は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日に地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、宮城海上保安部といった防災関係機関等の参加

も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、市内全小中学校及び教職員等の多様な世代から多数の住民が参加し、高齢者、障がい者、避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

### 第3 石油コンビナートの防災訓練

昭和53年（1978年）宮城県沖地震による災害の教訓を踏まえ、宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき防災関係機関と特定事業所の緊密な連携を図りながら防災訓練を行う。

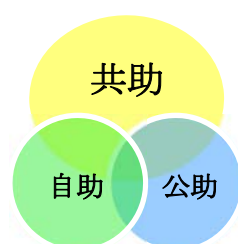
これは、災害応急対策のための実践的技能の向上と一体活動体制の確立を図り、併せて事業所従業員の防災意識及び周辺住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施する。

### 第4 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

### 第5 学校等の防災訓練

- 1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定避難所や避難場所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

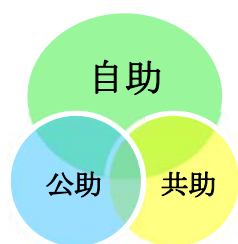


## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 防災訓練

#### 1 総合防災訓練

自主防災組織、民間企業等は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）に合わせ、6月第2日曜日の総合防災訓練に参加し、高齢者、障がい者、避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 防災訓練

#### 1 総合防災訓練

市民、自主防災組織、民間企業等は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日の総合防災訓練に参加し、高齢者、障がい者、避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

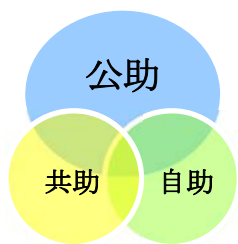
## 第12節 自主防災組織の育成

### 目 的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、地域住民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

##### 1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制の整備が必要である。

##### 2 自主防災組織の活動に当たって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、市民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という『自助・共助』の意識の下に行動することが必要である。また、市民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることから、防災訓練等への積極的参加及び防災用資機材の整備・点検並びに習熟が重要である。

#### 第2 自主防災組織の育成・指導

##### 1 市の役割

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。市は、自主防災組織等の未組織地区に対し積極的に組織化を呼びかける。

- (1) 市は、塩竈市自主防災組織推進要綱（平成7年10月20日庁訓第22号）に基づき町内会及び自治会等を中心とする自主防災組織の育成を積極的に推進する。
- (2) 市は、塩竈市自主防災組織助成要綱（平成16年9月1日庁訓第16号）に基づき、自主防災組織の育成強化を図るものとする。
- (3) 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓

練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

- (4) 市は、「各種防災組織への資機材整備のための助成金制度（平成24年度～平成26年度）」を創設し、自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材を配備する。
- (5) 市は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、塩竈市自主防災組織連絡協議会や防災関係機関と連携に努める。

### 第3 自主防災組織の活動の支援

市は自主防災組織の次の活動を支援する。

#### 1 平常時の活動

##### (1) 訓練の実施等

###### ① 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう情報収集訓練・避難訓練・消火訓練・炊き出し訓練等を実施し、防災意識の高揚を図る。

###### ② 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、コミュニティ活動を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

###### ③ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

###### ④ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所及び避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

###### ⑤ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

##### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における危険箇所等の防災点検を実施する。

##### (3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

##### (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

##### (5) 地域コミュニティによる防災マップの作成

市から提供される防災情報を活用し、災害発生時に慌てず冷静に素早く適切な対応ができるよう必要な情報を掲載した防災マップを、地域住民が主体となって作成する。

## 2 地震・津波発生時の活動

### (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ① 地域内の被害情報の収集方法
- ② 連絡をとる防災関係機関
- ③ 防災関係機関との連絡方法
- ④ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

### (3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療機関へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

### (4) 避難の実施

市長、警察官等から避難の勧告又は指示が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。避難の実施に当たって、次の点に留意する。

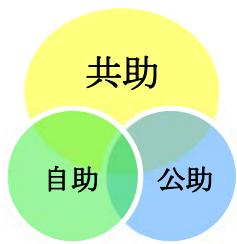
- ① 自主防災組織は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
  - ア 市街地……………火災、落下物、危険物
  - イ 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
  - ウ 海岸地域……………津波
- ② 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。
- ③ 高齢者、障がい者、その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

### (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

## 3 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる各防犯協会に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 訓練の実施等

- ① 防災訓練への参加し、災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう情報収集訓練・避難訓練・消火訓練・炊き出し訓練等を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ② 市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、コミュニティ活動を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
- ③ 火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。
- ④ 避難の要領を熟知し、指定避難所及び避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう避難訓練を実施する。
- ⑤ 家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

##### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における危険箇所等の防災点検を実施する。

##### (3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

##### (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

##### (5) 地域コミュニティによる防災マップの作成

市から提供される防災情報を活用し、災害発生時に慌てず冷静に素早く適切な対応ができるよう必要な情報を掲載した防災マップを、地域住民が主体となって作成する。

#### 2 地震・津波発生時の活動

##### (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達する。

##### (2) 出火防止及び初期消火

火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

##### (3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を

確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療機関へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難の勧告又は指示が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

自主防災組織は炊き出し、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

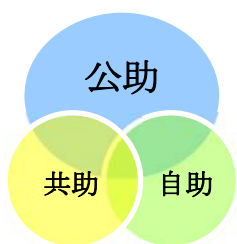
### 第13節 防災ボランティアの受入れ

#### 目 的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した防災ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、防災ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防災ボランティアの役割

防災ボランティアとは、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供する崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携をはかりつつ組織的に活動するものをいう。

防災ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

##### 1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所の運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

##### 2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) 被災地小・中学生の学習支援
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

## 第2 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、日本赤十字社や社会福祉協議会等、ボランティア関係団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について、整備を推進する。

## 第3 防災ボランティアの受入れ体制（塩釜市社会福祉協議会）

### 1 防災ボランティアの受入れ体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

防災ボランティアの受け入れは、塩釜市社会福祉協議会が中心となって、速やかに防災ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

#### （1）ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ちに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から防災ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の防災ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市と協力し、防災ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

#### （2）防災ボランティア受入れ拠点の整備

防災ボランティアセンターの設置場所の決定や責任者の決定、担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

#### （3）受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、防災ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

#### （4）防災ボランティア関係団体とのネットワークの整備

防災ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

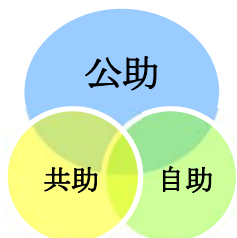
### 2 行政の支援

市は、防災ボランティア受け入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりについて、塩釜市社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

## 第14節 企業等の防災対策の推進

### 目的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 企業等の役割

### 1 企業等の活動

#### (1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練の参加等を呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に行う。

#### (2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業の継続的な実施力の向上に努める。

#### (3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮する。

#### (4) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

### 2 市、県及び防災関係機関の役割

#### (1) 防災に関するアドバイスの実施

市、県、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

#### (2) 企業の防災力向上対策

市は、企業のトップから従業員の防災意識の高揚を図る優良企業表彰、企業の防災に係る取

組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

## 第2 企業等の防災組織

企業等は、自衛消防組織等を編成する等、また、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

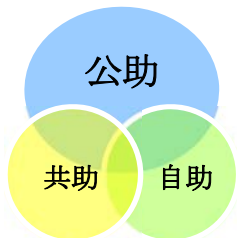
企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

## 第15節 地震調査研究等の推進

### 目 的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関で行われている情報及び県における調査を収集・整理し、震災対策に生かすよう努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 被害想定状況調査（宮城県）

##### 1 地震被害想定調査等の実施

- （1）第一次地震被害想定調査(昭和59年度～61年度)
- （2）第二次地震被害想定調査(平成 7年度～ 8年度)
- （3）第三次地震被害想定調査(平成14年度～15年度)
- （4）第四次地震被害想定調査(平成22年度～23年度 東日本大震災の発生により中止)

##### 2 津波被害想定調査の実施

- （1）津波被害想定調査(昭和59年度～61年度)
- （2）津波浸水域予測図の作成(平成14年度～15年度)

##### 3 主要活断層の調査

- （1）長町～利府線断層帯(平成7年度～12年度)
- （2）仙台平野南部地域地下構造調査(平成14年度～16年度)

#### 第2 調査研究項目

調査研究については、平成15年度に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などと連携し、概ね次の事項について実施する。

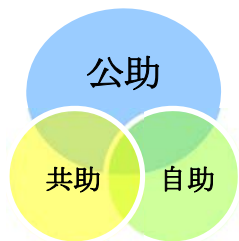
- ①本市における地震災害の想定
- ②公共施設等の耐震性の基準作成等
- ③国・県・大学等の地震災害関連研究結果の収集・分析

## 第16節 情報通信網の整備

### 目 的

大規模震災時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市における災害通信網の整備

東日本大震災では、固定電話、携帯電話が不通になり、避難所や防災関係機関等の連絡に支障が生じ、災害応急活動等に支障をきたした。特に、浦戸地区との連絡手段が確保できず、被害状況の把握に困難を極めた。

また、市民等への主な情報連絡手段である防災行政無線が津波により被災した。市は、このような実態を踏まえ、次の対策を実施する。

##### 1 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、離島の浦戸地区や消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図る。

##### 2 市防災行政無線の整備拡充

(1) 市は、災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化を図る。

(2) 消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し市民へ周知する。

(3) 市防災行政無線の概要

###### ① 同報系無線

同報通信方法により、市民に対して直接災害情報等を伝達するため、市役所本庁舎に基地局を設置し、遠隔制御器等及び拡声屋外子局を整備し、迅速な情報の提供に努める。

###### ② 移動系無線

各種情報収集体制に機動力を発揮するため、同報系システムと同じく市役所本庁舎に基地局を設置し、車載型無線機及び携帯型無線機を配備し、機動力を発揮して迅速な現場からの情報の収集に活用する。

## ＜本市の防災行政無線設備＞

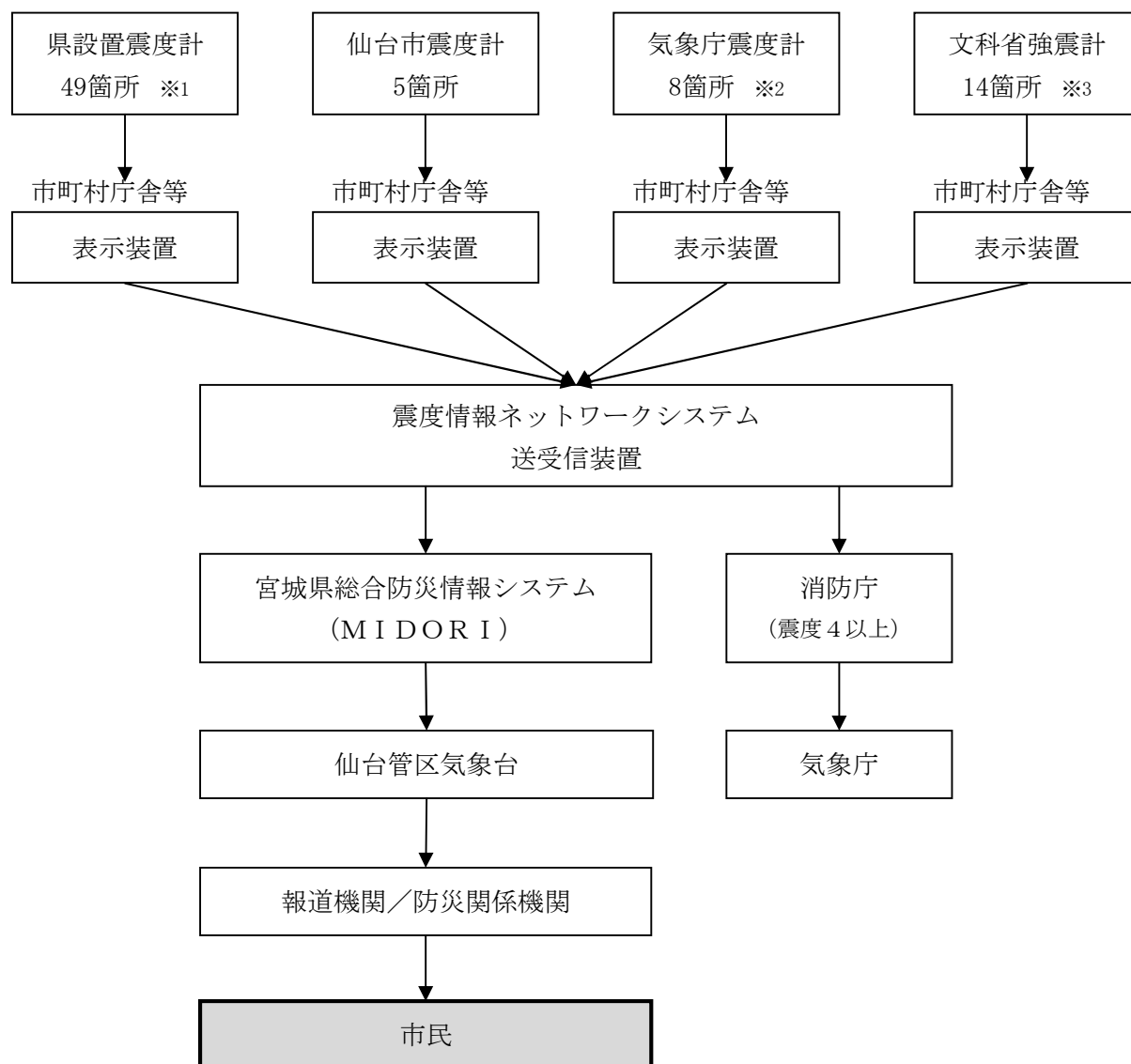
| 機器名<br>種別 | 親局・基地局 | 遠隔制御機 | 拡声屋外子局 | 戸別受信機 | 非常用電源 | 車載型無線機 | 携帯型無線機 | 自動通信記録装置 |
|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|----------|
| 同報系       | 1      | 2     | 78     |       | 1     |        |        | 1        |
| 移動系       | 1      |       |        |       | 1     | 6      | 106    |          |

## 3 宮城県地域衛星通信ネットワーク

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、宮城県地域衛星通信ネットワークを活用し、県と連携を図り充実及び強化に努める。

## 4 震度情報ネットワークシステム

本市においては、平成8年度に地震計を設置し、平成15年度より下記の場所へ移設を行った。これは、地震発生後に本市の震度が即時に表示されるばかりでなく県内各地の震度データ等が県庁に収集される。また、これらのデータは、最大震度4以上を観測した場合、直ちに国（消防庁）に対し自動伝送され、国等の迅速な応援体制の確立に万全を期すシステムである。



- ※1 県設置震度計 下記以外の市町村  
 ※2 気象庁震度計 大崎市（旧古川市）、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市（旧栗駒町）、登米市（旧中田町）南三陸町（旧志津川町）（気象庁震度計13基のうちネットワークに接続のもの8基）  
 ※3 文科省強震計 仙台市（宮城野区）、石巻市（旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町）、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市（旧鳴子町）、栗原市（旧築館町）、登米市（旧東和町、旧豊里町）、南三陸町（旧歌津町）

＜塩竈市における震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計等設置場所＞

|                |          |
|----------------|----------|
| 強震計及び表示装置設置場所・ | 左記の住所    |
| 塩竈市役所          | 塩竈市旭町1-1 |

## 5 一般電話

災害時には、必要な通信を確保するため、災害時優先電話を有効活用する。

## 6 災害通信手段の整備

### （1）通信手段の確保

電話による災害に関する情報連絡等について、有線・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し、地震に備え機器の転落防止及び予備電源の確保を図る。

### （2）通信手段の多様化

移動系無線の整備拡充により通信手段の多様化を図り、情報収集機能の向上に努める。

## 7 無線従事者養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

## 第2 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムを構築し、発災初動時における情報収集連絡体制を確立する。

## 第3 地域住民等に対する通信手段の整備

### 1 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

### 2 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民報放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、市防災行政無線に関してはデジタル化し、音声を受信できる戸別受信機の導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

### 3 避難行動要支援者への配慮

#### （1）防災ラジオの提供

市は、避難行動要支援者に対して、防災ラジオの提供を行う。

#### 第4 孤立想定地域の通信手段の確保

市は、浦戸地区が東日本大震災において長期間孤立した地域性を踏まえ、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段を確保する。

また、防災訓練等を通じ、通信機器や予備電源の確保、使用方法の習熟に努める。

#### 第5 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料を確保する。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置する。

#### 第6 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散化を図る。なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

#### 第7 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、市及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

#### 第8 災害伝言ダイヤル等の活用

市は、大規模な地震災害時には、被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる『災害伝言ダイヤル 171』や携帯電話各社が提供している『災害用伝言板』について市民へ周知する。

- (地震編資料 5－5-1 市防災行政無線（同報系）システム屋外子局一覧表)
- (地震編資料 5－5-2 防災行政無線（同報系）システム系統図)
- (地震編資料 5－5-3 防災行政無線（同報系）システム屋外子局位置図)
- (地震編資料 5－5-4 塩竈市防災行政無線（同報系）運用規則)
- (地震編資料 5－5-5 塩竈市防災行政無線局管理運用規定)
- (地震編資料 5－5-6 防災行政無線（移動系）構成及び配置)
- (地震編資料 5－5-7 無線運営管理帳票)

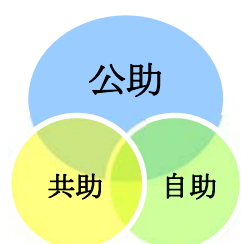
## 第17節 組織体制及び職員の配備体制の整備

### 目 的

大規模地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

また、事業所等は、事業業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市防災組織体制

市は総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

### 1 塩竈市防災会議

災害対策基本法及び塩竈市防災会議条例に基づき、塩竈市地域防災計画の作成及びその実施を推進するため、塩竈市防災会議を設置する。

なお、塩竈市防災会議は、「多様な多様な主体の参画による防災体制の確立、男女共同参画」の基本方針のもと、様々な専門的見地や視点を持つ委員の参画により実施する。

### 2 塩竈市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び塩竈市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、塩竈市地域防災計画の定めるところにより、塩竈市災害対策本部を設置する。

## 第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。

## 第3 市の配備体制

### 1 配備体制の明確化

市は、市域において震度4を観測する地震が発生した場合には警戒本部を、また、震度5弱以上を観測する地震が発生した場合には災害対策本部を自動的に設置する。この際、市長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

#### (1) 配備体制

塩竈市災害対策本部の組織は、『塩竈市災害対策本部条例』及び『塩竈市災害対策本部運営要綱』に基づくものとし、組織の概要は次のとおりである。

|         |          |                                                                                                     |
|---------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害対策本部長 | 災害対策副本部長 | 災害対策本部員                                                                                             |
| 市長      | 副市長      | 教育長<br>市民総務部長<br>健康福祉部長<br>産業環境部長<br>建設部長<br>水道部長<br>市立病院事務部長<br>教育部長<br>震災復興推進局長<br>その他本部長が必要と認める者 |
|         |          | 災害対策本部連絡室員                                                                                          |
|         |          | 本部連絡室長 危機管理監                                                                                        |
|         |          | 本部連絡室長補佐 市民安全課長                                                                                     |
|         |          | 本部連絡室員 市民安全課員                                                                                       |
|         |          | 本部連絡員 災対各部一名（災対各部長が指名した者）                                                                           |

## （２）指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を取れない場合、副市長が指揮をとる。それも困難な場合には教育長を第２順位とする。

## （３）災害対策本部の設置及び廃止

市長は、市域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要と認めたときに災害対策本部を設置（ただし、市内で震度５弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する）し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。そのため災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から自動設置となる場合と、市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、市災害対策本部標識を災害対策本部前に掲示又は撤去する。

## （４）本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

### ① 本部会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議する。

### ② 災対各部

災対各部は、市における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

### ③ 現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地災害対策本部を設置する。

## 2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、速やかな災害対策本部等の立ち上げを可能とする職員の参集手段を構築しておくものとする。

## 第4 マニュアルの作成

### 1 応急活動のためのマニュアル作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

## 第5 業務継続計画(BCP)

### 1 業務継続性の確保

#### (1) 業務継続計画(BCP)の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP: Business Continuity Planning)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

#### (2) 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

### 2 電源及び非常用通信手段の確保対策

#### (1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

#### (2) 再生可能エネルギーの導入推進

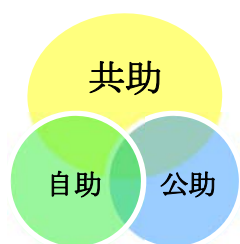
市は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

### 3 データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

### 4 職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 業務継続計画（BCP）

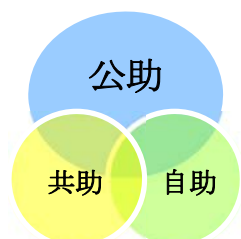
#### 1 業務継続性の確保

事業所等は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

## 第18節 防災拠点等の整備

### 目 的

市及び防災関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るものとする。また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図るものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防災拠点の整備

##### 1 防災拠点

- (1) 防災拠点型建物(市庁舎、消防署等)、避難型建物(学校、体育館等)、入所型建物(病院、社会福祉施設等)は、災害応急対応、救助、救護及び避難活動を実施する上で重要となるため、高い耐震性が要求される。このため、耐震診断を実施し、建替、改修及び補強に取り組む。
- (2) 災害時に防災活動のベースキャンプや住民の避難地、物資の流通配給基地等に活用される公園は、拠点避難場所としての防災化を図るものとする。

##### 2 災害対策本部

市は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。災害対策本部の機能維持が困難な場合は、塩釜ガス体育館に代替設置する。

##### 3 災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備に努めるとともに、当該学区内に緊急物資及び資機材等の備蓄倉庫を確保する。

##### 4 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

#### 第2 防災拠点機能の確保・充実

##### 1 市は防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

##### 2 市は、防災拠点施設において物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段を確保する。

##### 3 市は、庁舎等の防災拠点について被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

##### 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる市民への支援を図る。

- 5 市は、防災拠点避難場所機能の確保・充実のため、清水沢防災公園緑化事業を始めとする飲料水兼用耐震性貯水槽、防災トイレ（マンホールトイレ）、備蓄倉庫等の整備を推進する。
- 6 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

### 第3 ヘリポートの整備

近年、大規模地震災害時における消防・防災ヘリコプターの活動に対する期待が高まっており、各都道府県間の消防・防災ヘリコプターを用いた相互応援体制の強化が全国レベルで図られてきている。

本市においては、県防災ヘリコプター等の応援要請をする際に備え、防災ヘリコプターの活動拠点となるヘリポート（ヘリコプター場外離着陸場）の整備に努める。

＜宮城県防災ヘリコプター場外離着陸場＞（平成25年8月）

| 番号 | 離着陸場所                 | 所在地                       | 管理者           | 連絡先      | 規模            | 備考      |
|----|-----------------------|---------------------------|---------------|----------|---------------|---------|
| 1  | 玉川中学校<br>(玉川中学校グラウンド) | 塩竈市権現堂19-1 玉川<br>中学校グラウンド | 塩竈市長          | 364-1111 | 170m<br>×110m | 県防災計画掲載 |
| 2  | みなと公園<br>(塩釜港緑地)      | 塩竈市貞山通り3                  | 塩竈市長          | 364-1111 | 90m<br>×90m   |         |
| 3  | 浦戸桂島<br>(桂島漁港養殖作業施設)  | 塩竈市浦戸桂島字庵寺地<br>先 桂島漁港養殖施設 | 仙台地方振<br>興事務所 | 365-0191 | 150m<br>×100m |         |

＜塩竈市域の臨時ヘリポート適地一覧＞

| 番号 | ヘリポート適地の名称       | 所在地            | 施設<br>管理者 | 電話番号<br>(022) | 地積<br>(㎡)   | 用途 | 水利         | 所要<br>時間     |
|----|------------------|----------------|-----------|---------------|-------------|----|------------|--------------|
| 1  | 第三小学校            | 花立町15-1        | 学校長       | 362-2323      | 8,500㎡      | 一般 | 槽・栓<br>プール | 3分           |
| 2  | 第一小学校            | 泉ヶ丘1-1         | 学校長       | 362-2011      | 7,390㎡      | 一般 | 槽・栓<br>プール | 4分           |
| 3  | 第一中学校            | みのが丘3-1        | 学校長       | 362-1321      | 8,820㎡      | 一般 | 槽・栓<br>プール | 4分           |
| 4  | 杉の入小学校           | 杉の入1丁目<br>19-1 | 学校長       | 364-9440      | 30,967㎡     | 一般 | 槽・栓<br>プール | 5分           |
| 5  | 旧浦戸<br>第一小学校     | 浦戸寒風沢<br>字中目21 | 財政課       | 364-1111      | 6,250㎡      | 一般 | 水槽         | 30分<br>(消防艇) |
| 6  | 旧浦戸<br>第二小学校     | 浦戸桂島<br>字台23   | 財政課       | 364-1111      | 4,000㎡      | 一般 | 消火栓        | 25分<br>(消防艇) |
| 7  | 野々島（野々島<br>漁港施設） | 浦戸野々島字<br>川岸   | 財政課       | 364-1111      | 80m×40<br>m | 一般 |            |              |

※ 用途の一般とは、一般災害発生時の臨時ヘリポート適地である。

※ 水利については、火災発生時の水利の有無を記載している。

※ 所要時間については、市役所から自動車等での臨時ヘリポートまでの時間を言う。

既往ヘリコプター場外離着陸場については、地震編資料5-6 塩竈市公園及び防災ヘリ

コプター場外離着場位置図参照

## 第4 防災用資機材等の整備

### 1 市及び塩釜地区消防事務組合塩釜消防署が整備する資機材

#### (1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備充実を図る。  
また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。

#### (2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実に努める。

#### (3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

#### (4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。なお、関係機関及び団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

## 第5 防災用資機材等の確保対策

### 1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

### 2 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

### 3 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

### 4 救助用重機の確保対策

市は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、関係機関や事業者との連携により大型重機の確保に努める。

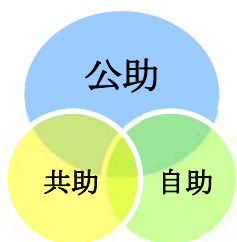
## 第19節 相互応援体制の整備

### 目 的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 相互応援体制の整備

### 1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

### 2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

### 3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

## 第2 市町村間の応援協定

### 1 相互応援協定の締結等

市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

#### (1) 連絡体制の確保

- ① 災害時における連絡担当部局の選定
- ② 夜間における連絡体制の確保

#### (2) 円滑な応援要請

- ① 主な応援要請事項の選定

② 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

## 2 県内市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

## 3 遠方の市町村間の相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も推進する。

## 4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

## 5 後方支援体制の構築

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

# 第3 県による市への応援

## 1 連携体制の構築

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 2 応援体制の強化

市及び県は、大規模災害が発生した際の応援を迅速かつ的確に実施できるよう、市・県合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

# 第4 非常時連絡体制の確保

## 1 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、衛星電話や衛星通信ネットワーク等非常時の通信手段を確保するよう努める。

## 2 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

# 第5 資機材及び施設等の相互利用

## 1 相互応援体制の強化

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

# 第6 救援活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

# 第7 関係団体との連携強化

市は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援

協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

＜塩竈市の応援協定の実績＞

| 協定年月日                | 協定名称                                                   | 協定機関                                                                       |
|----------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 市町村相互応援協定等</b>  |                                                        |                                                                            |
| 昭和48年3月1日            | 消防相互応援協定等<br>(地震編資料6-1)                                | 仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町の各町長、塩釜地区消防事務組合管理者                    |
| 平成7年11月14日           | 宮城「館」防災に関する相互応援協定<br>(地震編資料6-2)                        | 塩竈市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の各町村長                             |
| 平成10年2月19日           | 災害時における相互協力に関する覚書<br>(地震編資料6-3)                        | 塩竈市長、多賀城市長、七ヶ浜町長と塩竈市内郵便局代表(塩釜郵便局長)、多賀城市内郵便局代表(多賀城郵便局長)、七ヶ浜町内郵便局代表(吉田浜郵便局長) |
| 平成10年11月4日           | 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書<br>(宮城「館」懇談会の構成市町)<br>(地震編資料6-4) | 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村と宮城県石油商業協同組合黒川支部長                     |
| 平成16年7月26日           | 災害時における宮城県市町村相互応援協定(地震編資料6-5)                          | 県内全市町村                                                                     |
| 平成19年11月6日           | 災害時における相互支援に関する協定(地震編資料6-6)                            | 塩竈市長と山形県村山市長                                                               |
| 平成23年7月12日           | 災害時における相互支援に関する協定(地震編資料6-7)                            | 全国56市町(石油基地自治体協議会加盟団体)                                                     |
| 平成24年7月11日           | 災害時における相互支援に関する協定(地震編資料6-8)                            | 塩竈市長と愛知県碧南市長                                                               |
| 平成24年10月15日          | 災害時における相互応援に関する協定(地震編資料6-9)                            | 塩竈市長と長野県須坂市長                                                               |
| 平成25年8月2日            | 災害時における相互応援に関する協定(地震編資料6-10)                           | 塩竈市長と兵庫県養父市                                                                |
| <b>2 災害時における業務協力</b> |                                                        |                                                                            |
| 平成11年3月4日            | 災害時における業務協力に関する協定(地震編資料7-1)                            | 塩竈市長と(有)中央交通                                                               |
| 平成11年3月11日           | 災害時における業務協力に関する協定(地震編資料7-2)                            | 塩竈市長と(財)塩釜市シルバー人材センター                                                      |
| 平成17年2月24日           | 大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定の締結<br>(地震編資料7-3)            | 塩竈市長と(社)宮城県建築士会塩釜支部                                                        |
| 平成16年4月14日           | 緊急時における災害放送等に関する協定(地震編資料7-4)                           | 塩竈市長と塩釜ケーブルテレビ(株)                                                          |
| 平成16年4月14日           | 緊急時における災害放送等に関する協定(地震編資料7-5)                           | 塩竈市長とエフエムベイエリア(株)                                                          |
| 平成18年7月25日           | 災害時における応急復旧活動等に関する協定(地震編資料7-6)                         | 塩竈市長と仙塩地区管工事業協同組合                                                          |
| 平成20年2月19日           | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定<br>(地震編資料7-7)                   | 塩竈市長と塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会                                                   |

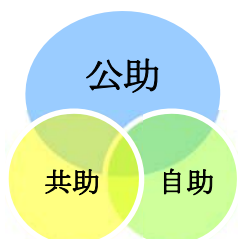
|                       |                                                         |                                                                                |
|-----------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成20年3月27日            | 電力設備災害復旧に関する協定<br>(地震編資料7-8)                            | 2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と東北電力株式会社塩釜営業所                                      |
| 平成20年10月20日           | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定<br>(地震編資料7-9)                    | 塩竈市長と株式会社レンタルのニッケン仙台営業所長                                                       |
| 平成21年3月30日            | 退職者災害時給水支援協定<br>(地震編資料7-10)                             | 塩竈市長と塩竈市水友会                                                                    |
| 3 災害発生時等の一時避難場所協定     |                                                         |                                                                                |
| 平成16年9月24日            | 災害発生時等の一時避難場所に関する協定(地震編資料8-1)                           | 塩竈市長とマリンゲート塩釜                                                                  |
| 平成16年9月24日            | 災害発生時等の一時避難場所に関する協定(地震編資料8-2)                           | 塩竈市長と仙台観光(株)                                                                   |
| 平成16年9月24日            | 災害発生時等の一時避難場所に関する協定(地震編資料8-3)                           | 塩竈市長と第二管区海上保安本部                                                                |
| 平成19年7月31日            | 災害発生時等の一時避難場所に関する協定(地震編資料8-4)                           | 塩竈市長とイオン(株)マックスバリュ事業本部                                                         |
| 平成23年3月1日             | 災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定<br>(地震編資料8-5)             | (1)障害者 社会福祉法人あしたば福祉会<br>社会福祉法人嶋福祉会<br>(2)高齢者 社会福祉法人千賀の浦福祉会<br>社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会 |
| 平成24年9月3日             | 災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定<br>(地震編資料8-6)             | 高齢者 社会福祉法人大和福寿会                                                                |
| 4 災害時における応急生活物資供給等の協力 |                                                         |                                                                                |
| 平成9年1月24日             | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(宮城「館」懇談会の構成市町)<br>(地震編資料9-1) | 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村とみやぎ生活協同組合理事長                             |
| 平成17年4月15日            | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定<br>(地震編資料9-2)                 | 塩竈市長と(株)ヨークベニマル                                                                |
| 平成17年4月15日            | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定<br>(地震編資料9-3)                 | 塩竈市長とロイヤルホームセンター(株)                                                            |
| 平成17年4月15日            | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定<br>(地震編資料9-4)                 | 塩竈市長と(株)やまや                                                                    |
| 平成19年7月31日            | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定<br>(地震編資料9-5)                 | 塩竈市長とイオン(株)マックスバリュ事業本部                                                         |
| 平成24年1月13日            | 災害時等における物資供給に関する協定(地震編資料9-6)                            | 塩竈市長とNPO法人コメリ災害対策センター                                                          |
| 5 災害時の医療救護活動に関する協定    |                                                         |                                                                                |
| 平成18年2月27日            | 災害時の医療救護活動に関する協定<br>(地震編資料10-1)                         | 2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と社団法人宮城県塩釜医師会                                       |
| 6 災害時の情報交換に関する協定      |                                                         |                                                                                |
| 平成21年8月31日            | 災害時の情報交換に関する協定<br>(地震編資料11-1)                           | 塩竈市長と国土交通省東北地方整備局長                                                             |

※ 各協定書等については、地震編資料6～11を参照

## 第20節 医療救護体制の整備

## 目 的

大規模地震災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が出ることが予想され、迅速な医療救護が要求される。その一方で、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性がある。このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。



## ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 医療機関の体制整備

## 1 市の役割

市は、災害時において多数の負傷者に適正な医療を提供するために、塩釜医師会、塩釜歯科医師会、塩釜薬剤師会及び塩釜地区消防事務組合と連携協力体制の整備を図るものとする。

なお、市は、『災害時の医療救護活動に関する協定』に基づき、塩釜医師会と連絡を取り、診療可能な医療機関を把握し、この旨を市民に広報するものとする。

## (1) 医療救護活動の担当部門の設置

- ① 市は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、市災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- ② 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。
- ③ 市は、医療救護体制について県が設置した地域災害医療仙台支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

## (2) 医療救護所の指定

- ① 市は、塩釜医師会、塩釜歯科医師会の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

医療救護所は次の箇所に医療救護所を設置する。また、医療救護所は必要に応じ、多数の被災者を収容している指定避難所にも設置することとする。

| 区 名     | 設置場所      | 所在地           |
|---------|-----------|---------------|
| 東 部 地 区 | 塩竈市立第三小学校 | 塩竈市花立町 15-1   |
| 西 部 地 区 | 塩竈市立玉川中学校 | 塩竈市権現堂 19-1   |
| 南 部 地 区 | 塩竈市立第一中学校 | 塩竈市みのが丘 3-1   |
| 北 部 地 区 | 塩竈市立第二中学校 | 塩竈市楓町二丁目 10-1 |
| 浦 戸 地 区 | 塩竈市立浦戸中学校 | 塩竈市浦戸野々島字馬越 8 |

- ② 市は、障がい者などの要支援者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療仙台支部に医療救護班の派遣を要請することと

し、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

### (3) 地域医療関係機関との連携体制

市は、塩釜医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結する。

### (4) 医療救護班の編成

① 塩釜医師会、塩釜歯科医師会の協力を得て医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては塩釜医師会、塩釜歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、県保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

② 市で編成された医療救護班については、県保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

### (5) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努める。

### (6) 負傷者の医療機関への搬送体制

医療救護所から医療機関への負傷者の搬送は、塩釜地区消防事務組合の救急車及び市との協定に基づく民間救急サービス車を利用する。なお、対応が困難な場合は、民間搬送機関に協力を要請するとともに、特に緊急の場合はヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

## 2 救急告示病院等

(1) 塩竈市地区における救急告示病院は次のとおりである。

＜塩釜地区消防事務組合管内救急告示病院＞

(平成25年4月現在)

| 番号 | 施設名                          | 所在地                 | 電 話          | 診療科目                                                         | 管理者   | 病床数   |
|----|------------------------------|---------------------|--------------|--------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 1  | 塩竈市立病院                       | 香津町 7-1             | 364<br>-5521 | 内、消、神内、呼内、循内、小、外、泌、産婦、眼、耳咽、整、麻酔、皮、リハ                         | 事業管理者 | 161   |
| 2  | 財団法人宮城厚生協会<br>坂総合病院          | 錦町 16-5             | 365<br>-5175 | 内、外、産婦、循、整、小、総合、形、病理、呼、泌、放、消、心、眼、糖尿、呼外、皮、精、脳外、耳咽、リハ、麻酔、漢方、救急 | 病院長   | 357   |
| 3  | 医療法人社団赤石会<br>赤石病院            | 花立町<br>22-42        | 362<br>-8131 | 外、脳外、小外、整、形、内、漢方内、救急、麻酔、放、リハ、呼外、気管外、消外、乳腺外、こう                | 病院長   | 79    |
| 4  | 医療法人寶樹会<br>仙塩利府病院            | 利府町<br>青葉台 2-2-108  | 355<br>-4111 | 内、外、整、形、眼、耳咽、泌、皮                                             | 病院長   | 108   |
| 5  | 医療法人友仁会<br>松島病院              | 松島町<br>高城字浜<br>1-26 | 354<br>-5811 | 内、消、神内、外、整、産婦、リハ、                                            | 病院長   | 99    |
| 6  | 社団法人日本海員掖<br>済会<br>宮城利府掖済会病院 | 利府町森郷字新<br>太子堂 51   | 767<br>-2151 | 内、循、呼、消、外、消外、こう、整、皮、泌、リハ、漢方内、透析                              | 病院長   | 100   |
|    | 計                            |                     |              |                                                              |       | 1,027 |

## (2) 災害拠点病院(宮城DMA T指定病院)

本市で災害時に市内の医療施設で対応できない場合、県の指定する次の災害拠点病院等（仙台医療圏）に収容するものとする。

なお、災害拠点病院は次の機能を有する。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ③ 自己完結型のDMA T及び医療救護班の派遣機能
- ④ 他の医療機関から派遣されたDMA Tや医療救護班の受入れ機能
- ⑤ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出

塩竈市に係る災害拠点病院（平成25年4月現在）

| 災害拠点病院   | 医療機関名<br>(担当エリア)              | 所在地                                        | ベッド数   |
|----------|-------------------------------|--------------------------------------------|--------|
| 基幹災害拠点病院 | 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター         | 仙台市宮城野区宮城野2丁目8-8<br>連絡先 022-293-1111（代表）   | 698床   |
| 地域災害拠点病院 | 仙台市立病院<br>(仙台市中心部)            | 仙台市若林区清水小路3-1<br>連絡先 022-266-7111（代表）      | 525床   |
|          | 東北大学病院<br>(仙台市西部)             | 仙台市青葉区星陵町1-1<br>連絡先 022-717-7007（代表）       | 1,253床 |
|          | 仙台赤十字病院<br>(仙台市南部及び名取・岩沼地区)   | 仙台市太白区八木山本町2丁目43-3<br>連絡先 022-243-1111（代表） | 400床   |
|          | 東北労災病院<br>(仙台市北部及び黒川地区)       | 仙台市青葉区台原4丁目3-21<br>連絡先 022-275-1111（代表）    | 548床   |
|          | 東北薬科大学病院<br>(仙台市東部及び塩釜地区)     | 仙台市宮城野区福室1丁目12-1<br>連絡先 022-259-1221（代表）   | 466床   |
|          | 公益財団法人 仙台市医療センター<br>仙台オープン病院* | 仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22-1<br>連絡先 022-252-1111（代表）  | 330床   |

(注) \*は平成25年までにDMA Tを整備し、宮城DMA T指定病院となるものとする。

## 3 医療機関の役割

- (1) 医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMA T等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。
- (2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- (3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

## 4 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 市及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確

保できるように、医療体制を整備する。

- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。また被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

## 第2 情報連絡体制の整備

市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段を整備する。

## 第3 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

### 1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

市は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを市役所及び医療救護所等に配備するとともに、緊急に必要とする医薬品及び医療資機材については、市内の各病院等及び薬局等に必要となる量を備蓄するよう呼びかける。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、市は、県の災害対策本部に対し、医薬品の供給要請を行い、宮城県医薬品卸組合から調達するものとする。

なお、市内の関係業者だけで不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』を締結している業者から調達するものとする。

### 2 マンパワーの確保

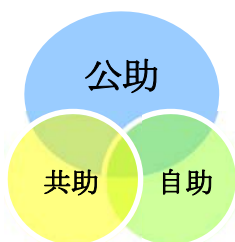
市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、塩釜医師会、塩釜歯科医師会や塩釜薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

## 第21節 火災予防対策

### 目 的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 出火防止、火災予防の徹底（塩釜地区消防事務組合）

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油及び電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。

このため、消防機関は出火につながる要因を分析、検討を加え、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、塩釜地区消防事務組合火災予防条例（昭和48年塩釜地区消防事務組合条例第2号）により、地震災害時における出火をできる限り防止する。

##### 1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時の火災は、火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃料器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及や火気使用設備・器具の点検と整備について指導を行い出火の抑制に努める。

##### 2 防災教育の推進

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間防火組織としての自主防災組織、婦人防火クラブ及び幼少年消防クラブ等が塩竈市全域に設立されるよう育成指導を強化する。

##### 3 出火防止のための査察・指導

消防機関は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店及び病院等の不特定多数の者が出入りする防火対象物並びに多量の火気を使用する工場等に対して、火災発生を未然に防止するため、重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒落下防止措置に加え、震災時における従業員の対応等について指導する。

##### 4 初期消火体制の強化

地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育及び防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、消防機関は、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、防火管理者の資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行する。

## 5 防火管理制度の確立

消防機関は、火災発生及び延焼拡大を防止するためにも、病院・店舗・旅館等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出・消防計画の作成・消防訓練の実施・消防用設備等の位置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制を確立させる。

なお、消防計画に定める主たる事項は、次のとおりである。

- (1) 自衛消防隊組織
- (2) 火気取扱・取締り・点検要領
- (3) 消防施設設備の点検・維持管理要領
- (4) 通報・消火・避難訓練・消防教育
- (5) 火災時の消火活動・通報・避難誘導の要領

## 第2 消防力の強化

### 1 消防資機材等の整備

#### (1) 車両及び資機材等の整備促進

- ①塩釜地区消防事務組合は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進を図り、消防力の強化に努める。
- ②市は消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の整備充実を図る。
- ③市は消防力強化の基盤となる消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の設置・整備に際しては、海等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組合せによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成23年度を初年度とする第4次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

本市における消防力の現況は次のとおりである。

## ＜消防ポンプ自動車等の配備状況＞

(平成25年4月現在)

| 塩釜消防署     |     | 塩竈市消防団（本団2、分団6、救護本部1） |         |        |
|-----------|-----|-----------------------|---------|--------|
|           |     | 消防団名                  | 塩竈消防団   | 浦戸消防団  |
| 消防職員数     | 42人 | 団員数                   | 87（165） | 65（80） |
| [消防車両等]   | 保有数 | [消防車両等]               | 保有数     |        |
| 大型高所放水車   | 1   | 普通消防自動車               | 3       |        |
| 大型水槽車     | 1   | 小型動力ポンプ積載車            |         | 5      |
| 水槽付きポンプ車  | 1   | ( )内数値は、条例定数。         |         |        |
| 普通ポンプ車    | 1   |                       |         |        |
| 指揮車       | 1   |                       |         |        |
| 消防連絡車     | 1   |                       |         |        |
| 搬送車（トラック） | 1   |                       |         |        |
| 高規格救急車    | 1   |                       |         |        |
| 消防艇       | 1   |                       |         |        |

## 2 消防団の育成

消防団とは、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として、救出救助及び消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化及びサラリーマン化等の問題を抱えており、その育成と強化を図ることが必要となってきた。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進に努める。

- (1) 消防団員の知識及び技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては、消防団への参加・協力等の環境づくりを進める。
- (2) 消防団員が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 若年層の入団促進のため事業所に対する協力要請を行い、消防団員の増強を図る。また、消防団員の資質向上を図るため、教育及び訓練の充実に努める。

## 3 連携強化

市は、平常時から消防署、消防団及び町内会、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

## 4 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

## 5 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

### 第3 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想される。そのため消防力強化の基盤となる消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の設置・整備に際しては、海等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組合せによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

なお、市における消防水利の現況は次のとおりである。

＜塩竈市の消防水利現況＞ 平成25年4月現在

| 消火栓 |           |          | 防火水槽 |         |       | 内耐震水槽 | その他         |       |
|-----|-----------|----------|------|---------|-------|-------|-------------|-------|
| 公設  | 75mm      | 27 基     | 公設   | 40 m³未満 | 11 基  | －     | プ<br>ー<br>ル | 11 箇所 |
|     | 100mm     | 447 基    |      | 40 m³以上 | 94 基  | 14 基  |             |       |
|     | 125～150mm | 332 基    |      | 60 m³以上 | 31 基  | 17 基  |             |       |
|     | 200mm     | 61 基     | 私設   |         |       |       |             |       |
|     | 250mm     | 68 基     |      |         |       |       |             |       |
|     | 300mm     | 101 基    |      |         |       |       |             |       |
| 合計  |           | 1, 036 基 | 合計   |         | 142 基 | 31 基  | 合計          | 11 箇所 |
|     |           |          |      |         |       |       |             |       |

(地震編資料12-1、12-2 塩竈市防火水槽一覧図表参照)

### 第4 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、震災時において、消防署及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制並びに活動要領の基準等の詳細については、塩釜地区消防事務組合が別に定める「消防計画」によるものとする。

### 第5 海上における火災の防止

#### 1 地震による火災の防止（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。市はこれに協力する。

##### (1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

##### (2) 一般船舶

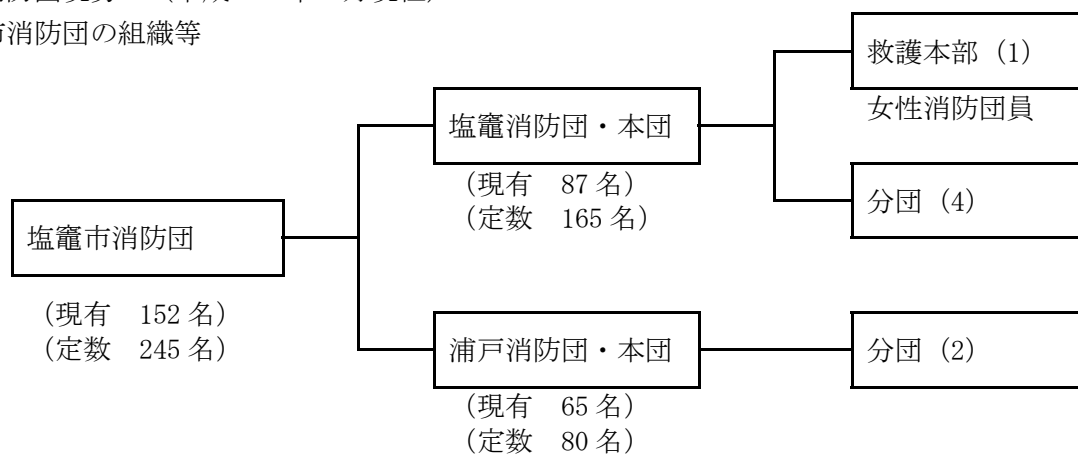
地震発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

#### 2 火災の予防

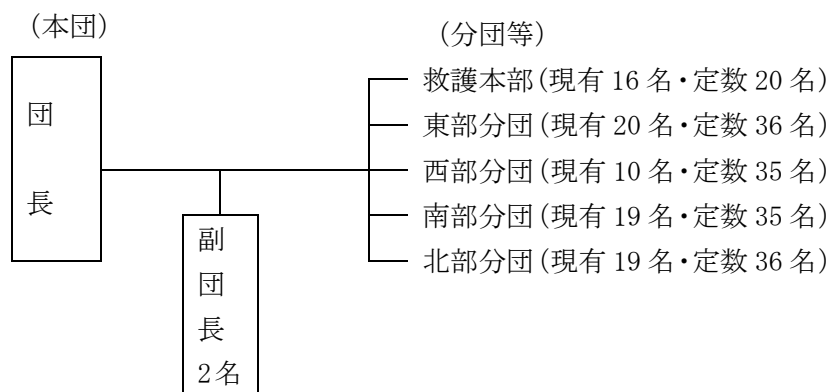
- (1) 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。
- (2) 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
- (3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

<塩竈市消防団現勢>（平成25年4月現在）

○ 塩竈市消防団の組織等



○ 塩竈市塩竈消防団の組織

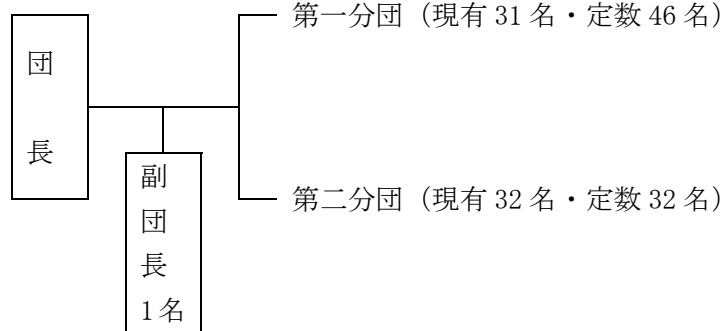


| 団名    | 階級   | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計 (定数)   |
|-------|------|----|-----|-----|------|----|----|----|----------|
|       | 分団名  |    |     |     |      |    |    |    |          |
| 塩竈消防団 | 本団   | 1  | 2   |     |      |    |    |    | 3 (3)    |
|       | 東部分団 |    |     | 1   | 1    | 4  | 5  | 9  | 20 (36)  |
|       | 西部分団 |    |     | 1   | 1    |    | 2  | 6  | 10 (35)  |
|       | 南部分団 |    |     | 1   | 1    | 3  | 3  | 11 | 19 (35)  |
|       | 北部分団 |    |     | 1   | 1    | 3  | 5  | 9  | 19 (36)  |
|       | 救護本部 |    |     |     |      |    | 2  | 14 | 16 (20)  |
| 合計    |      | 1  | 2   | 4   | 4    | 10 | 17 | 49 | 87 (165) |

○ 塩竈市浦戸消防団の組織

(本団)

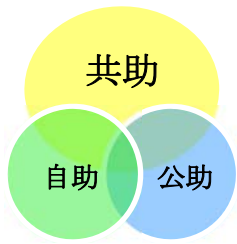
(分団等)



| 団名    | 階級<br>分団名     | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計 (定数)  |
|-------|---------------|----|-----|-----|------|----|----|----|---------|
|       |               |    |     |     |      |    |    |    |         |
| 浦戸消防団 | 本団            | 1  | 1   |     |      |    |    |    | 2 (2)   |
|       | 第一分団<br>(寒風沢) |    |     |     |      | 1  | 3  | 8  | 12 (24) |
|       | (野々島)         |    |     | 1   |      | 1  | 2  | 10 | 14 (12) |
|       | (朴島)          |    |     |     | 1    | 1  | 1  | 2  | 5 (10)  |
|       | 第二分団<br>(桂島)  |    |     | 1   | 1    | 1  | 5  | 18 | 26 (21) |
|       | (石浜)          |    |     |     |      | 1  | 2  | 3  | 6 (11)  |
| 合計    |               | 1  | 1   | 2   | 2    | 5  | 13 | 41 | 65 (80) |

○ 消防団の装備

| 団   | 分団名        | 普通ポンプ自動車 | 小型動力ポンプ | 積 載 車 |
|-----|------------|----------|---------|-------|
| 塩   | 東部分団       | 1        | 2       |       |
| 塩   | 西部分団       |          | 3       | 1     |
| 塩   | 南部分団       | 1        | 2       |       |
| 塩   | 北部分団       | 1        | 2       |       |
| 浦   | 第一分団 (野々島) |          | 1       | 1     |
| 浦   | 〃 (寒風沢)    |          | 2       | 1     |
| 浦   | 〃 (朴島)     |          | 2       |       |
| 浦   | 第二分団 (桂島)  |          | 3       | 1     |
| 浦   | 〃 (石浜)     |          | 1       | 1     |
| 合 計 |            | 3        | 18      | 5     |



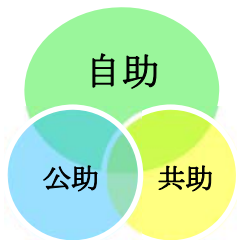
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 初期消火体制の強化

地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、事業所等にあっては、防災教育及び防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 初期消火体制の強化

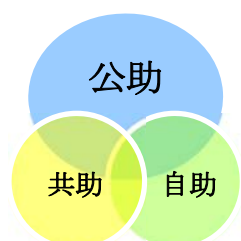
地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、市民は家庭にあっては、防災教育及び防災訓練により初期消火対策の確立を図る。

## 第22節 緊急輸送体制の整備

### 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び県、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 緊急輸送ネットワークの形成

##### 1 緊急輸送ネットワークの設定

市・県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

##### 2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

#### 第2 緊急輸送道路の確保（国土交通省仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、塩釜警察署、塩竈市）

##### 1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者（市・県・国）は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（「緊急輸送道路」という、以下同じ）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、港湾等管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている施設について、耐震化の整備等を進め、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

市はこれらの対策の実施に協力するものとする。

##### 2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。（緊急輸送道路ネットワークは地震編資料5-1 塩竈市主要道路網図参照）

##### 3 災害発生時の運転者の義務の周知

市は災害発生時において、災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、塩釜警察署が実施する、できる限り安全な方法により「車両を左

側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった運転者の義務等についての周知に協力する。

#### 4 道路啓開体制の整備

市及び道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

### 第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

### 第4 緊急輸送体制

#### 1 緊急通行車両に係る確認手続き(塩釜警察署)

市は、災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受けるものとする。

- (1) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、所管する各部が塩釜警察署で証明書等の交付を受ける。
- (2) 各部の所管する車両のうち、緊急通行車両確認証明書の交付を受けていない車両は、所管する各部が緊急通行車両確認申請書により塩釜警察署に申請し、証明書等の交付を受ける。
- (3) 各部で調達した車両は、上記(1)の手続きにより証明書等の交付を受ける。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 標章の長さの単位は、センチメートルとする。(縦 15cm×横 21cm)

#### 2 緊急輸送に関する協定

##### (1) 配送に関する協定

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとと

もに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

市は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて事前から検討しておく。

**3 緊急輸送の環境整備**

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

**4 燃料優先協定の締結**

市は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定を締結する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

**5 復旧体制の整備**

市及び道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

**第5 港湾・漁港機能の確保**

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

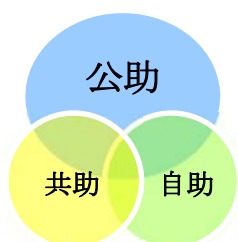
## 第23節 避難対策

### 目 的

大規模地震災害時には、地震あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定避難所及び避難場所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、地震災害時の避難対策の体制の確保に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 徒歩避難の原則の周知

東日本大震災の地震発生時には、自動車での避難が多数あり、渋滞や避難所付近の道路、指定避難所の校庭が混雑したことから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則を周知する。

#### 第2 避難所等の確保

##### 1 避難所等の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から市民が一時避難するための場所について、指定避難所、自主運営避難所並びに避難場所を確保し、これらの避難所等への誘導標識の設置等により、市民や外来者へ周知徹底する。

##### (1) 指定避難所（学校、公民館等）

指定避難所は市で開設運営する避難所

##### (2) 自主運営避難所（集会所等）

指定避難所での受け入れが困難な災害が発生したときに、町内会が開設から運営まで行う自主運営避難所と位置づけ、開設は短期間程度で指定避難所の補完をする避難所。

##### (3) 避難場所

一時的に避難するための広場、グラウンド等の空き地で市が指定した場所

なお、万一指定避難所等が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難所等を目指す必要が生じることについても周知徹底する。

##### 2 公共用地等の有効活用

市は、避難所等の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

##### 3 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

#### 4 交流拠点の避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定避難所等として活用する。

#### 5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定避難所と位置付けられる学校等には備蓄倉庫、通信設備を整備する。

#### 6 指定避難所等の条件

避難所、避難場所として指定する場合、高齢者、障がい者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、次の条件に留意する。

##### (1) 避難場所

- ① 火災による輻射熱並びに余震による被害の危険性のない場所であること。
- ② 津波及び浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ③ 地割れ及び崖崩れのおそれのない場所であること。
- ④ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- ⑤ 危険物施設等が近くにないこと。

##### (2) 指定避難所

- ① (1) の避難場所ですした条件を満たすところに建っている施設であること。
- ② 救援及び救護活動を実施することが可能であること。
- ③ 給水及び給食等の救助活動が可能であること。
- ④ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- ⑤ 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていること。
- ⑥ 指定避難所及びその近辺で、3日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていること。
- ⑦ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていること。

##### (3) 自主運営避難所

- (1)、(2) の条件をできるだけ満たす施設を設定する。

#### 7 指定避難所、避難場所及び自主運営避難所

本市の指定避難所、避難場所は、地震、津波、風水害の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設(場所含む)を指定する。なお、市は指定避難所、避難場所並びに自主運営避難所の抱える課題等の解消に努める。

指定避難所、避難場所一覧表

| 番号 | 名 称               | 所在地          | 収容対象地                | 避難所<br>収容人数 | 避難場所<br>収容人数 | 備考 |
|----|-------------------|--------------|----------------------|-------------|--------------|----|
| 1  | 市立第三小学校           | 花立町15-1      | 学区内地区                | 400         | 2,400        |    |
| 2  | 市立第三中学校           | 多賀城市笠神二丁目1-1 | 学区内地区                | 500         | 1,100        |    |
| 3  | 市立月見ヶ丘小学校         | 月見ヶ丘2-1      | 学区内地区                | 300         | 3,000        |    |
| 4  | 市立玉川小学校           | 玉川二丁目9-1     | 学区内地区                | 200         | 2,500        |    |
| 5  | 市立玉川中学校           | 権現堂19-1      | 学区内地区                | 400         | 8,400        |    |
| 6  | 塩竈市公民館            | 東玉川町9-1      | 南部地区の一部              | 200         | -            |    |
| 7  | 市立第一小学校           | 泉ヶ岡1-1       | 学区内地区                | 300         | 2,700        |    |
| 8  | 市立杉の入小学校          | 杉の入一丁目19-1   | 学区内地区                | 400         | 11,700       |    |
| 9  | 市立第二中学校           | 楓町二丁目10-1    | 学区内地区                | 400         | 4,800        |    |
| 10 | 市立第一中学校           | みのが丘3-1      | 学区内地区                | 300         | 3,000        |    |
| 11 | 市立第二小学校           | 小松崎10-1      | 学区内地区                | 400         | 3,300        |    |
| 12 | 旧市立浦戸第二小学校        | 浦戸桂島字台23     | 桂島、石浜                | 100         | 1,400        |    |
| 13 | 市立浦戸中学校、市立浦戸第二小学校 | 浦戸野々島字馬越8    | 野々島                  | 200         | 900          |    |
| 14 | 旧市立浦戸第一小学校        | 浦戸寒風沢字中月21   | 寒風沢                  | 100         | 1,300        |    |
| 15 | 県立塩竈高校(東キャンパス)    | 泉ヶ岡7-1       | 泉ヶ岡の一部、香津町           | 1,187       | 3,200        |    |
| 16 | 塩釜ガス体育館           | 今宮町9-1       | 伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢  | 549         | 3,100        |    |
| 17 | 塩竈市温水プール          | 杉の入裏39-173   | 新浜町2・3               | 40          | 2,100        | 新設 |
| 18 | 塩釜港湾合同庁舎          | 貞山通三丁目4-1    |                      | 450         | 130          | 新設 |
| 19 | 剣道場(一森山)          | 宮町7-15       |                      | 168         | -            | 新設 |
| 20 | 本町公民館             | 本町8-1        |                      | 188         | -            | 新設 |
| 21 | 稲荷神社境内            | 尾島町2-9       | 尾島町の一部、海岸通           |             | 200          |    |
| 22 | 塩竈市役所             | 旭町1-1        | 旭町、本町の一部             |             | 400          |    |
| 23 | 願成寺境内             | 錦町4-2        | 錦町の一部、佐浦町、旭町の一部      |             | 700          |    |
| 24 | 東玉川公園             | 石堂2          | 東玉川、白萩町、南錦町          |             | 300          |    |
| 25 | 玉川公園              | 母子沢町120-43   | 母子沢町                 |             | 400          |    |
| 26 | 大日向児童遊園           | 大日向町65-2     | 大日向町                 |             | 200          |    |
| 27 | 月見ヶ丘スポーツ広場        | 月見ヶ丘1-3      | 月見ヶ丘の一部、栄町           |             | 5,900        |    |
| 28 | 清水沢市営住宅児童公園       | 清水沢二丁目18-4   | 清水沢団地の一部             |             | 300          |    |
| 29 | 清水沢公園             | 清水沢一丁目5-81   | 清水沢団地一部、後楽町、泉沢町      |             | 5,400        |    |
| 30 | 新浜町公園             | 新浜町三丁目109-17 | 新浜町2・3 丁目            |             | 4,200        |    |
| 31 | 仙台合同庁舎塩釜庁舎敷地      | 新浜町一丁目9番地内   | 新浜町1丁目               |             | 300          |    |
| 32 | 松陽台公園             | 松陽台一丁目18番地内  | 松陽台1・2・3 丁目          |             | 1,900        |    |
| 33 | 青葉ヶ丘公園            | 青葉ヶ丘3 番地内    | 青葉ヶ丘、字石田、越の浦1・2・3 丁目 |             | 1,600        |    |
| 34 | 千賀の台公園            | 千賀の台二丁目6 番地内 | 千賀の台、伊保石、庚塚の一部       |             | 3,900        |    |
| 35 | 塩竈神社境内            | 一森山1番地内      | 宮町、西町、一森山            |             | 3,100        |    |
| 36 | 梅の宮神社境内           | 梅の宮12番地内     | 梅の宮の一部、庚塚の一部         |             | 900          |    |
| 37 | 伊保石公園             | 伊保石95-1      | 伊保石、清水沢、千賀の台         |             | 1,000        |    |
| 38 | 神明社境内             | 浦戸野々島字朴島鰯    | 朴島                   |             | 40           |    |
| 39 | パチンコタイガー塩釜店       | 港町一丁目7-5     | 津波避難場所               |             | 680          |    |
| 40 | イオン塩釜店            | 海岸通15-100    | 津波避難場所               |             | 2,450        |    |
| 41 | マリゲート塩釜           | 港町一丁目4-1     | 津波避難場所               |             | 830          |    |
| 42 | 塩釜倉庫              | 港町一丁目7-30    | 津波避難場所               |             | 250          | 新設 |
| 43 | グランドパレス塩釜         | 尾島町3-5       | 津波避難場所               |             | 671          | 新設 |
|    |                   |              |                      | 6,782       | 90,651       |    |

指定避難所 14 箇所 → 20 箇所 (6 箇所追加)

津波避難場所 4 箇所 → 5 箇所 (2 箇所追加、1 箇所指定避難所へ繰り上げ)

(震災編資料 1 3 - 1 指定避難所、避難場所一覧表参照)

(震災編資料 1 3 - 2 指定避難所位置図参照)

(震災編資料 1 3 - 3 指定避難場所位置図参照)

(震災編資料 1 3 - 4 自主運営避難所位置図参照)

### 第3 避難路の確保

#### 1 津波避難ルートの設置

東日本大震災における避難では、徒歩避難を周知していたが、車避難による混雑・渋滞でスムーズな避難ができなかった。また、特に津波避難における避難路が明確でなかったことも避難混雑をきたした要因でもある。

そのため、下記の3種類の避難路ルートを明示して、避難路の確保・整備を進めるものとする。

- (1) 指定避難所へ向かう避難道路
- (2) 指定避難所へ向かう歩行者避難道路
- (3) 自家用車を避難させる避難道路

## 津波避難ルート一覧

| 番号 | 津波避難路線        | 目標避難所等          | 避難道路区分              |
|----|---------------|-----------------|---------------------|
| 1  | 新浜町泉沢線        | 市立杉の入小学校        | 指定避難所へ向かう<br>避難道路   |
| 2  | 藤倉庚塚線         | 市立第二中学校         |                     |
| 3  | 小松崎松陽台線       | 市立第二小学校         |                     |
| 4  | 塩竈神社参道線       | 市立第一中学校         |                     |
| 5  | 本町南町線         | 市立第二小学校         |                     |
| 6  | 花立町二号線        | 市立第三小学校         |                     |
| 7  | 牛生町笠神線        | 市立第三中学校         |                     |
| 8  | 新富町笠神線        |                 |                     |
| 9  | 八幡築港線         | パチンコタイガー塩釜店     |                     |
| 10 | 新富町貞山通線       | 塩釜港湾合同庁舎        |                     |
| 11 | 杉の入一丁目一号線     | 市立杉の入小学校        | 指定避難所へ向かう<br>徒歩避難道路 |
| 12 | 北浜二丁目三号線      | 市立第二小学校         |                     |
| 13 | 藤倉地盤公園通路線     |                 |                     |
| 14 | 本町7号線         |                 |                     |
| 15 | 舟入二丁目笠神線      | 市立第三中学校         |                     |
| 16 | 本塩釜駅 ～ マリンゲート | イオン塩釜店、マリンゲート塩釜 |                     |
| 17 | 塩竈新駅上の原，石田中倉線 | 伊保石スポーツ広場       | 自家用車を避難させる<br>避難道路  |
| 18 | 月見ヶ丘栄町線       | 月見ヶ丘スポーツ広場      |                     |
| 19 | 玉川利府線         |                 |                     |
| 20 | 塩釜七ヶ浜多賀城線     |                 |                     |
| 21 | 国道45号         |                 |                     |

(津波編資料2 津波避難ルート明示図参照)

なお、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「津波避難のための施設整備指針」(平成24年3月 宮城県)に基づき整備し、次の事項に留意する。

- ① 十分な幅員があること。
- ② 万一に備えた複数路の確保。
- ③ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び塩釜警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

## 第4 避難路等の整備

### 1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、適宜、本塩釜駅～マリングート間避難デッキ設置をはじめとする手すり・階段等、地域の実情に応じた避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

### 2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

### 3 避難誘導標識等の設置

#### (1) 避難誘導標識等の整備

市は、既存の指定避難所、避難場所標識の維持管理を徹底するとともに、主要幹線道路、市内の主要地点及び市の主要施設に避難場所等案内標識等を設置する。また、標識の整備に際しては、記載事項を英語で表記するなど必要な措置を講じるものとする。さらに、案内標識に夜間照明をつけるなど夜間の避難を考慮したものとする。

#### (2) 多言語化の推進

市は、指定避難所等や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

### 4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、原則徒歩避難の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行い、整備を検討する。

## 第5 避難誘導体制の整備

### 1 行動ルールの方策

市は、消防団員、警察官、交通安全指導員、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、支援者、市民等に周知し、二次被害の防止に努める。

### 2 避難誘導・支援訓練の実施

市は、避難誘導・支援訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

### 3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市内の福祉団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等の協力を得ながら、災害時に配慮を要する避難行動要支援者に関する情報及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

## 第6 避難行動要支援者の支援方策

### 1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

### 3 社会福祉施設等における対応

#### (1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

#### (2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

#### (3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行っておくよう努める。

### 4 在宅者対応

#### (1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

#### (2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

### 5 外国人等への対応

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、環境の整備に努める。

#### (1) 地域全体での避難行動要支援者の支援体制の整備。

#### (2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（絵文字）の活用等や多言語化の推進。

#### (3) 言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及。

## 第7 教育機関における対応

### 1 児童生徒等の安全対策

#### (1) 引渡しに関するルールの方策

市及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定め、その適切な運用を図る。

(2) 安全確保対策の検討

学校長は、地震が発生した場合又は市が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒等の安全対策の確保を図る。

(3) 引渡し対応の検討

学校長は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す。

## 2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 第8 避難計画の作成

### 1 市の対応

(1) 市は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮し、避難計画の作成に努める。

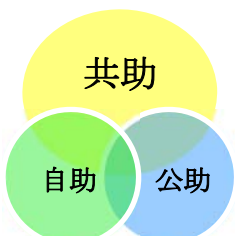
### 2 公的施設等の管理者

学校等、病院、駅、体育館、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

## 第9 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定避難所、避難場所、避難路等を記載したマップの作成、市民への配布等を積極的に行う。また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の広報に習熟する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 避難所等の確保周知

#### 1 避難所等の指定及び周知徹底

自主運営避難所を確保し周知に努める。

## 2 指定避難所、避難場所及び自主運営避難所

自主運営避難所の抱える課題等の解消に努める。

### 第2 避難誘導体制の整備

#### 1 避難誘導・支援訓練の実施

市が行う避難誘導、支援訓練への参画及び協力する。

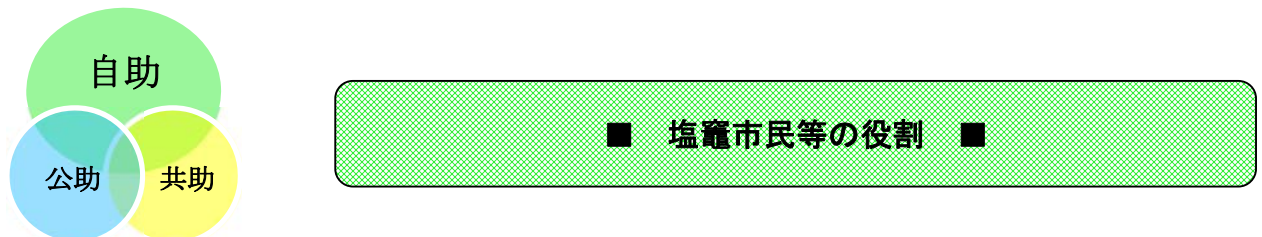
### 第3 避難行動要支援者の支援方策

#### 1 避難行動要支援者の支援体制の整備

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

### 第4 避難計画の作成

自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮し、避難計画の作成に協力する。



### 第1 徒歩避難の原則の周知

地震発生時の避難については、徒歩による避難に心掛ける。

### 第2 避難所等の確保

#### 1 避難所等の指定及び周知徹底

自らが避難する避難所について、地域の防災マップを活用し、日頃から家族等と確認する。

### 第3 避難誘導体制の整備

#### 1 避難誘導・支援訓練の実施

市が行う避難誘導、支援訓練への参画及び協力する。

市や町内会、自主防災組織が行う防災訓練へ積極的に参加する。

### 第4 避難行動要支援者の支援方策

#### 1 避難行動要支援者の支援体制の整備

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

### 第5 教育機関における対応

#### 1 児童生徒等の安全対策

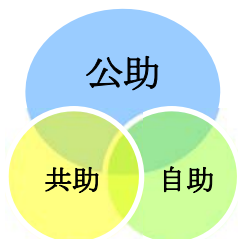
災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを習熟する。

## 第24節 避難収容対策

### 目 的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるように、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難収容に係る対策の習熟に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 避難所の確保

##### 1 指定避難所の選定と周知

市は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を市民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

##### 2 避難場所と避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

##### 3 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

##### 4 指定避難所の選定要件

- (1)「本編第2章 第23節 避難対策 第2 避難所等の確保」で示した条件を満たす場所に立地する施設であること。
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。

##### 5 指定避難所の施設、設備の整備

###### (1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、飲料水兼防災貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

## (2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、避難行動要支援者に対応した物資を備蓄する。

## 6 指定避難所等の運営・管理

### (1) 指定避難所の運営・管理

震災による市民の生命の安全を確保するため、防災関係機関等が相互に緊密な協力を行いながら、あらかじめ策定している『塩竈市避難所運営マニュアル』に基づき、指定避難所の開設・運営等を行う。

- ① 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。
- ② 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- ③ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が安心して生活できるよう配慮する。
- ④ 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるように、次の運営体制を検討する。
  - ア 指定避難所運営での、女性の会議等の設置
  - イ 女性専用スペースの設置と、情報交換や相談等ができる場所の確保
- ⑤ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備し、避難者数を想定して、必要最小限の水、食糧及び毛布等の備蓄に努める。
- ⑥ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成し配置しておく。
- ⑦ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- ⑧ 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- ⑨ より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、指定避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- ⑩ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

### (2) 自主運営避難所の運営、管理

- ① 自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。ただし、開設は3日程度とする。なお、市は、自主運営避難所の運営、管理の支援について、自主防災組織及び町内会と協議・調整を行う。
- ② 市は、自主運営避難所に対して災害用資機材（発電機、スタンド付バルーン型電燈、コードリール、燃料ガソリン等）を整備する。

## 7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

## 8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

### (1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を避難所として指定する場合、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行で

きるよう努める。

#### (2) 運営取組の促進

市は、学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会、学校等と、地域、関係機関との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、地域、関係機関の取組を促進する。

#### (3) 防災機能の強化

市は、小中学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、飲料水兼防火貯水槽、備蓄倉庫、仮設トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

### 9 福祉避難所の確保

#### (1) 福祉避難所の整備及び指定

市は、県と連携を図りながら、民間の特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の管理者との協議により、避難行動要支援者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所を必要に応じ、開設できるよう事前に協定を結ぶ。

#### (2) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の避難行動要支援者や被災した施設の利用者等を、市域を越えて受け入れる拠点の確保に努める。

### 10 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第2 避難の長期化対策

### 1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を検討する。

### 2 生活環境の確保

市は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

## 第3 指定避難所における愛護動物の対策

市は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

## 第4 応急仮設住宅対策

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに

に、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、県等と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

## 第5 帰宅困難者対策

### 1 基本原則の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、市民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

### 2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

### 3 企業・学校等の取組の促進

市は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、什器・備品の固定の促進を図る。

### 4 避難対策

#### (1) マニュアルの作成

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

#### (2) 情報伝達体制の整備

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

#### (3) 備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される指定避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる市民への支援策を検討する。

### 5 徒歩帰宅者対策

市は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

### 6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市内で店舗を営む事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

### 7 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

### 8 帰宅支援対策

市は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、避

難行動要支援者の交通手段の確保にも努める。

## 第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

### 1 情報伝達手段の確保

#### (1) 多様な伝達手段の確保

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に同報系防災行政無線等(戸別受信機を含む)の充実を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

#### (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

### 2 役割・責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

### 3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

### 4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

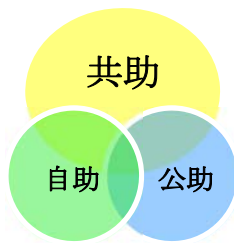
### 5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

## 第7 孤立集落対策

- 1 市は、津波で長期間海上交通による外部からのアクセスが困難となり、市民生活が困難となった浦戸地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ市民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。
- 5 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

## 6 市は、地震による浦戸地域への臨時ヘリポートの確保に努める。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

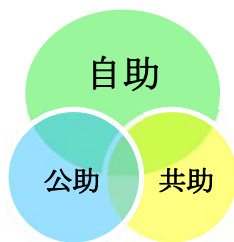
#### 第1 避難所の確保

##### 1 指定避難所等の運営・管理

自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。

#### 第2 孤立集落対策

- 1 自主防災組織等は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等、自主防災組織レベルでの備蓄に留意する。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 避難所の確保

##### 1 避難場所と避難所の違いの周知徹底

市民は、避難生活を送る場所として整備された指定避難所、緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて習熟する。

##### 2 指定避難所等の運営・管理

市民は、市民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の習熟に努める。

#### 第2 帰宅困難者対策

##### 1 安否確認方法の周知

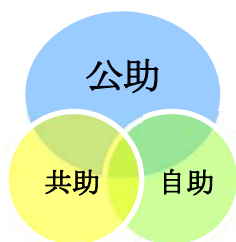
市民は、家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく。

## 第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

### 目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。特に常備薬等の個人により必要な生活用品については備蓄に努める。
- 3 市民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 5 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう広報誌やパンフレット等により啓発を行う。
- 6 市は、市民が小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

#### 第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

また、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう広報誌やパンフレット等により啓発を行う。

さらに、市民が小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

#### 第3 食料及び生活物資等の備蓄

##### 1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、

各々で想定される最大避難者数の2日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

## 2 公共用地、国有財産の有効活用

市及び県は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

## 3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等に集中備蓄し、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行うなど、それぞれの備蓄拠点を設ける体制の整備に努める。

## 4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

## 5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

## 6 データベースの構築とパッケージ化の検討

市は、あらかじめ予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後2日間を目安に、飲料水・食料・生活用品をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

# 第4 食料及び生活物資等の調達体制

## 1 食料・生活物資の調達

食料・生活物資等の備蓄を補完するため、『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』に基づき、協定締結業者等に対し、供給の要請を行うものとし、災害時における食糧等の調達の確保を図る。

## 2 飲料水の確保・応急給水用資機材の整備

東日本大震災では、給水に長時間要した、給水時間が明確に示せなかった等、教訓を得た。

そのため、次のような飲料水の調達（応急給水活動）体制、設備の整備を行う。

- (1) 市は、震災等による緊急時には、配水池緊急遮断弁及び耐震性貯水槽により応急給水用の水を確保する。
- (2) 市は、震災時において飲料水が不足する場合の応急給水について、「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援協定」、「仙塩地区管工事業協同組合災害時応援協定」等を基に関係機関に応援要請を行い、飲料水を確保する。
- (3) 市は、水道施設が被災した場合に直ちに応急対策活動に着手するため、応急給水に必要な資機材の整備・備蓄を計画的に行うとともに、緊急時の調達方法を定めておく。
- (4) 市は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク及び浄水機等の給水資機材をあらかじめ整備する。

# 第5 燃料の確保

東日本大震災では、大災害時に備え、石油組合と災害時協定を締結していたが、供給元やガソリンスタンドが被災し、実行不可能となり、ガソリン不足で病院、指定避難所、自主運営避難所等の発電機が使用できない等、災害時の燃料確保の課題が残った。

そのため、燃料の確保のための次の対策を実施する。

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、新たな災害時協定として、石油油槽所から直接給油可能な石油元売り大手との災害時契約等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

### 2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

#### (1) 停電時の対策強化

防災基幹にかかる重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

#### (2) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定した車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

### 3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

### 4 自主防災組織等への支援

(1) 市は、自主防災組織等への携行缶の支援を行い、災害対策における共助体制の支援を行う。

(2) 市は、人工透析患者等への優先給油依頼書を発行して優先給油を行う。

### 5 普及啓発

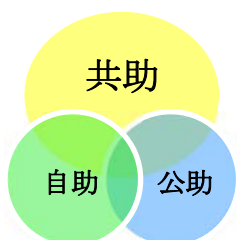
#### (1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

#### (2) 市民等の自助努力の徹底

① 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な車両を要する市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

② 市民は、石油やカセットガスコンロの備蓄など代替燃料確保を心掛け、災害時の炊飯・暖房等の自助努力に努める。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 食料及び生活物資等の調達体制

#### 1 食料及び飲料水の調達

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民を考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

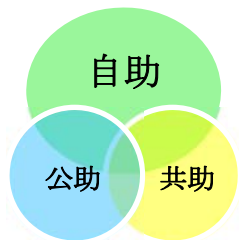
自主防災組織や町内会は、市と連携して災害時における高齢者や要支援者の給水支援の体制の構

築に努める。

## 第2 燃料の確保

### 1 自助努力の徹底

事業活動において、車両が必要不可欠な車両を要する事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。特に常備薬等の個人により必要な生活用品については備蓄に努める。
- 3 市民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 5 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう広報誌やパンフレット等により啓発を行う。
- 6 市は、市民が小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

## 第2 燃料の確保

### 1 市民等の自助努力の徹底

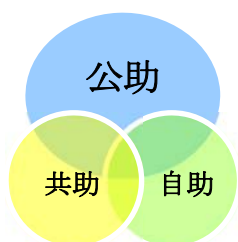
- (1) 日常生活活動において、車両が必要不可欠な車両を要する市民は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。
- (2) 市民は、石油やカセットガスコンロの備蓄など代替燃料確保を心掛け、災害時の炊飯・暖房等の自助努力に努める。

## 第26節 避難行動要支援者・外国人対応

### 目 的

要介護認定者や障がい者など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という）は、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。なお、外国人や団体旅行客等についても配慮するものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害が発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等を行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、要支援者自身は自らの備えを行うものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 高齢者、障がい者等への対応

市では、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき、自助・共助を中心とした地域における要支援者避難支援の体制づくりを進めるため、平成20年に塩竈市避難行動要支援者支援プランを策定し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の協力を頂き、災害時要支援者台帳整備を進めてきた。

本市の避難行動要支援者は平成25年6月現在で1,050名の人登録されている。そのうち、平成23年3月11日に発生した津波による浸水区域に居住している人は321名となっている。

地区別では、字伊保石、清水沢2丁目、梅の宮、今宮町、藤倉1丁目、新富町の6地区で30名以上と多い。

（震災編資料15-1 表 地区別人口と避難行動要支援者数 参照）

（震災編資料15-2 図 避難行動要支援者の地区別人数 参照）

東日本大震災の経験を踏まえ、国においては、災害対策基本法の改正を行い、「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を定め、市町村の取組みの指針として示しており、市において、国の指針に基づき、これまでの「塩竈市避難行動要支援者支援プラン」の全面的な見直しを行い、新たに「塩竈市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定するものとする。

一般に要支援者に関しては、身体機能などを考慮しながら平常時から次のような各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

- （1）地域と日頃からの連携をとれるような対策（町内会等との連携）
- （2）支援者が何処に住んでいるのかを確認できる方法
- （3）要支援者の指定避難所までの避難方法（自動車避難の必要性）

このため、市、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下、「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要支援者の災害予防に万全を期するものとする。

## 1 在宅の要支援者の災害予防対策

### (1) 要支援者避難支援プランの策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考に、自主防災組織、町内会、民生委員児童委員の協力を得ながら、要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成する、避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「支援プラン」という。）を作成する。

個別計画では、要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、自動車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

### (2) 要支援者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要支援者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、次の事項に留意し地域（町内会等）と日頃から連携し把握等を行う。

#### ① 要支援者の所在把握（要支援者の登録制度の実施）

市は、要支援者自らの積極的な登録の働きかけを行うとともに、在宅で介護を受けている避難行動要支援者を的確に把握しておく。

#### ② 所在情報の管理（要支援者台帳の整備と開示）

ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

イ 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

ウ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

### (3) 支援体制の整備（町内会、自主防災組織との連携）

市は、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、町内会などと連携し地域社会全体で要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

### (4) 防災設備等の整備

市は、すでに整備済みである独居老人や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システム

- 緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。
- ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。
- 緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

(5) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要支援者の近隣市民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(6) 情報伝達手段の普及

① 防災ラジオの提供

市は、避難行動要支援者に対して、防災ラジオの提供を行う。

2 社会福祉施設の予防対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性及び耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に施設内部や周辺のバリアフリー化を図る。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の配備に努める。

さらに、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を推進する。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣市民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従業者等に対し、避難経路及び避難所等を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、

介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

### 3 福祉避難所の確保

#### (1) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所で避難生活が困難な要支援者を対象に、必要に応じて開設される「二次的避難所」として、民間の特別養護老人ホーム等の施設と協定を結び、福祉避難所として指定するように努める。

#### (2) 市町村の域を超えた要支援者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市での受入れが困難な在宅の要支援者を想定し、市域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

#### (3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要支援者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

#### (4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

### 4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

### 5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

### 6 要支援者自身の備え

市は、災害に備え平常時に要支援者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかける他、以下のような「自助」の考え方について普及に努める。なお、要支援者自身もこれらの備えの自助努力に努めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者自ら積極的な登録
- (2) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (3) 防災用品をそろえる
- (4) 貴重物品をまとめておく
- (5) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (6) 防災訓練や行事に参加する など

## 第2 外国人支援対策

市は、災害発生時に言語の不自由さ・生活習慣の違い等から外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や以下のような災害予防対策を行う。

- 1 防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

### 第3 旅行者への対策

#### 1 情報連絡体制の整備

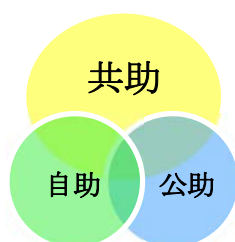
本市は、日本三景のひとつに教えられる松島への観光船の発着基地を有しており、毎年多くの観光客が訪れており、災害時における旅行者等の安全を確保するため、関係機関と連携し避難誘導及び広報体制を整備しておく。

市は、地震及び津波災害時の旅行者の被害状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関と情報連絡体制等の対策をあらかじめ整備しておく。

#### 2 観光施設における防災訓練等の実施

市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難所及び避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

塩竈市における避難行動要支援者施設等の資料は、地震編資料16 避難行動要支援者等施設に関する資料を参照のこと。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 高齢者、障がい者等への対応

#### 1 在宅の要支援者の災害予防対策

##### (1) 要支援者避難支援プランの策定

自主防災組織、町内会は、市が作成する要支援者一人ひとりに対する個別計画の避難支援プランの作成に協力する。

##### (2) 支援体制の整備（町内会、自主防災組織との連携）

自主防災組織や町内会は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、市等と連携して地域社会全体で要支援者を支援するための体制整備に努める。

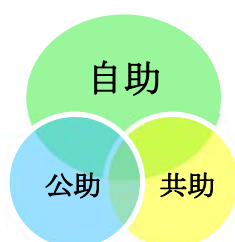
#### 2 社会福祉施設の予防対策

##### (1) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

### 第2 外国人支援対策

外国人を多く就業させている事業所等は、防災講習会の開催や、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 高齢者、障がい者等への対応

#### 1 要支援者自身の備え

要支援者は、災害に備え平常時に要支援者自身あるいは家族ができる範囲で次の自助努力に努めるものとする。

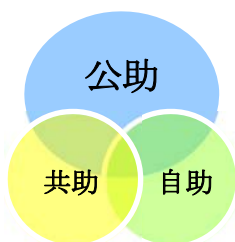
- (1) 避難行動要支援者自ら積極的な登録
- (2) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (3) 防災用品をそろえる
- (4) 貴重物品をまとめておく
- (5) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (6) 防災訓練や行事に参加する など

## 第27節 複合災害対策

### 目 的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 複合災害の応急対策への備え

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策は、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

##### 1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (3) 複合災害発生時は、災害の全体像を把握し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

##### 2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市は複合災害時には、災害対策本部等から得られる指定避難所等の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報について、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

- ① 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

② ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

- (4) 複合災害時において、市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

### 3 避難・退避体制の整備

- (1) 原子力災害発生時の複合災害が想定される場合は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 市及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、指定避難所及び避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。

また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (4) 市及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

## 第2 複合災害に関する防災活動

### 1 訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 2 複合災害に関する知識の普及啓発

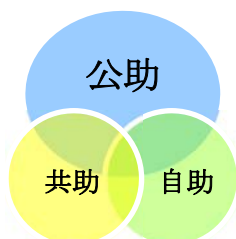
市は、原子力災害を含む複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第28節 廃棄物対策

### 目 的

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 処理体制

##### 1 市の役割

市は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画に定めるとともに、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

##### 2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

本市の事業者の体制及び本市の廃棄物収集事業所は、次のとおりである。

<許可業者一覧>

平成25年4月現在

|   | 業 者 名         | 住 所           | 電話番号     |
|---|---------------|---------------|----------|
| 1 | (協)クリーンセンター宮城 | 塩竈市越の浦一丁目3-21 | 362-5060 |
| 2 | (有)渋谷清掃       | 〃 清水沢四丁目31-3  | 767-7020 |
| 3 | (有)豊島商店       | 〃 杉の入三丁目25-2  | 362-2474 |
| 4 | (有)カネコ商店      | 〃 貞山通三丁目2-7   | 366-1161 |
| 5 | (協)塩釜清掃センター   | 〃 伊保石 2-98    | 364-7777 |

#### 第2 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

##### 1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) ごみ収集車両については、市保有運搬車両及び委託業者にて行うが、状況に応じ災害対策建設業者保有車両の応援を要請する
- (3) 廃棄物の収集及び処理に必要な人員や収集運搬車両等の調達計画を整備しておく。

## 2 震災時における応急体制の確保

- (1) 生活ゴミや災害によって生じた廃棄物（瓦礫等）の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場に関する計画を整備しておく。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- (3) 本市のみで処理する事が困難な場合に対応するため、宮城「館」懇談会の構成市町村への協力要請等広域応援体制を整備しておく。

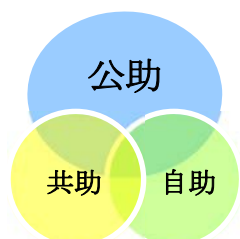
## 3 指定避難所の生活環境の確保

指定避難所の生活環境を確保するために、仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。また、仮設トイレ等についての調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

## 第29節 積雪寒冷期における地震災害予防

### 目 的

積雪寒冷期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市は除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷期に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 防災活動体制

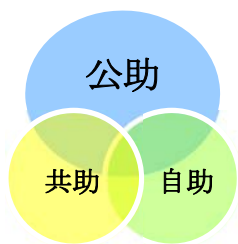
#### 目 的

大規模地震が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行うものとする。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

##### 1 迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び本市地域防災計画の定めるところにより、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

##### 2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

## &lt; 災害応急対策の主な流れ &gt;

| 時間経過                | 災害応急活動体制                                                                                                                                            | 災害応急活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初動対策<br>(発災直後)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策要員の確保</li> <li>・被害情報の収集、分析、伝達</li> <li>・通信手段・情報網の確保</li> <li>・防災関係機関との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の提供、広報活動の実施</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施</li> <li>・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施</li> <li>・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施</li> <li>・指定避難所開設の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・食料、物資の供給、応急給水の実施</li> <li>・ライフライン応急対策の実施</li> <li>・交通規制等交通の確保対策の実施</li> <li>・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施</li> </ul> |
| 緊急対策<br>(発災後1日程度～)  | 災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の設置</li> <li>・被災者への生活救援対策の実施</li> <li>・防災ボランティアの受入環境整備</li> <li>・海外からの支援受入体制整備</li> <li>・土木施設復旧及び余震対策の実施</li> <li>・感染症対策等保健、衛生対策の実施</li> <li>・遺体の火葬等の実施</li> <li>・学校における教育機能回復等の教育対策の実施</li> </ul>                                                                                  |
| 応急対策<br>(発災後1週間程度～) |                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施</li> <li>・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施</li> <li>・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |

継続実施

## 第2 市の活動体制

## 1 市の体制

- (1) 市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市計画及び県計画の定めるところにより、市及びその他の防災関係機関及び市民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。
- (3) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、定める。  
また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定める。
- (4) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (5) 市災害対策本部長（以下本部長という）は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下県本部長という）に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

## 2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

## 3 市町村間の応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

## 第3 災害対策本部等

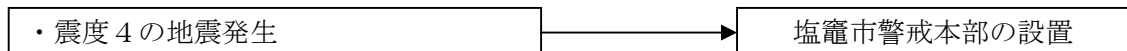
### 1 警戒本部

警戒本部は、市長を警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

#### (1) 設置基準

震度4の地震の場合は市警戒本部を設置し事態の対処にあたる。

なお、宮城県に津波注意報が発表されたときは警戒本部に従事する職員は、予め指定された職員は招集発令を待たずに参集し所属長の指示を受けなければならない。



#### (2) 警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

#### (3) 警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ① 地震に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 被害の発生状況の把握
- ③ 宮城県仙台地方振興事務所への被害報告
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

#### (4) 関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

#### (5) 廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ① 警戒本部は、警戒本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- ② 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

#### (6) 設置等の報告

市長は、警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

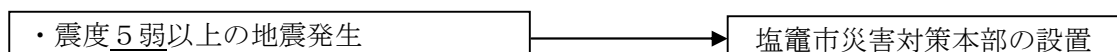
- ① 県知事（仙台地方振興事務所）
- ② 防災関係機関の長又は代表者

## 2 災害対策本部

塩竈市災害対策本部は、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、市長を災害対策本部長として設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

#### (1) 設置基準

市域で震度「5弱」以上の地震を観測した場合、又は、市域に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発災するおそれがある場合、災害対策本部等を設置し、職員による非常配備体制を敷く。



## 各配備体制の基準内容

| 配備区分 | 配備基準                                                                                                                                                            | 配備体制                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 警戒配備 | 1 市域で震度「4」を観測したとき<br>2 宮城県に津波注意報が発表されたとき<br>3 その他市長が必要と認めたとき                                                                                                    | 職員の動員数については、塩竈市災害対策本部運営要綱に規定する。<br>○発令者～市長<br>○警戒本部                    |
| 1号配備 | 1 市域で震度「5弱」の地震を観測し、かつ被害が発生したとき<br>2 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき<br>3 その他市長が必要と認めたとき                                                                                    | 災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、主として情報連絡を行うことができる体制<br>○発令者～市長<br>○災害対策本部 |
| 2号配備 | 1 市域で震度「5強」以上の地震が発生したとき<br>2 宮城県に津波警報「大津波」が気象庁から発表されたとき<br>3 その他市長が必要と認めたとき                                                                                     | 局地的災害に直ちに対処できる体制とし、上位配備に移行できる体制<br>○発令者～市長<br>○災害対策本部                  |
| 3号配備 | 1 市域で震度「6弱」以上の地震が発生したとき、または、緊急地震速報震度6弱以上（特別警報）が気象庁から発表されたとき<br>2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したとき<br>3 市の全域にわたって災害が発生したとき<br>4 その他市長が必要と認めたとき | 全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制<br>○発令者～市長<br>○災害対策本部                          |

※上記1～3号配備に係る配備職員数については、『塩竈市災害対策本部運営要綱』第19条に規定する。

## (2) 組織等

## ① 災害対策本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

|                |                                                                             |                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 本部長            | 市長                                                                          |                     |
| 副本部長           | 副市長                                                                         |                     |
| 災害対策本部員        | 教育長 市民総務部長 健康福祉部長 産業環境部長 建設部長<br>水道部長 市立病院事務部長、教育部長、震災復興推進局長 その他本部長が必要と認める者 |                     |
| 災害対策本部<br>連絡室員 | 本部連絡室長                                                                      | 危機管理監               |
|                | 本部連絡室長補佐                                                                    | 市民安全課長              |
|                | 本部連絡室員                                                                      | 市民安全課員              |
|                | 本部連絡員                                                                       | 災対各部1名（災対各部長が指名した者） |

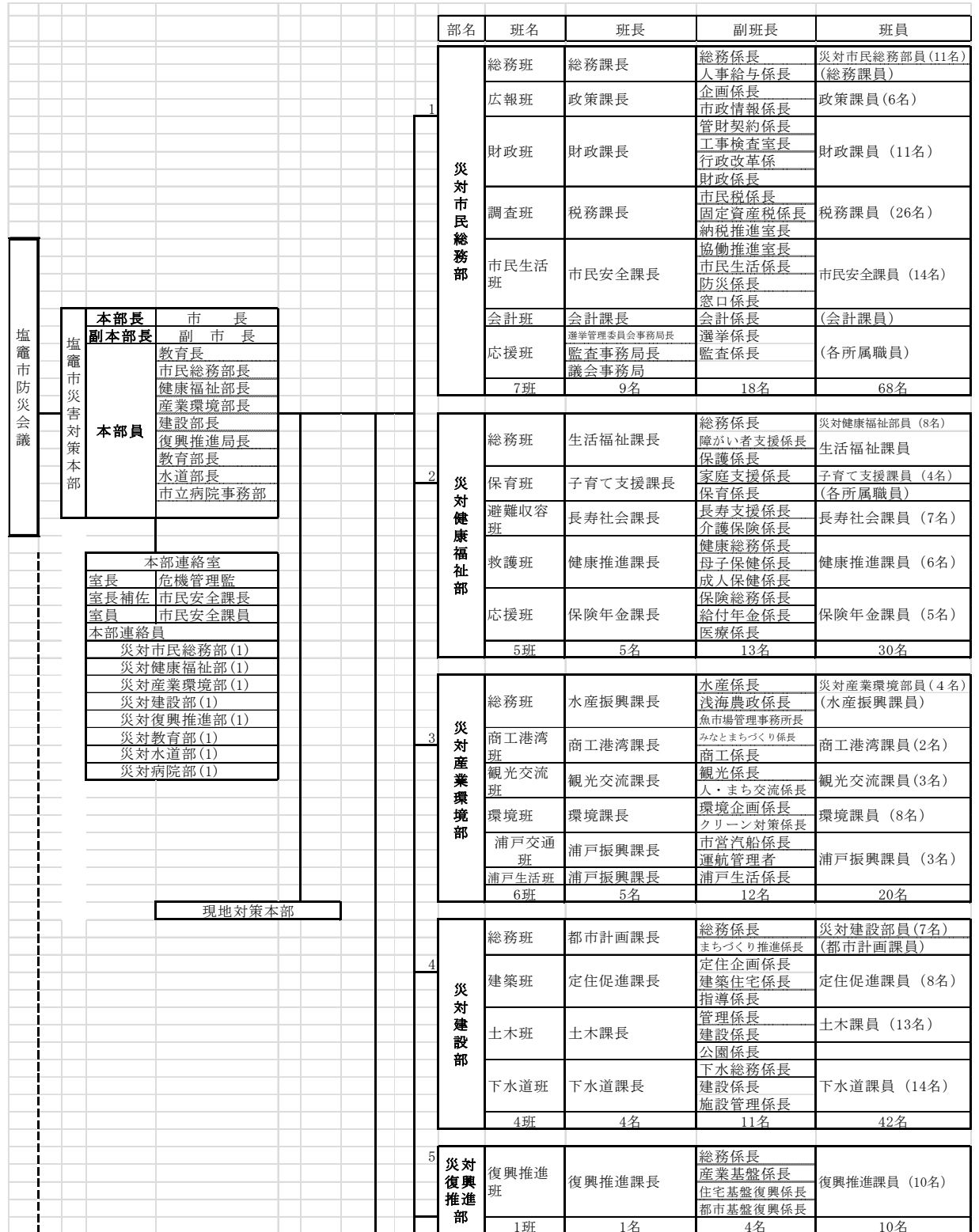
## ② 災害対策本部長の代理順位

災害対策本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。なお、警戒本部設

置の際もこれに準じる。

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位   |
|------|------|--------|
| 副市長  | 教育長  | 市民総務部長 |

&lt; 塩竈市災害対策本部 組織体制図 &gt;



災害対策本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、市役所庁舎が被災し、災害対策本部の機能を果たさない場合は移設する。

|      |         |                    |
|------|---------|--------------------|
| 優先順位 | 指定場所    | 電話番号               |
| 第1順位 | 塩釜ガス体育館 | 022- 362-1010 (代表) |

① 本部員会議

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、必要な人員を適宜参画させることができることとする。

市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う災対部を設け、本部の決定事項は、本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに災対各部に知らしめることとする。また、災対各部長は所属職員に対し周知徹底する。

本部長は、情報の公開を促進することが、市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、本部員会議を公開する。

### 3 現地災害対策本部

- (1) 局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから本部長が指名した者が担当する。
- (3) 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

### 4 本部の設置及び廃止

本部長は市災害対策本部を設置又は廃止（災害発生のおそれが無くなったと認められるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに必要と認める機関等に通知及び報告する。

### 5 職員参集要領

#### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

- ① 危機管理監は、警戒本部が設置された場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。
- ② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受けることとする。
- ③ 災害対策本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告することとする。

#### (2) 勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。

#### (3) 職員の自主参集

- ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- ③ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

### 6 職員の状況把握及び業務

- (1) 職員が参集（登庁）した場合は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について災対市民総務部（総務班）に定期的に報告する。
- (3) 災対市民総務部（総務班）は、災害対策本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 災対市民総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

## 第4 消防機関の活動

塩釜地区消防事務組合及び消防団等の消防機関は、地震による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

### 1 塩釜地区消防事務組合の消防活動

塩釜地区消防事務組合は、「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本市災害対策本部及び塩釜警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動に心がける。

## 2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。また、水防管理に関しては次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

## 第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

## 第6 県及びその他関係機関との連携

### 1 市と県との連携

県は以下のような場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

- (1) 市域に震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 市域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 市情報が途絶した場合

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

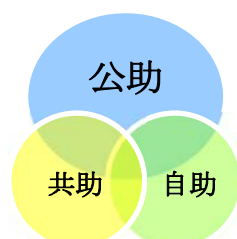
### 2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

## 第2節 情報の収集・伝達

## 目 的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。



## ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 緊急地震速報

## 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

## 2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く市民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線により、市民等への伝達を行うものとする。

## 3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を市民へ周知する。

| 入手場所          | とるべき行動の具体例                                                                                                               |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自宅など屋内        | 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。<br><注意><br>・あわてて外へ飛び出さない。<br>・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。<br>・扉を開けて避難路を確保する。 |
| 駅やデパートなどの集客施設 | 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。<br><注意><br>・あわてて出口・階段などに殺到しない。<br>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。                             |
| 街など屋外         | ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。<br>・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビル                                                        |

|       |                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | のそばから離れる。<br>・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。                                                                                                                                    |
| 車の運転中 | ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。<br>・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。<br>・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 |

## 第2 地震・津波情報

仙台湾気象台は、地震情報を伝達する。市はこれら気象台からの情報を、迅速かつ的確に把握し防災関係機関等へ伝達し、報道関係機関等の協力を得て市民に周知するように努める。

### 1 情報の種類

仙台湾気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

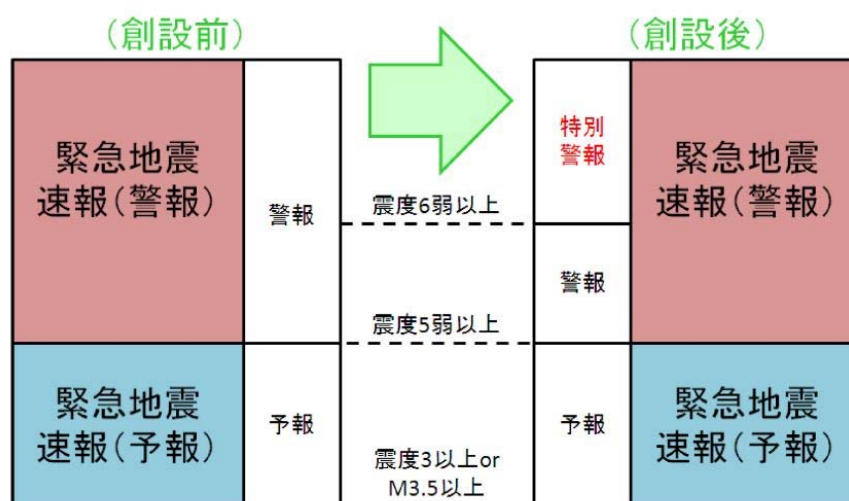
### 2 地震（地震動）に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年8月30日より適用）。

地震特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、緊急地震速報（震度6弱以上）が発表された時は、それが地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

＜特別警報の創設による地震警報体系＞



（注）法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

### 3 仙台湾気象台からの情報の伝達

- 仙台湾気象台は津波警報・注意報、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市等の関係機関へ伝達する。
- 報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を市民に広く周知することに努める。

- (3) 緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、総務省消防庁から同報送信されている。

#### 4 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

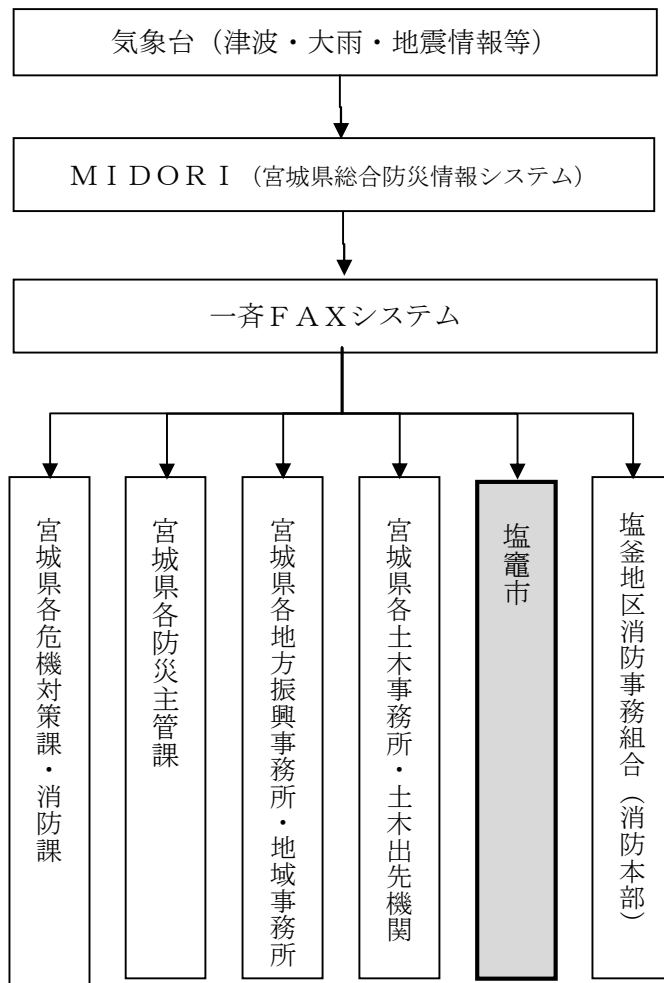
例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報等を発表する。

#### 5 地震情報の収集・伝達

##### (1) 地震に関する情報の収集

- ① 市は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。
- ② 市は、気象庁が発表した地震情報等について、県（新総合情報システム(M I D O R I)等)を経由する連絡網等により収集する。

##### <宮城県総合情報システム(M I D O R I)>



##### (2) 収集した情報の伝達

市は、収集した地震の情報を次により伝達する。

## ① 伝達基準

ア 警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

## ② 伝達内容

ア 警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 地震情報の内容

ウ 発生が予想される災害の内容（地震情報が未発表のとき）

## ③ 伝達系統

ア 本部内の伝達

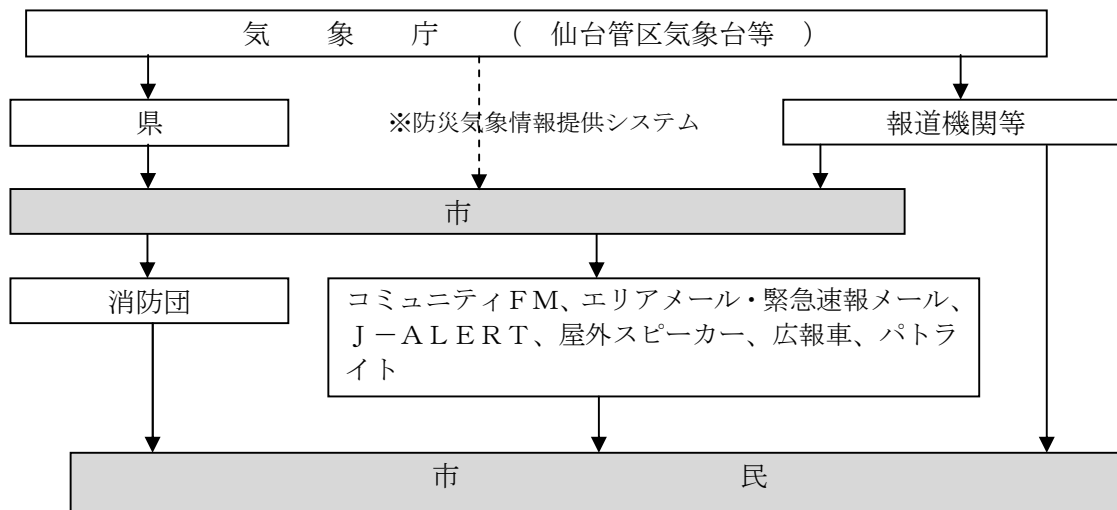
災対市民総務部長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

イ 市民に対する広報

市民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

＜地震に関する情報伝達系統図＞

| 伝 達 元      | 伝 達 手 段（例）                                                                                                                                                          | 伝 達 先                                                                                                                                  |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県、仙台管区气象台等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県総合情報システム（MIDORI）</li> <li>・震度情報ネットワークシステム</li> <li>・電話（衛星電話）、FAX 等</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災対市民総務部</li> <li>・塩釜地区消防事務組合</li> <li>・塩釜警察署 等</li> </ul>                                      |
| 災対市民総務部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話（携帯電話等を含む）</li> <li>・J－ALERT（緊急地震速報）</li> <li>・CATV、コミュニティFM告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等</li> <li>・ホームページ</li> <li>・広報車</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員（各配備態勢による）</li> <li>※自主的な参集が原則</li> <li>・消防団（分団）</li> <li>・市民</li> <li>・報道（放送）機関等</li> </ul> |
| 報道（放送）機関等  | ・テレビ・ラジオ                                                                                                                                                            | ・市民                                                                                                                                    |



なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

## 第3 災害情報収集・報告

## 1 地震発生直後の被害情報の収集・報告

本部長は大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期す

ため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努めることとする。

#### (1) 災害情報の収集

##### ① 被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

##### ② 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

###### ア 被害情報の把握内容

各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

a 人的被害

b 家屋等の建物被害状況

c 土砂災害発生状況

d 市民の行動・避難状況

e 救出・医療救護関係情報

f 交通機関の運行・道路の状況

g ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況

h 防災関係機関の対策実施状況

i その他必要な被害報告

イ 市、塩釜地区消防事務組合及び消防団は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

###### エ 応急対策活動状況の報告

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

## 2 災害情報等の伝達

(1) 市と県の間での情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

(2) 市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。

(3) 災対市民総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、広報車・携帯電話、ワンセグ等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努めることとする。

##### ① 市が発表する情報

###### ア 被害情報

市内の被害状況、道路等の通行止め状況、ライフラインの被害状況、公共交通手段の稼働状

況

イ 避難情報

避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令状況及び指定避難所の開設状況

ウ 応急生活支援情報

応急給水の実施、炊き出し等による給食の実施、資機材の提供

エ 被災者支援情報

被害調査の実施、り災証明の発行、災害義援金等の支給及び貸付、税等の減免、被災者生活再建支援制度等の実施

オ その他情報

② 伝達基準

警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

③ 伝達内容

ア 警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 市が発表する情報（被害情報等）

ウ 市民に対する災害対応行動の要請及び注意事項の告知 等

### 3 災害情報等の交換

#### （1）災害情報の種類

市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

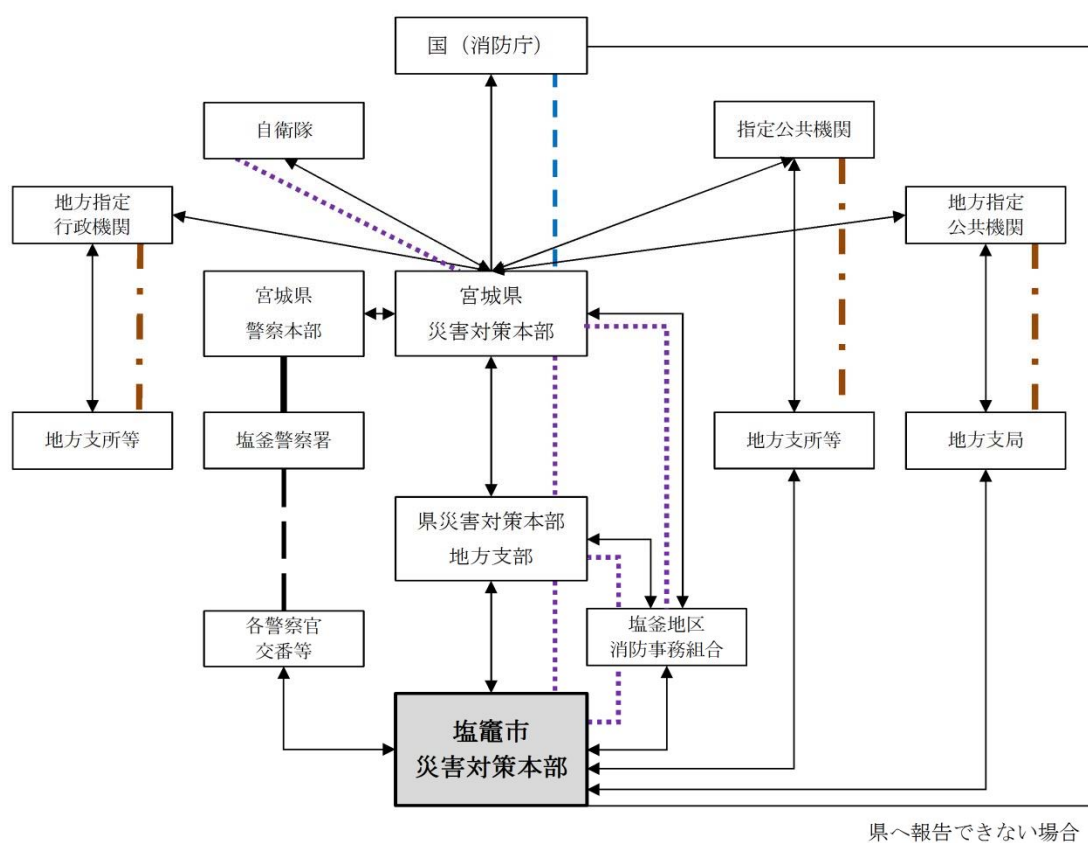
- ① 災害に関連する気象等の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

#### （2）災害情報等の相互交換体制

- ① 市、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。
  - ア 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
  - イ 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
  - ウ 災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。
- ② 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ③ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである

#### （3）災害状況等の報告

- ① 市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を市町村被害状況報告要領（地震編資料17）に基づき速やかに県に報告する。
- ② 市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10日以内に県へ報告する。



## 第4 通信・放送手段の確保

### 1 災害時の通信連絡

震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとする。

大規模地震災害により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じることから、市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線、無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

#### (1) 通信連絡手段

##### ① 非常・緊急通話活用電話

市及び防災関係機関は、あらかじめ通信事業者から承認を受けた電話番号により、非常・緊急通話を利用する。

東日本電信電話(株)宮城支店から承認を受けた本市の災害時優先電話は、市役所本庁舎・分庁舎及び各施設に76回線及び災害時優先携帯電話を5台確保し、災害発生時の情報収集・連絡等に効果的に活用する。(地震編資料18-1 災害時優先電話参照)

※災害時優先電話とは

災害時優先電話は、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話。

##### ② 市防災行政無線放送施設(同報系防災行政無線)

市は、地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、災害時における広報・連絡等の重要性を考慮し、効果的な運用に努める。

##### ③ 市防災行政無線施設(移動系防災行政無線)

市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。また、無線機器の適正な配置について検討し、実施する。

##### ④ 県防災行政無線施設

県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

#### (2) 災害時の通信連絡手段の確保

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市はそれぞれの通信手段の特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとする。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般加入電話…災害時に途絶や輻輳がある。</li><li>② 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話と比べて優先して使用できる。</li><li>③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。</li><li>④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。</li><li>⑤ PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。</li><li>⑥ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ⑦ 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城支店から市町村役場等に配備されている災害用衛星電話。
- ⑧ 国土交通省回線(緊急連絡用回線)…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- ⑨ 消防庁回線(消防防災無線)…消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- ⑩ 内閣府回線(中央防災無線)…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- ⑪ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- ⑫ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ⑬ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。
- ⑭ MCA無線システム…(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーや総務省からの借用も考えられる。
- ⑮ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ⑯ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
- ⑰ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、「web171」はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
- ⑱ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、パケット通信サービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

## 2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

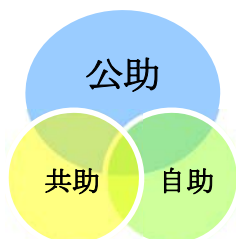
### 第3節 災害広報活動

#### 目 的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持並びに民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行うものとする。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報・指定避難所等の状況・安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供するものとする。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 社会的混乱の防止

##### 1 情報伝達・広報の実施

市及び県は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

##### 2 市民等への対応

市及び県は、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

#### 第2 広報の実施事項

市は各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな下記の情報を適切に提供するものとする。

##### 1 災害発生直後

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難(勧告・場所等)に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報

- (15) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ

## 2 生活再開時期

- (1) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (2) 相談窓口の設置に関する情報
- (3) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- (4) 市ホームページへの掲載による広報

## 第3 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認・災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、災対市民総務部広報班は各部と緊密な連絡を図り下記の資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真等
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真等
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真等
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

## 第4 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効かつ適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者(一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者)に配慮した広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

### 1 実施方法

- (1) 同報系防災行政無線及び有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ、ラジオ及び新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシやパンフレットによる広報
- (6) 指定避難所への広報班の派遣
- (7) 町内会を介した広報
- (8) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
- (9) 市ホームページへの掲載
- (10) 携帯メールや緊急速報メール
- (11) CATV、コミュニティFM放送等への情報提供
- (12) 臨時災害放送局の開設

### 2 実施要領

本部長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連携をとり、正確な情報の把握に努めるものとし、災害対策本部として一貫した広報を実施するよう留意する。災害対策本部の実施する広報は、すべての広報総括者(災対市民総務部長)に連絡する。

#### (1) 報道機関の活用

本部長は、締結している『緊急時における災害放送等に関する協定』に基づき、エフエムベイエリア(株)及び宮城ケーブルテレビ(株)に対し、緊急放送の要請を行う。

#### (2) 防災行政無線(同報系)の活用

一般市民及び被災者に対する広報は、防災行政無線(同報系)を活用し情報提供に努める。

#### (3) 広報車両の利用

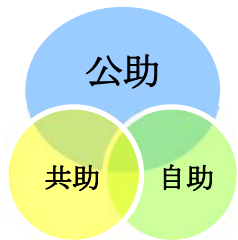
- ① 道路の通行障害等の災害の状況に応じて巡回区域の制約を受けるが、より、綿密な広報を実施するため、必要な地域へ広報車両を派遣する。また、広報車両及び運転要員については、他の防災活動に必要な車両との調整を図り、確保するものとする。
  - ② 広報車による広報は、音声のみならず状況によっては印刷物の配布も行う。
- (4) 広報誌等の活用
- ① チラシ及び「広報しおがま」臨時号の発行。
  - ② 報道機関が企画する特集記事及び番組に積極的に協力する。
- (5) 職員による広報
- 広報車の進入不可能な区域あるいは特に必要な区域については、自転車やバイク等の利用により職員を派遣し、広報を実施する。

## 第4節 相互応援活動

### 目的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

なお、応援協定等の締結状況等については「本編第2章 第19節 相互応援体制の整備」による。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市町村間の相互応援活動

### 1 他の市町村長に対する応援の要請

本部長は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

#### (1) 個別相互応援協定

あらかじめ締結している災害時に係る相互の応援協定等に基づき、応援要請及び応援活動を行う。（本編第2章 第19節 相互応援体制の整備参照）

#### (2) 県内市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整して応援要請及び応援活動を行う。ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

### 2 県への情報伝達

市は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

### 3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、本市が被災しなかった場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

## 第2 消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等により、管内の消防力で災害防ぎょが困難な場合には、塩釜地区消防事務組合は災害の態様・動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月15日施行）に基づき、速やかに消防相互応援活動を行う。

(1) 「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基

本計画」の定めにより要請するものとする。

- (2) 応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等の受入態勢を整備するものとする。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火・救助活動等を実施するものとする。
- (3) 具体的な要請方法・経費の分担方法等については、「宮城県広域消防相互応援協定」の定めるところによる。

### 第3 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

#### 1 応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとする。

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成22年8月）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

##### (1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、災害対策本部及び消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

##### (2) 出動の要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、県を通して出動の要請を行う。

##### (3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、本部長及び消防長は、次の措置をとる。

- ①災害状況の把握
- ②情報等の提供
- ③応援要請手続きの実施

#### 2 緊急消防援助隊の活動円滑化

緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成22年8月）」に基づいて調整し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努めるものとする。

### 第4 広域的な応援体制

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。  
また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

### 第5 受入れ体制の確保

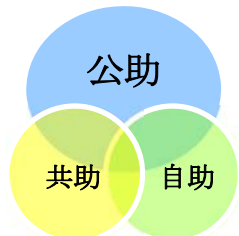
市、県等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

## 第5節 災害救助法の適用

### 目的

市域に一定の規模以上の災害が発生し、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものである。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助法で定める救助の実施は、法定受託事務として県知事が行うこととなっている。ただし、県知事が救助の実施に関する事務の一部を市長に委任した場合は、市長が委任された応急救助事務を行う。

災害救助法(昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。)による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

##### 1 適用基準

災害救助法の適用は、災害による市域の住家被害が次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合において、知事より指定される。

- (1) 人口が5万人を越え10万人未満の本市の場合、市域の滅失世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ)が80世帯以上のとき。

| 市町村人口    |    |        |          | 住家滅失世帯数 |       |
|----------|----|--------|----------|---------|-------|
|          | ～  | 5,000人 | 未満       | 30世帯    |       |
| 5,000人   | 以上 | ～      | 15,000人  | 未満      | 40世帯  |
| 15,000人  | 以上 | ～      | 30,000人  | 未満      | 50世帯  |
| 30,000人  | 以上 | ～      | 50,000人  | 未満      | 60世帯  |
| 50,000人  | 以上 | ～      | 100,000人 | 未満      | 80世帯  |
| 100,000人 | 以上 | ～      | 300,000人 | 未満      | 100世帯 |
| 300,000人 | 以上 | ～      |          |         | 150世帯 |

- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が、2,000世帯以上に達したときで、かつ、市の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。

- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内滅失世帯数が、9,000世帯以上であって市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき(市の被害状況が特に救助を要する状態にあること)。

または、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

① 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

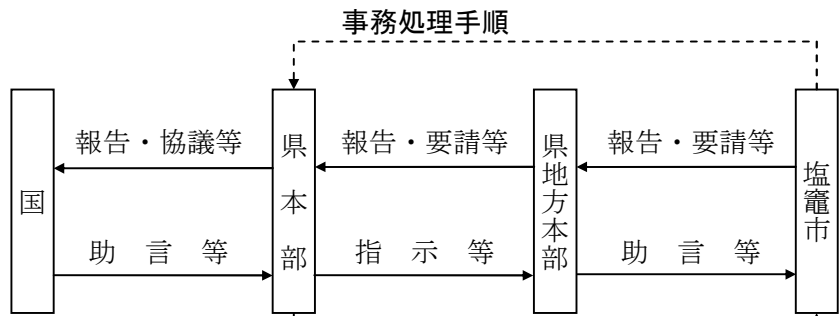
② 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第 23 条に規定する救助を実施するときに開始される。

|    |                      |                                                                   |
|----|----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 原則 | 災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日 |                                                                   |
| 例外 | ①                    | 長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合<br>災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日 |
|    | ②                    | 被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合<br>公示日 = 被害等が判明した日                   |

(1) 市は、市内の災害規模が前記 1 に定める適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、次の手順により被害状況等を県知事に報告しなければならない。



(注) 点線は、緊急の場合のルート及び補助ルートとする。

(2) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を市長に委任する。

3 救助の種類

|                                                                                                                                             |                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 避難所の設置<br>(2) 応急仮設住宅の供与<br>(3) 炊き出しその他による食品の給与<br>(4) 飲料水の供給<br>(5) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与<br>(6) 医療・助産・災害にかかった者の救出<br>(7) 災害にかかった住宅の応急修理 | (8) 学用品の給与<br>(9) 埋葬<br>(10) 遺体の搜索<br>(11) 遺体の処理<br>(12) 障害物の除去<br>(13) 輸送費及び賃金職員等雇上費<br>(14) 実費弁償 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

(昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」 最終改正 平成 24 年 9 月 14 日)

(地震編資料 19 参照)

第 2 救助の実施の委任

災害救助法第 30 条の規定、同法施行令第 23 条の規定に基づき知事から委任を受けた場合、市長は当該事務を行わなければならない。

救助の種類は次のとおりである。

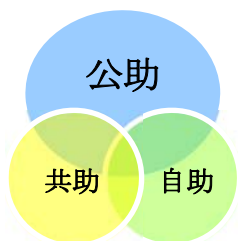
- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与

- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

## 第6節 自衛隊の災害派遣

### 目 的

市は、大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

### 1 要請による派遣

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に通知することができるものとし、この場合、本部長は速やかに知事等にその旨を通知する。

#### （1）災害派遣要請できる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される概ね次の場合とする。

- ① 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき。
- ② 給水支援（緊急を要し他に適当な手段がないとき。）
- ③ 事故車両の引上げ（直接人命に影響しているとき。）
- ④ 病人、薬等の緊急輸送（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- ⑤ 遭難事故の救出（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- ⑥ 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫
- ⑦ 交通路上の障害物の排除（放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき。）
- ⑧ その他知事等が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

### 2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は以下のとおり。

- （1）地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）地震災害に際し、知事等が通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合で、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - ① 市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から、災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
  - ② 部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
- （3）海難事故等の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場

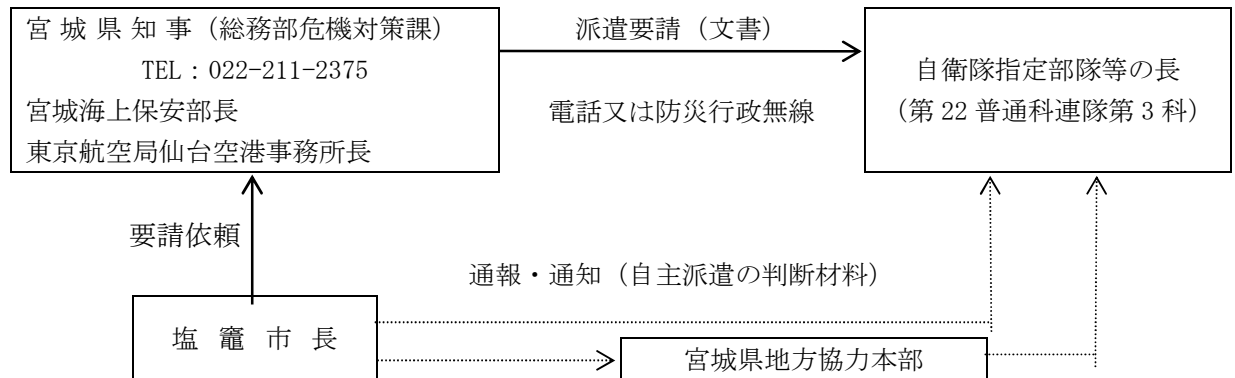
合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 上記(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

### 3 要請の手続き

#### (1) 派遣要請系統図



## (2) 要請（連絡）先

| 区 分       | 要請（連絡）先                          | 指定部隊等の長 | 連 絡 方 法 等                                                                         |                                           | 担任地域等                                     |
|-----------|----------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
|           |                                  |         | 平日 8:00～17:00<br>(各部隊 防災担当)                                                       | 時間外の担当                                    |                                           |
| 宮城隊区担当部隊  | 陸<br>第22普通科連隊<br>第3科<br>(多賀城駐屯地) | 連隊長     | 多賀城市丸山2-1-1<br>防災無線：770-142<br>TEL：022-365-2121<br>内線 235～237<br>FAX：022-363-0491 | 駐屯地当直<br>TEL：022-365-2121<br>内 301・302    | 宮城北隊区<br>(白石市・角田市・柴田郡・亶理郡・刈田郡・伊具郡を除く宮城県内) |
| 近傍派遣部隊    | 陸<br>東北方面航空隊<br>第3科<br>(霞目駐屯地)   | 航空隊長    | 仙台市若林区霞目1-1<br>TEL：022-286-3101<br>内線 203・207・217                                 | 駐屯地当直<br>TEL：022-286-3101<br>内 302        | 霞目近傍及び<br>県全域<br>(航空)                     |
|           | 陸<br>第6戦車大隊<br>第3係<br>(大和駐屯地)    | 大隊長     | 黒川郡大和町吉岡<br>字西原21-9<br>TEL：022-345-2191<br>内線 230～233                             | 駐屯地当直<br>TEL：022-345-2191<br>内 301・302    | 大和近傍<br>状況により<br>宮城北隊区                    |
|           | 空<br>第4航空団<br>防衛部<br>(松島基地)      | 団司令     | 東松島市矢本字坂取85<br>TEL：0225-82-2111<br>内線 230～232                                     | 基地当直<br>TEL：0225-82-2111<br>内 224・225     | 矢本近傍<br>及び県全域<br>(航空・応急救護)                |
| 大規模災害対処部隊 | 陸<br>第6師団<br>第3部<br>(神町駐屯地)      | 師団長     | 山形県東根市神町南<br>3-1-1<br>TEL：0237-48-1151<br>内線 5075・5076                            | 当直長<br>TEL：0237-48-1151<br>内 5019         | 南東北3県<br>(福島・山形・宮城)                       |
|           | 陸<br>東北方面總監部<br>防衛部<br>(仙台駐屯地)   | 方面總監    | 仙台市宮城野区南目館<br>1-1<br>TEL：022-231-1111<br>内線 2255・2256                             | 防衛課運用室<br>TEL：022-231-1111<br>内 2723・2737 | 東北全域                                      |
|           | 海<br>横須賀地方<br>總監部 防衛部            | 地方總監    | 神奈川県横須賀市<br>西逸見町一丁目<br>TEL：046-822-3500<br>内線 2545                                | 案内<br>TEL：046-822-3500<br>内 2290          | 宮城県沿岸                                     |
|           | 空<br>中部航空方面隊<br>司令部 防衛部          | 司令官     | 埼玉県狭山市稲荷山<br>二丁目3<br>TEL：042-953-6131<br>内線 2233                                  | 当直幕僚<br>内 2204                            | 県内全域                                      |
| 連絡機関      | 一<br>宮城県<br>地方協力本部               | 部長      | 仙台市宮城野区五輪<br>一丁目3-15<br>TEL：022-295-2611<br>内線 3630・3632                          | 同 左                                       | 県内全域                                      |

## (3) 要請

- ① 災害派遣の要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（地震編資料20別紙様式1）を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又

は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を知事に提出しなければならない。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要となる資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

- ② 相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、アに関わらず、速やかに派遣要請に努めるものとする。この際、市は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

## 第2 自衛隊との連絡調整

### 1 自衛隊の連絡幹部等の派遣

大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整に当たるため、必要に応じ市災害対策本部に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保するものとする。

- 2 連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施するものとする。

## 第3 派遣部隊の活動内容

### 1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性・公共性及び非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

### 2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容及び現地における部隊等の人員や装備等により異なるが、通常次のとおりとする。

|                      |                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------|
| (1) 被害状況の把握          | 車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動を行い、被害状況を把握する                |
| (2) 避難の援助            | 避難者の誘導、輸送等                                           |
| (3) 遭難者等の救出・救助及び搜索活動 | 行方不明者、負傷者等の搜索・救助活動                                   |
| (4) 水防活動             | 土嚢作成・運搬・積込み等の水防活動                                    |
| (5) 消防活動の支援          | 消防機関との協力による消火活動                                      |
| (6) 道路又は水路の啓開        | 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除                                  |
| (7) 応急医療・救護及び防疫      | 被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動                                 |
| (8) 人員及び物資の緊急輸送      | 緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送                     |
| (9) 炊飯及び給水           | 被災者に対する炊飯及び給食、応援給水の実施                                |
| (10) 援助物資の無償貸付又は譲与   | 「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施 |
| (11) 危険物の保安及び除去      | 自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去                   |
| (12) その他             | その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援                               |

## 第4 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、本部長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

### 1 連絡調整者の指定

本部長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

### 2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達・提供するよう努める。

### 3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校及び公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿营地に指定する場合についても同様とする。

### 4 作業内容の調整

知事、市長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、本部長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

### 5 臨時ヘリポートの設定

- (1) 市は、臨時ヘリポートの基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- (2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発火筒により着陸地点の識別を容易にする。
- (3) 危険予防の処置
  - ① 着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
  - ② 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

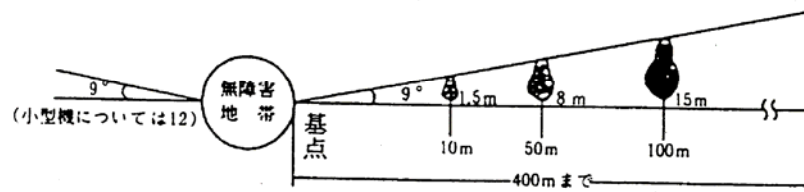
### 6 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

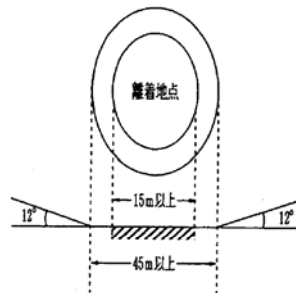
### 7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

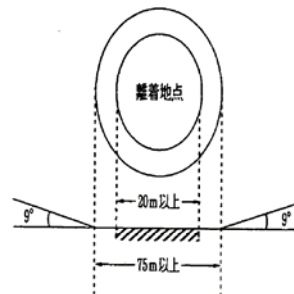
<臨時ヘリポート設置基準>



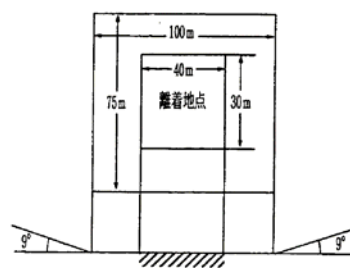
a 小型機 (OH-6) の場合  
← 無障害地帯 →



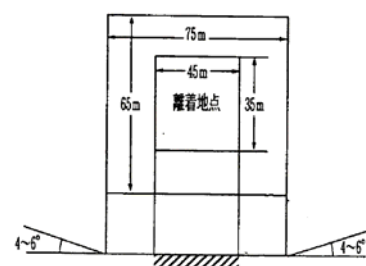
b 中型機 (HU-1) の場合  
← 無障害地帯 →



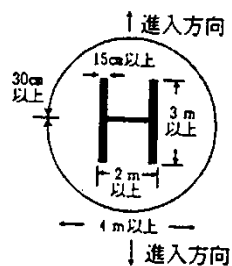
c 大型機 (V-107) の場合  
← 無障害地帯 →



d 大型機 (CH-47, SH-60J) の場合  
← 無障害地帯 →

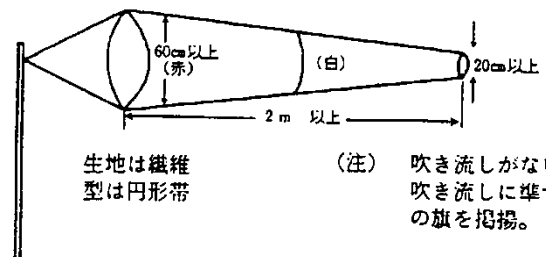


イ 記号の基準



石灰で標示、  
積雪時は墨汁  
絵具等で明瞭  
に標示。

ロ 吹き流しの基準



生地は繊維  
型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は  
吹き流しに準ずる規格  
の旗を掲揚。

## 第5 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、本部長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
- 2 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書（地震編資料20-2 別紙様式2）をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

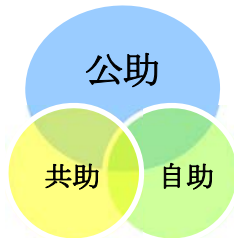
- 1 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地・建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱・水道・汲取料・電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入・借上又は修理費
- 5 不作為による損害の補償
- 6 その他災害派遣命令者と知事等の協議により決定したもの

## 第7節 救急・救助活動

### 目的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施するものとする。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、町内会、自主防災組織・事業所・一般市民においても防災の基本理念に基づき「自助」「共助」の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市の活動

- 1 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに塩釜消防署・塩釜警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 市は、市民からの情報についても適宜関係機関へ伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- 3 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を要請された場合は、迅速かつ円滑に実施する。

#### 第2 消防機関の活動

##### 1 塩釜地区消防事務組合の活動

- (1) 医療機関・塩釜医師会・日本赤十字社宮城県支部及び塩釜警察署など関係機関と協力し、情報を迅速かつ正確に掌握し、適切かつ迅速な救急及び救助活動を行う。
- (2) 救急救命士や救命処置用資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急措置を効率的に行う。
- (3) 救急及び救助活動については塩釜地区消防事務組合消防計画に基づき実施するものとする。

##### 2 消防団の活動

塩釜地区消防事務組合の活動を補助し、救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

#### 第3 塩釜警察署の活動

- 1 塩釜警察署は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 塩釜警察署は、被害状況に基づき、迅速に、警察本部に対し、機動隊等災害警備部隊の派遣要請等の措置をとる。
- 3 塩釜警察署は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

## 第4 宮城海上保安部の活動

- 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。
  - (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその救助を行う。
  - (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等救助機関に協力を要請する。
  - (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災爆発及びガス中毒等の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
  - (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震津波等の二次災害の防止を図る。
  - (5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。

この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、機動救難士又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。

また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。
- 2 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。
  - (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
  - (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
- 3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

## 第5 市民及び自主防災組織等の活動

### 1 緊急救助活動

市民及び自主防災組織等は、在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに塩釜消防署等関係機関に連絡する。

また、人員や機材等の面で対応が不十分と思えるときは市に速やかに連絡する。

さらに、警察並びに消防職員が行う救急・救助活動に積極的に協力する。

### 2 人材、機材等の確保

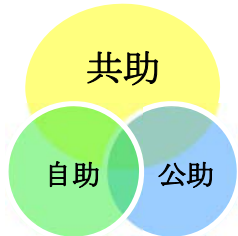
市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

### 3 救急・救助活動への協力

市民及び自主防災組織等は、警察、消防職員が行う救急・救助活動に、積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官並びに消防職員の指示を受ける。

## 第6 惨事ストレス対策

市は、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 市民及び自主防災組織等の活動

##### 1 緊急救助活動

自主防災組織等は、在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに塩釜消防署等関係機関に連絡する。

また、人員や機材等の面で対応が不十分と思えるときは市に速やかに連絡する。

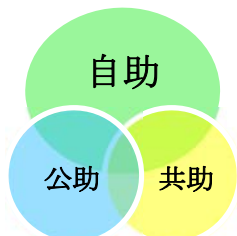
さらに、警察並びに消防職員が行う救急・救助活動に積極的に協力する。

##### 2 人材、機材等の確保

自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

##### 3 救急・救助活動への協力

自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官並びに消防職員の指示を受ける。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 市民及び自主防災組織等の活動

##### 1 緊急救助活動

市民等は、在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに塩釜消防署等関係機関に連絡する。

また、人員や機材等の面で対応が不十分と思えるときは市に速やかに連絡する。

さらに、警察並びに消防職員が行う救急・救助活動に積極的に協力する。

##### 2 救急・救助活動への協力

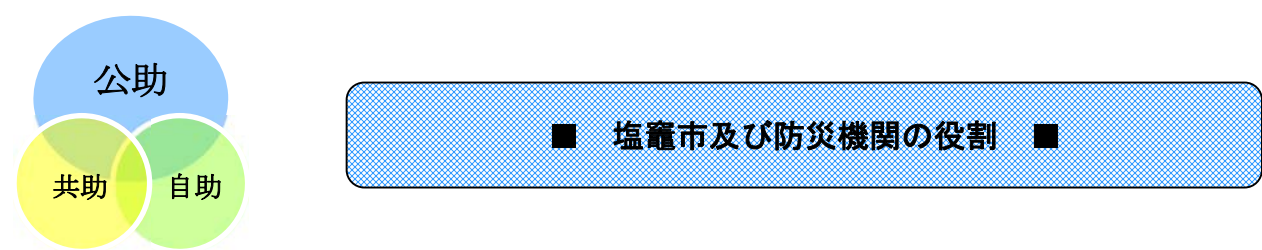
市民等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官並びに消防職員の指示を受ける。

第8節 医療救護活動

目 的

大規模地震災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。そのため、県、市及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が実施する災害時の在宅医療患者の安否確認について協力するものとする。



第1 医療機関等の情報の収集

本部長は災害時において、宮城県救急医療情報システム(災害モード)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、その旨市民に広報するものとする。また、宮城DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。

第2 医療救護活動の実施要領

1 医療救護の基本方針

医療現場で負傷者が真に必要な医療救護を受けなければならない場合に、軽傷者又は中傷者が殺到することにより、重傷者等が必要な医療救護を受けられないという混乱を避けるため、次の基本方針により対処することとする。

- 軽傷者 …… 各指定避難所の救護班で対応
- 中傷者 …… 医療救護所で対応
- 重傷者 …… 医療救護所の判断により後方医療施設へ搬送

2 災害救助法による実施基準

(1) 医療

- ① 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者。
- ② 医療の範囲

| 範 囲           | 内 容                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| ア 診療          | 疾病の状態を判断するために行う聴診、打診、触診、視診、問診のほか特殊機械、器具による診察、薬剤（造影剤）による診察等 |
| イ 薬剤又は治療材料の支給 | 包帯、ガーゼ等治療のための直接的又は間接的に必要な消耗品、材料及び輸血用液等                     |
| ウ 処置及び手術等     | 包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗浄、応急的人工呼吸、酸素吸入及び患部の切開、縫合及び切除等               |
| エ 病院又は診療所への収容 | 負傷者等の車、ヘリコプター等による搬送                                        |
| オ 看護          | 傷病者に対する治療のために必要な医学的世話ないし介護                                 |

## ③ 医療の費用及び期間

ア 医療を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあつては、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあつては、社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内とする。

イ 医療を実施する期間は、災害の日から14日以内とする。ただし、医療機関の機能の回復状況などの特殊事情を勘案し、延長することができる。

## (2) 助産

① 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。ただし、医療と同様に延長することができる。

## ② 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給

## ③ 助産の費用及び期間

ア 助産を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあつては、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては、慣行料金の8割に相当する額の範囲内とする。

イ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

## 3 医療救護班の編成

(1) 医療救護の実施は、塩釜医師会の協力を得て、次のとおり医療救護班を編成し行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの救急告示病院（本編第2章第20節第2参照）等に移送し、行うものとする。

| 班 名        | 班 長<br>(医師) | 班 員 |            |     | 計 | 備 考 |
|------------|-------------|-----|------------|-----|---|-----|
|            |             | 看護師 | (助産師又は保健師) | 事務員 |   |     |
| 塩竈市東部医療救護班 | 1           | 2   | 1          | 1   | 5 |     |
| 塩竈市西部医療救護班 | 1           | 2   | 1          | 1   | 5 |     |
| 塩竈市南部医療救護班 | 1           | 2   | 1          | 1   | 5 |     |
| 塩竈市北部医療救護班 | 1           | 2   | 1          | 1   | 5 |     |
| 塩竈市浦戸医療救護班 | 1           | 2   | 1          | 1   | 5 |     |

(2) 医療救護班は、その使用する医療品及び衛生材料等を携行するものとする。

## 4 医療救護所の設置

(1) 医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ医療救護所を設置するものとする。

(2) 医療救護所は、原則として指定避難所内に設置する。ただし、指定避難所等が不適当な場合は、交通に便利な場所にある公共施設を利用、又は野外に天幕を張って行う（本編第2章第20節第2参照）。

なお、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該箇所を防災行政無線・広報車等を使用して市民に広報する。

## 5 宮城DMAT及び医療救護班の活動

## (1) 宮城DMATの活動

① 宮城DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。

（本市に係る災害拠点病院は本編第2章第20節第2参照）

ア 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等

イ 広域医療搬送

ウ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援

エ その他必要な事項

- ② 宮城DMA Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

(2) 塩釜医師会、塩釜歯科医師会の活動

塩釜医師会、塩釜歯科医師会は『災害時の医療救護活動に関する協定』に基づき、本部長から援助の要請があったときは、医療救護班を編成し、防災関係機関等と協力して医療救護活動を行う。

(3) 医療救護班の活動

保健師又は医療救護班は、指定避難所の巡回健康相談を行い、避難者の健康状態を調査し、必要に応じて受診勧奨、処置等を行う。また、指定避難所から仮設住宅へ入居後も、保健師の訪問により把握した要支援者に対して医師、保健師及び栄養士による巡回保健並びに栄養相談を行う。

震災直後においては、以下の活動を重点的に行うものとする。

- ① 傷病者の重度判定（トリアージタグ）
- ② 重傷者の応急手当及び中等傷者に対する処置
- ③ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽傷者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 遺体の検案
- ⑦ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告
- ⑧ 医療救護の実施に当たっては、宮城DMA T及び災対健康福祉部救護班と連携を図る。

(4) 救護所等で対応できない場合の対応

- ① 救護所では対応できない患者や、病院が被災したため継続して治療を受けることが出来ない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた近隣市町村の医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。
- ② 患者の搬送は、塩釜地区消防事務組合及び市所有車両並びに『災害時における業務協力に関する協定』を締結している（有）中央交通等により行うが、必要により関係機関の車両を調達し行う。なお、道路状況又は緊急を要する場合にあっては、「宮城県広域航空消防応援協定」等の協定に基づき県へ要請する。

また、県に応援要請できない場合については、仙台市にヘリコプターの応援要請を行い協力を求めるものとする。（本編第3章第11節ヘリコプターの活動参照）

### 第3 医薬品及び医療資機材の調達

- 1 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、災対健康福祉部において、『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』を締結している業者等から調達するものとする。
- 2 市内において医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、県に医薬品等の供給要請を行い、宮城県医薬品卸組合から調達する。

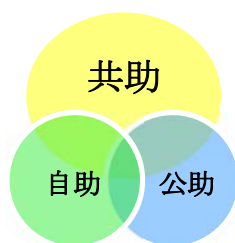
### 第4 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 災対健康福祉部は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。また、市民、自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力を行うものとする。
- 2 本部長は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

### 第5 応援要請

災害の規模が大きく、この医療救護活動により救護の万全が期されないと認めるときは、本部長は次の方法により応援要請を行う。

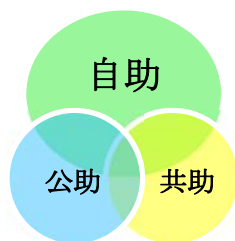
- (1) 県を通じて、日本赤十字社宮城県支部の応援を要請する。
- (2) 県を通じて、自衛隊の派遣を要請する。この場合、本編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」によるものとする。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力を行うものとする。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 在宅要医療患者の医療救護体制

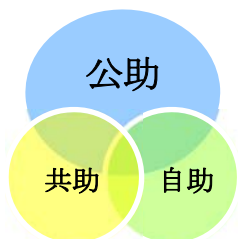
- 1 市民は在宅医療患者の安否確認についての協力を行うものとする。

## 第9節 消火活動

### 目 的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行うものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織及び婦人防火クラブ連合会等は、地震発生直後の出火防止・初期消火及び延焼拡大防止措置を行うものとし、また、市は各防災関係機関と協力しながらあらゆる方法により市民等に対し出火防止、初期消火及び延焼拡大防止措置の徹底について呼びかける。

#### 1 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

##### (1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

##### (2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

##### (3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

##### (4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

##### (5) 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助並びに救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、

河川、耐火建築物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 第2 本部長の措置

本部長は地震が発生した場合、塩釜地区消防事務組合と連携して速やかに市域の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 2 本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 3 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 4 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、「本編第3章第6節自衛隊の災害派遣」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 5 本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

## 第3 消防機関等の活動

### 1 塩釜地区消防事務組合

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、『塩釜地区消防事務組合消防計画』等に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

#### (1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員及び消防団並びに自主防災組織、婦人防火クラブ連合会等を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確な情報収集を行う。

#### (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

#### (3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の効果的な迂回路を利用し消火活動を行う。

#### (4) 消防水利の確保

災害によって、消防水利の確保が困難となった場合は、あらかじめ計画された河川、井戸及び海水等の自然水利を利用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

### 2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、「塩釜地区消防事務組合消防計画」に基づき、塩釜消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

#### (1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予想される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

### 3 消防警戒区域等の設定

(1) 消防職員・団員

火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(2) 消防長・消防署長

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは次の設定等ができる。

① 火災警戒区域を設定する

② その区域内における火気の使用を禁止する

③ 応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する

### 4 宮城海上保安部の活動

地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

(1) 海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。

(2) 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

### 5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第4 事業所の活動

### 1 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛消防隊組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。

(2) 必要に応じて顧客・従業員等の避難誘導を行う。

### 2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導や立入禁止等必要な措置を講じる。

## 第5 自主防災組織等の活動

自主防災組織、婦人防火クラブ連合会は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

### 1 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。

## 第6 市民の活動

市民は、自らの生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を行う。

### 1 火気の遮断

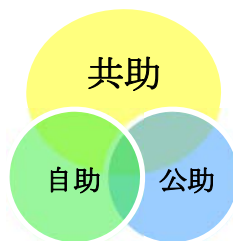
ガス栓の閉止並びに石油ストーブ及び電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道及び風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。

### 3 通電火災の防止

ブレーカーを落とす等、被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止する。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 事業所の活動

### 1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。
- (2) 必要に応じて顧客・従業員等の避難誘導を行う。

### 2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導や立入禁止等必要な措置を講じる。

## 第2 自主防災組織等の活動

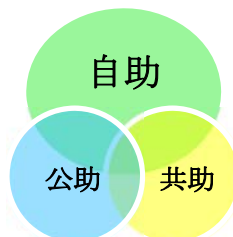
自主防災組織、婦人防火クラブ連合会は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

### 1 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 市民の活動

市民は、自らの生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を行う。

### 1 火気の遮断

ガス栓の閉止並びに石油ストーブ及び電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道及び風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報する。

### 3 通電火災の防止

ブレーカーを落とす等、被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止する。

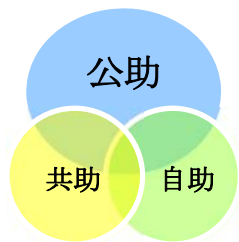
## 第10節 交通・輸送活動

### 目 的

大規模地震災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

また、地震発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 交通規制

### 1 交通規制の実施責任者

警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施し、応急対策に必要な人員、物資及び資機材等の輸送の確保並びに交通の混乱防止を図ることとする。

交通規制の実施区分

| 実施責任者      | 範 囲                                                                                                              | 根 拠 法                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 道路管理者      | 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合                                                 | 道路法<br>第46条第1項                     |
| 県<br>公安委員会 | 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める場合<br>2 応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合 | 道路交通法<br>第4条第1項<br>災害対策基本法<br>第76条 |
| 警 察 署 長    | 道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。                                                               | 道路交通法<br>第5条第1項                    |
| 警 察 官      | 道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合                                                                       | 道路交通法<br>第6条第4項                    |

### 2 交通規制の実施

塩釜警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の確保に努める。

#### (1) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行

い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

## （２）交通整理隊の編成

市は、災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合又は特に必要と認める場合は、塩釜警察署（交番、駐在所）等との協議により次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施するものとする。

- ① 交通安全指導隊、関係機関の職員及びその他の民間協力者により構成する。
- ② 所要人員等必要な事項はその都度決定する。

## （３）交通規制に関する広報

道路管理者及び交通管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに関係機関相互の連絡調整を図った上で、市民、ドライバー等に対し、交通規制の内容をテレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板、警察官及び車両その他あらゆる広報媒体を活用し、情報提供することとする。

<広報の内容>

- ① 通行禁止等に係る区域又は道路の区間
- ② その他交通規制の実施状況
- ③ 避難時の自動車利用の自粛
- ④ 交通規制への協力について

# 第２ 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、大規模災害発生時の救助活動・救急搬送・消火活動・緊急輸送活動・応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん海上交通（船舶）や航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

## １ 輸送の優先順位

緊急輸送活動にあたっては以下の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断するものとする。

- （１）人命の安全
- （２）被害の拡大防止
- （３）災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進

|                    |                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （１）第１段階<br>避難期     | ① 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資<br>② 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員や物資<br>③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等<br>④ 負傷者等の後方医療機関への搬送<br>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資 |
| （２）第２段階<br>輸送機能確保期 | ① 上記（１）の続行<br>② 食料及び飲料水、燃料等生命の維持に必要な物資<br>③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送<br>④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資                                                                                                            |
| （３）第３段階<br>応急復旧期   | ① 上記（２）の続行<br>② 災害復旧に必要な人員及び物資<br>③ 生活必需品                                                                                                                                                          |
| （４）その他<br>関連措置     | ① 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。<br>② 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び                                                                                                          |

|  |                                                                                                |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。</p> <p>③ 総合的交通対策を実施するため、バス及び鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 輸送方法

市は、災害応急対策計画に定める人員、緊急物資及び資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、もっとも適切な方法によるものとする。

- (1) 車両（トラック、貨物自動車、乗合自動車等）による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送

## 3 緊急輸送の要請

市は、災害時の救助及びその他公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。

なお、市域において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、協定締結市町に緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するほか、県を通じ社団法人宮城県トラック協会に対し、次の事項を明示し輸送の要請を行い、輸送力の確保を図るものとする。

- (1) 輸送を必要とする内容及び数量等
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

## 第3 陸上交通の確保

### 1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

地震発生時に運転者がとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
  - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ③ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
    - ア できるだけ道路外の場所に移動しておく。
    - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンをきり、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
    - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- (2) 避難のために原則として車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
  - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
    - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
  - ② 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は

駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかった場合や、運転者が現場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 2 緊急交通路確保のための措置

### (1) 緊急輸送の選定

災対建設部は、緊急輸送路を選定し、地震後の救援物資、及び人員の輸送を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路として指定し、選定した緊急輸送路を各部等に連絡する。

(地震編資料5-1 塩竈市主要道路網図参照)

### (2) 緊急輸送の道路啓開

① 災対建設部は、道路の被害状況及び安全点検の結果を道路管理者等関係機関に通報する。  
また、通行不能と判断される場合は、塩釜警察署長の意見を聞き、迂回路交通規制に係る応急対策を講じる。

② 災対建設部は、緊急輸送路を確保するため、その復旧活動に必要な重機械（ショベル、ブルドーザー等）については、建設関係業界等に依頼する。

### (3) 障害物の除去

① 緊急輸送道路の障害物について、道路管理者はあらゆる手段により迅速に除去する。

消防機関と協力して、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

② それ以外の道路に障害物が堆積された場合は、次の区分により速やかに除去するとともに、二次災害の防止に努めるものとする。

ア 災対建設部は、市管理道路の障害物について除去する。

イ 仙台土木事務所は、県道及び県管理国道の障害物について除去する。

ウ 国土交通省仙台東国道維持出張所は、国管理国道の障害物について除去する。

### (4) 緊急通行車両の標示

災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、本編第2章第2.2節緊急輸送体制の整備により緊急通行車両確認証明書及び標章を受けるものとする。

## 第4 海上交通の確保

市は、宮城海上保安本部及び港湾・漁港管理者等と連携し、海上交通の安全確保のための応急措置について積極的に協力する。

### 1 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

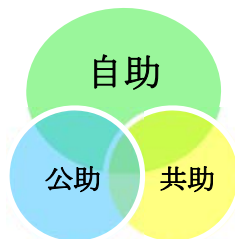
(6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## 2 港湾管理者の役割（宮城県塩釜港湾事務所）

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努めるものとする。

## 3 漁港管理者の役割（宮城県仙台地方振興事務所・塩竈市）

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船及び漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努めるものとする。また、浦戸地区の漁港についても輸送の確保に努めるものとする。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 陸上交通の確保

### 1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

地震発生時に自動車運転者（市民等）は次の措置をとる。

#### （1）走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
  - ア できるだけ道路外の場所に移動しておく。
  - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンをきり、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
  - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。

#### （2）避難のために原則として車両を使用しないこと。

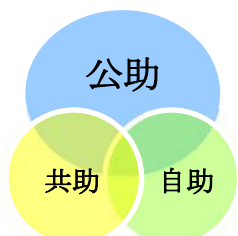
#### （3）災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
  - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

## 第11節 ヘリコプターの活動

### 目 的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市の体制

### 1 活動体制

本部長は、塩釜地区消防事務組合消防長に対し宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (1) 防災ヘリコプターは、県の災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定めるところにより、本部長の要請に基づき活動する。

防災関係機関等の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- ① 県防災ヘリコプター
- ② 仙台市消防ヘリコプター
- ③ 県警察ヘリコプター
- ④ 国土交通省ヘリコプター
- ⑤ 海上保安庁ヘリコプター
- ⑥ 自衛隊ヘリコプター
- ⑦ 他都道府県からの応援ヘリコプター

- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

### 2 活動条件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 公共性  | 災害等からの市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)         |
| 緊急性  | 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、市民の生命、身体及び財産に、 <u>重大な支障が生じるおそれがある場合</u> ) |
| 非代替性 | 防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。(既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)        |

### 3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能・機能・職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送

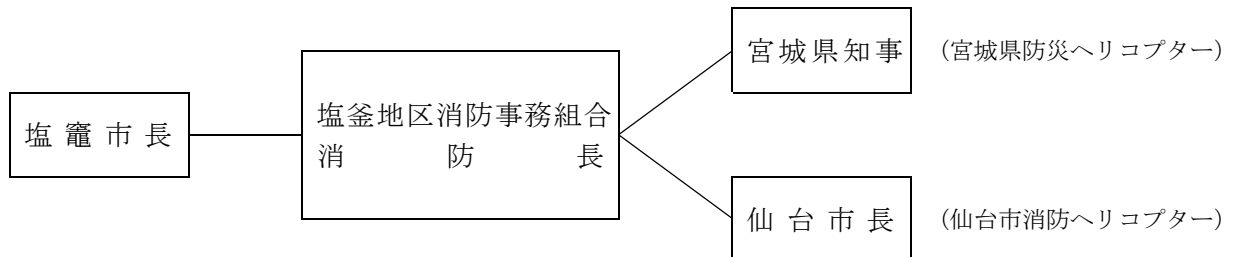
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 市民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

#### 4 活動拠点の確保

- (1) 市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。
  - ① 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び指定外ヘリポートを早急に確保する。
  - ② 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。  
(塩竈市ヘリポート適地は「本編第2章第18節第4」参照)

#### 5 派遣要請の手続き

- (1) 要請の流れ



- (2) 要請方法

本部長は、次の事項を明示して塩釜地区消防事務組合消防長に対し、口頭又は電話等により要請する。消防長は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に決められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

<要請内容>

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

- (3) 応援の要請先は、次のとおりとする。

|             |                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮城県防災ヘリコプター | 宮城県防災ヘリコプター管理事務所<br>岩沼市下野郷字新拓 190(東北エアサービス(株)内)<br>TEL 0223-23-5760 FAX 0223-25-3022 |
| 仙台市消防ヘリコプター | 仙台市消防局防災部指令課<br>仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号<br>TEL 022-234-1151 FAX 022-234-2364                |

## 6 受入態勢

応援を要請した本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受け入れ態勢を整える。

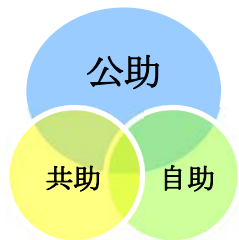
- |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 離着陸場所の確保及び安全対策</li><li>② 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配</li><li>③ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保</li><li>④ その他必要な事項</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第12節 避難活動

### 目的

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の住民を適切に安全な場所に避難させ、『塩竈市避難所運営マニュアル』に基づき、速やかに指定避難所を開設し、管理運営を行うものとする。その際、避難行動要支援者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 避難の勧告又は指示

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は市民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

##### 1 避難の勧告又は指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (3) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (4) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

| 実施責任者             | 災害の種類      | 内容       | 指示・勧告の実施要件                                                                                                      | 根拠法令                           |
|-------------------|------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 市長<br>(災害対策本部長)   | 災害全般       | 勧告<br>指示 | 人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。                                                                        | 災害対策基本法<br>第60条                |
| 知事                | 災害全般       | 勧告<br>指示 | 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。                                                                         | 災害対策基本法<br>第60条                |
| 知事又はその命令を受けた県職員   | 洪水・高潮・地すべり | 指示       | 著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                                                           | 水防法第29条<br>地すべり等防止法第25条        |
| 警察官               | 災害全般       | 指示<br>命令 | 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき<br>又は市長から要求があったとき(指示)<br>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき(命令) | 災害対策基本法<br>第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 海上保安官             | 災害全般       | 指示       | 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき<br>又は市長から要求があったとき(要求)                                                         | 災害対策基本法<br>第61条                |
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊 | 災害全般       | 指示       | 災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にいないとき。                                                                               | 自衛隊法第94条                       |

## 2 市長、知事の役割

市長は、大規模地震に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。また、知事は、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

## 3 警察官

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 塩釜警察署長は、市長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 塩釜警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

## 4 官城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

## 5 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

## 第2 避難の準備及び勧告又は指示の基準並びに伝達方法

### 1 避難の指示等

#### (1) 避難準備の呼びかけ

警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。

#### (2) 緊急避難（避難の勧告又は指示）

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の勧告又は指示する。

#### (3) 収容避難

長時間に渡る避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難の勧告又は指示する。

### 2 避難の勧告又は指示内容

市長等、避難の勧告又は指示する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

### 3 避難の措置と周知

市長は、避難の勧告又は指示を発令したときは、対象地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

#### (1) 市民等への周知

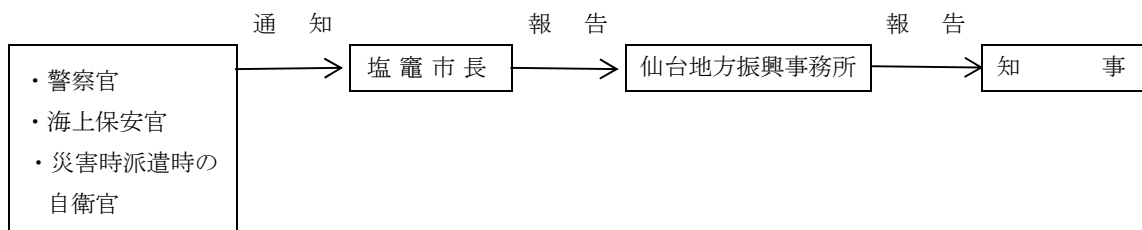
本部長は、避難の勧告又は指示内容を直接の広報（市防災行政無線、広報車等）や広報媒体（テレビ、ラジオ）等の下記の示す方法を用いて、地域住民等への周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。なお、避難勧告等の周知に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- ① 同報無線による伝達
- ② 広報車の呼びかけによる伝達
- ③ 関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
- ④ 電話等による伝達
- ⑤ サイレンや警鐘による伝達
- ⑥ 自主防災組織の協力を得て伝達
- ⑦ 各報道機関への放送要請

#### (2) 関係機関相互の通知及び連絡

警察、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告するものとする



#### (3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

### 第3 警戒区域の設定

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、災害対策基本法第63条に基づき、危険区域を設定する。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 発令者       | ④ 警戒区域設定の地域 |
| ② 警戒区域設定の日時 | ⑤ その他必要な事項  |
| ③ 警戒区域設定の理由 |             |

#### 2 措置

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長がその設定をするいとまがない場合は、市長からの命を受けた職員が行う。

この場合は、直接直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (2) 警察官又は海上保安官は、前記の実施者が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。

また、災害派遣された部隊等の自衛官は、市長、警察官又は海上保安官がその場にいる場合、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (3) 警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するものとする。

#### 3 警戒区域設定の周知等

警戒区域を設定したときは、避難の勧告又は指示等の伝達方法と同様な方法で、関係機関等へ伝達及び報告を行うものとする。

- (1) 地域住民への周知

本部長及び実施責任者は、警戒区域設定の内容を直接の広報（町防災行政無線、広報車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

- (2) 関係機関相互の連携

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 警戒区域設定を行った者 | ③ 警戒区域設定の発令時刻 |
| ② 警戒区域設定の理由   | ④ 警戒区域設定の地域   |

（法令に基づく報告又は通知義務）

| 報告又は通知義務者         | 報告又は通知先 | 根拠法令              |
|-------------------|---------|-------------------|
| 県知事               | 塩竈市長    | 災害対策基本法施行令第30条第3項 |
| 警察官               |         | 災害対策基本法第63条第2項    |
| 海上保安官             |         | 災害対策基本法第63条第2項    |
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 |         | 災害対策基本法第63条第3項    |

### 第4 避難の方法

#### 1 避難の誘導

避難の勧告又は指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

- (1) 各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防分団長とし、避難先（避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努

める。

また、町内会及び自主防災組織は避難誘導の協力をする。

- (2) 市は、消防団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。
- (3) 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とする。
- (4) 避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。
- (5) 危険区域及び避難場所に市職員を配置し、適切な避難誘導を行うものとする。なお、夜間においては、可能な限り照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (6) 必要に応じ塩釜警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請するものとする。

## 2 避難の順位等

- (1) 住民の避難の順位は、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者等いわゆる避難行動要支援者の避難を優先するものとする。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害の事象や発生状況を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先するものとする。
- (3) 自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者及び子供の避難については、車両や船舶等により移送するものとする。

## 3 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

- (1) 戸締り並びに火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- (2) 携帯品は、必要な最小限度のものにすること。  
(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)
- (3) 服装は、なるべく軽装とし、必要に応じて雨具及び防寒衣等を携行すること。また、家族の名札を付けるように呼びかける。
- (4) 徒歩を原則とし、特別な場合を除き自動車では避難しないこと。

## 第5 指定避難所等の開設及び運営

災害時における、指定避難所等の開設及び運営は、次のとおりとする。

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所等を開設し、収容保護する。

### 1 指定避難所の開設場所

- (1) 指定避難所の開設場所は、「本編第2章第23節第3の7 市指定避難所、避難場所及び自主運営避難所」に定める場所とする。
- (2) (1)に掲げる建物が応急危険判定士（建築士）による応急危険度判定によって使用不可能になった場合、又は指定避難所に収容しきれなくなった場合には、野外のテント等のほか、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- (3) 市は、指定避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努める。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (4) 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

## 2 指定避難所開設の広報

- (1) 指定避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線及び広報車、広報媒体等により、市民に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。
- (2) 市長が指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告するものとする。
- ① 指定避難所開設の日時及び場所
  - ② 収容人員及び世帯数
  - ③ その他必要な事項（開設期間の見込み等）

## 3 指定避難所の運営、管理等

- (1) 指定避難所の管理

### ① 適切な運営管理の実施

市は、「塩竈市避難所運営マニュアル」に則り、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、町内会、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

### ② 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

管理責任者、連絡員を指定し、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

#### ア 管理責任者、連絡員

各指定避難所に市職員各1名とする。

#### イ 担当業務

- a 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
- b 市災害対策本部との連絡調整に関すること
- c 指定避難所開設の記録に関すること
- d 避難者が必要とする情報の提供
- e 必要な設備及び備品の確保
- f 指定避難所周辺の情報収集
- g 避難生活が長期にわたる場合、避難者を中心とした「避難所運営委員会」の立ち上げ

### ③ 相談窓口の設置

市は、指定避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

### ④ 防災組織や防災ボランティアとの協力

市は、避難所運営委員会、住民の自主防災組織や防災ボランティアと協力の上、指定避難所の環境及び衛生管理、防火及び犯罪対策、並びに食料及び生活物資等の配付作業等を、効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

### ⑤ 自治的な組織運営への移行

市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

### ⑥ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

## (2) 指定避難所の環境維持

### ① 良好な生活環境の維持

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

### ② 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

### ③ 愛玩動物への対応

市は、必要に応じ、指定避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

## (3) 男女共同参画

### ① 指定避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所の運営において、女性も参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を促進する。

### ② 男女のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用スペース（物干し場、仕切り、更衣室、授乳室）、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリアの設定（情報交換や相談等ができる場所）や、乳幼児が安全に遊べる空間の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

### ③ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

## (4) 指定避難所の開設、閉鎖

### ① 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

### ② 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲及び額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### ③ 閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努めるものとする。特に学校施設を指定避難所とした場合は、児童及び生徒の就学の重要性を考え、市は、指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努めるものとする。

## (5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、校長等の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

## (6) 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

4 自主運営避難所の運営、管理

自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。ただし、開設は短期間とする。なお、市は、運営、管理に当たっての支援について協議・調整を行う。

第6 避難長期化への対処

1 市は市民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

2 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

3 避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

4 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

5 市は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策

都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

県及び市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、市等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。特に、避難行動要支援者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

県及び市は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートのお知らせに努める。

## 第8 広域避難者への支援

### 1 県内広域一時滞在

- (1) 災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在有の必要があると認めた本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。
- (2) 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。  
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (3) 協議先市町村長は、被災者の受け入れについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (4) 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在有の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- (5) 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知の時期                | 報告又は通知先                                                                                                                                | 根拠法令                                 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 協議元市町村本部長 | 県内広域一時滞在有の協議をしようとするとき    | 県本部長                                                                                                                                   | 災害対策基本法第86条の2第2項                     |
|           | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき      | 1 公示<br>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長<br>3 県本部長              | 災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項 |
|           | 県内広域一時滞在有の必要がなくなつたと認めるとき | 1 協議先市町村長<br>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長<br>3 公示<br>4 県本部長 | 災害対策基本法第86条の2第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項 |
| 協議先市町村長   | 受入施設を決定したとき              | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長                                                                                  | 災害対策基本法第86条の2第4項、災害対策基本法施行規則第8条の     |

| 報告又は<br>通知義務者 | 報告又は通知の時期                           | 報告又は通知先                                                           | 根拠法令                                                     |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|               |                                     |                                                                   | 2 第1項                                                    |
|               |                                     | 協議元市町村本部長                                                         | 災害対策基本法<br>第86条の2第5項                                     |
|               | 県内広域一時滞在の<br>必要がなくなった旨<br>の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市<br>町村本部長が必要と認める関係指定<br>地方行政機関の長その他の防災関係<br>機関等の長 | 災害対策基本法<br>第86条の2第8<br>項、災害対策基本<br>法施<br>行規則第8条の<br>2第1項 |

## 2 県外広域一時滞在

(1) 県外広域一時滞在の必要があると認める本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

(2) 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

| 報告又は<br>通知義務者 | 報告又は通知の時期                           | 報告又は通知先                                                                                                                                         | 根拠法令                                                  |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 県本部長          | 県外広域一時滞在の<br>協議をしようとする<br>とき        | 内閣総理大臣                                                                                                                                          | 災害対策基本法<br>第86条の3第3<br>項                              |
|               | 受入施設を決定した<br>旨の通知を受けたとき             | 1 協議元市町村本部長<br>2 内閣総理大臣                                                                                                                         | 災害対策基本法<br>第86条の3第9<br>項                              |
|               | 県内広域一時滞在の<br>必要がなくなった旨<br>の報告を受けたとき | 1 協議先都道府県知事<br>2 内閣総理大臣                                                                                                                         | 災害対策基本法<br>第86条の3第12<br>項                             |
| 協議元市町<br>村本部長 | 受入施設を決定した<br>旨の通知を受けたとき             | 1 公示<br><br>2 協議元市町村長が受入施設を決定<br>した旨の通知を受けた時に現に避難<br>者を受け入れている公共施設その<br>他の施設を管理する者及び協議元市<br>町村本部長が必要と認める関係指定<br>地方行政機関の長その他の防災関係<br>機関等の長       | 災害対策基本法<br>第86条の3第10<br>項、災害対策基本<br>法施行規則第8<br>条の2第4項 |
|               | 県外広域一時滞在の<br>必要がなくなったと<br>認めるとき     | 1 県本部長<br>2 公示<br>3 協議元市町村長が受入施設を決定<br>した旨の通知を受けた時に現に避難<br>者を受け入れている公共施設その<br>他の施設を管理する者及び協議元市<br>町村本部長が必要と認める関係指定<br>地方行政機関の長その他の防災関係<br>機関等の長 | 災害対策基本法<br>第86条の3第11<br>項、災害対策基本<br>法施行規則第8<br>条の2第4項 |

## 3 他都道府県広域一時滞在

- (1) 県本部長の協議を受けた本部長（以下、本号中「協議先市町村長」という）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (2) 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- (3) 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 〔法令に基づく報告又は通知義務〕

| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知の時期                          | 報告又は通知先                                               | 根拠法令                                                 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 県本部長      | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき                | 協議元都道府県知事                                             | 災害対策基本法第86条の3第8項                                     |
|           | 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 協議先市町村長                                               | 災害対策基本法第86条の3第13項                                    |
| 協議元市町村本部長 | 受入施設を決定したとき                        | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項  |
|           |                                    | 県本部長                                                  | 災害対策基本法第86条の3第7項                                     |
|           | 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の3第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項 |

#### 4 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在、又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた本部長が、「全国避難者情報システム」等に基づき必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

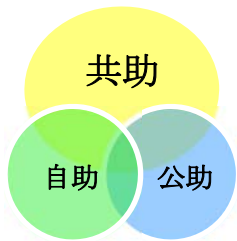
### 第9 在宅避難者への支援

#### 1 生活支援の実施

市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者等に対し、町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体にして、食料・物資の供給など生活支援を行う。

#### 2 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報、及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 避難の方法

#### 1 避難の誘導

町内会は、集団避難を心掛ける。

### 第2 指定避難所等の開設及び運営

#### 1 指定避難所の運営、管理等

- (1) 町内会、自主防災組織者等は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について運営に協力する。
- (2) 介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、した情報について市に提供する。

#### 2 自主運営避難所の運営、管理

自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。

### 第3 帰宅困難者対策

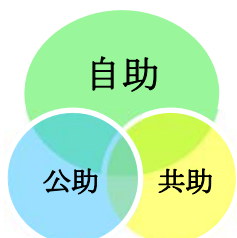
#### 1 一斉帰宅抑制に関する対応

##### (1) 企業の対応

企業は、従業員、顧客等及び施設の被害状況を確認するとともに、市等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

##### (2) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。特に、避難行動要支援者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 避難の方法

#### 1 避難時の留意事項

- (1) 戸締り並びに火気及び電気ブレーカーの始末を完全にする。
- (2) 携帯品は、必要な最小限度のものにすること。  
(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)

- (3) 服装は、なるべく軽装とし、必要に応じて雨具及び防寒衣等を携行すること。また、家族の名札を付けるように呼びかける。
- (4) 徒歩を原則とし、特別な場合を除き自動車では避難しないこと。

## 第2 指定避難所等の開設及び運営

### 1 指定避難所の運営、管理等

住民等は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について運営に協力する。

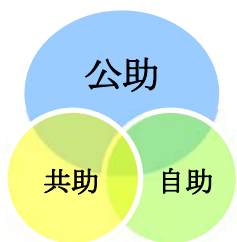
## 第13節 応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定

### 目 的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 建物等の被害調査

市は、大規模災害時の被災建築物や被災宅地による二次災害を防止するため、建築物等の危険度を判定し、その判定結果を表示する

#### 1 被災建築物応急危険度判定

市は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

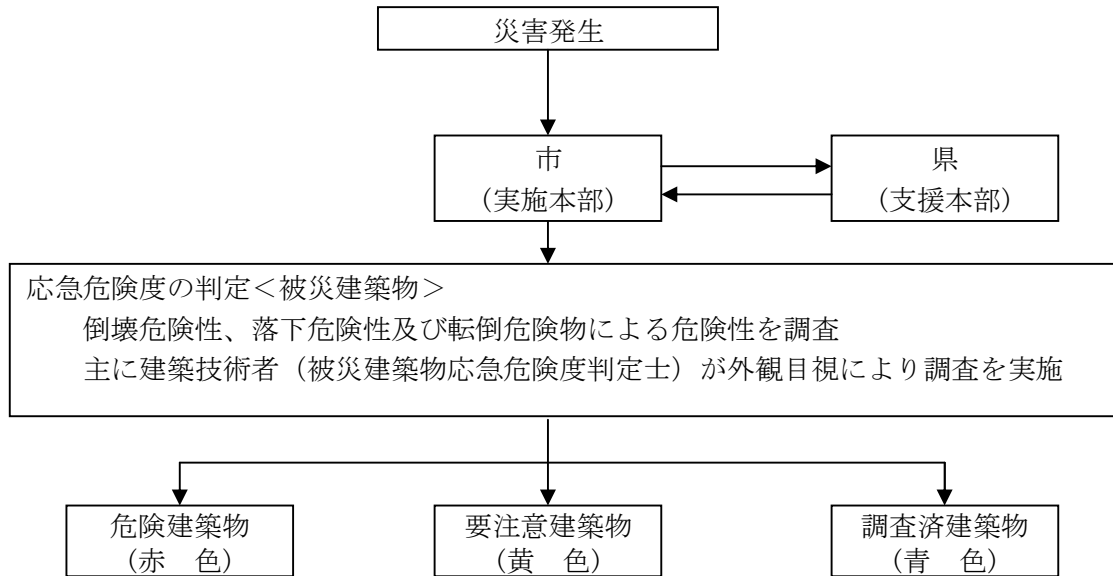
(2) 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 市民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

- ① 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。
- ② 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ③ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。



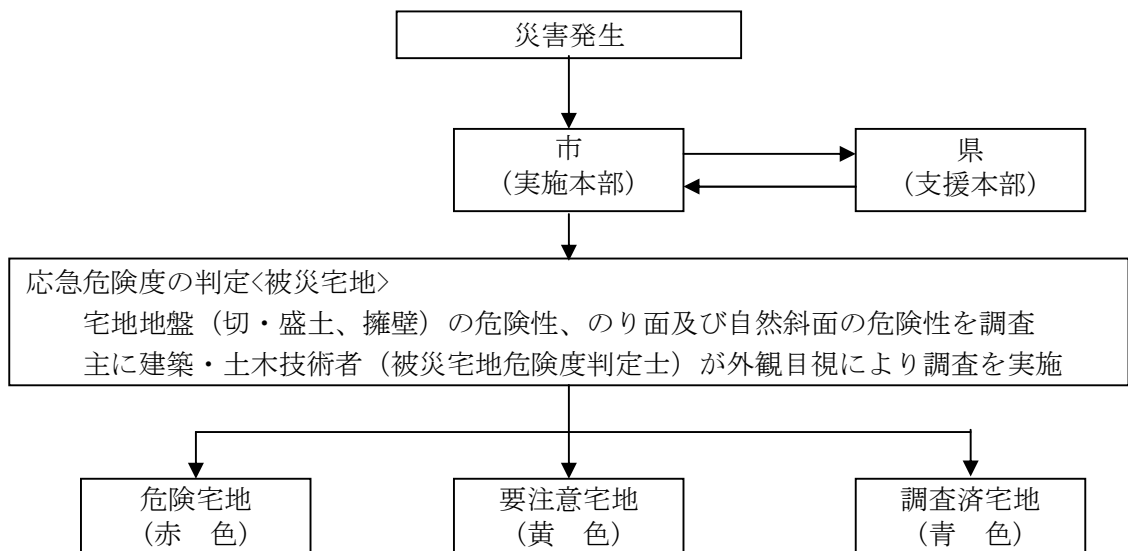
## 2 被災宅地危険度判定

市は、県の支援を受けて「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

### (1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ② 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ③ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。



## 第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

### 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備方針

災害救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅の建設は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合は、市長が行うものとする。

(1) 入居対象者

住宅が全壊・全焼又は流失等により滅失し、居住する住宅を確保できない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められるものとする。

(2) 設置規模

1戸当たりの規模は、29.7 m<sup>2</sup> (9 坪) を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 建物の構造は、県で定める災害応急仮設住宅仕様を準用し、高齢者・障がい者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設着工及び供与期間

- ① 災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- ② 供与期間は、完成の日から 2 年以内の期間とする。

(5) 応急仮設住宅建設予定地

建設用地については、公園及び公共施設等の空地で、り災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

また、民間空地は借り上げにより対応するものとする。

## 2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとする。応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)管理を市長に委任した場合は、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市及び町内会等は維持管理上、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心を確保するため、消防、警察との連携
- ② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアの実施
- ③ 家庭動物の受入れのルール作成
- ④ 必要に応じて N P O やボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
- ⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心の確保に配慮した対応
  - ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ      イ 街灯や夜間照明等の工夫
- ② 夜間の見回り(巡回)
- ③ ストレス軽減、心のケア等のための対応
  - ア 交流の場      イ 生きがい      ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
  - エ 保健師等による巡回相談
- ④ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
  - ア 集会所      イ 仮設スーパー      ウ 相互情報交換      エ 窓口の一元化
- ⑤ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
  - ア 運営における女性の参画推進      イ 生活者の意見集約と反映

## 第3 公営住宅等の活用等

市は、災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して一時的な居住の場として公営住宅等のあっせんを行う。

### 1 公営住宅の活用等

市は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援対策として、市営住宅のほか、県・県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集・提供するとともに、必要な場合は一時入居等のあっせんを行う。

なお、被災者のうち特に避難行動要支援者を優先的に提供するものとする。

## 2 民間施設等の活用

市は、民間アパートや社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者・管理者に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を依頼する。

## 第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては、適切な対応が図られるよう情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

## 第5 住宅の応急修理

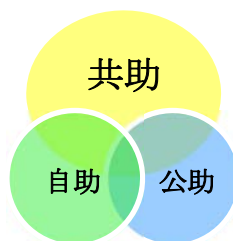
市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

### 1 応急修理の範囲

修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### 2 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

### 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営

#### (1) 維持管理上の配慮事項

町内会等は維持管理上、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心を確保するため、消防、警察との連携
- ② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアの実施
- ③ 家庭動物の受入れのルール作成
- ④ 必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
- ⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映

#### (2) 運営上の配慮事項

町内会等は、運営に当たっては以下の対応に努める。

- ① 安全・安心の確保に配慮した対応  
ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ      イ 街灯や夜間照明等の工夫
- ② 夜間の見回り(巡回)
- ③ ストレス軽減、心のケア等のための対応

ア 交流の場      イ 生きがい      ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置  
エ 保健師等による巡回相談

④ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

ア 集会所      イ 仮設スーパー      ウ 相互情報交換      エ 窓口の一元化

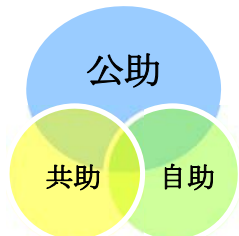
⑤ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

ア 運営における女性の参画推進      イ 生活者の意見集約と反映

## 第14節 相談活動

### 目的

市は、大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市の相談活動

##### 1 総合相談窓口の役割

市は、被災者のための総合相談窓口を設置し、市民からの身近な相談や要望に対応するとともに、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口への取り次ぎを行うものとする。

また、必要により県の相談窓口を紹介するなど市民の相談や要望の解決を図ることとする。

##### 2 総合相談窓口の設置

- (1) 市は、災害発生後、速やかに市災害対策本部と同じ建物に総合相談窓口を設置する。
- (2) 災対各部は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、県及び関係機関と連携し即時対応に努める。
- (4) 市民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。
- (5) 相談内容別の担当窓口は以下のとおり

| 相談内容             | 関係機関及び担当部 |
|------------------|-----------|
| 災害全般             | 災対市民総務部   |
| 市民生活・環境・浦戸関係     | 災対産業環境部   |
| 社会福祉・児童福祉・保健医療関係 | 災対健康福祉部   |
| 農林水産・商工観光関係      | 災対産業環境部   |
| 土木・建築関係          | 災対建設部     |
| 教育関係             | 災対教育部     |
| 水道関係             | 災対水道部     |

#### 第2 相談窓口設置の周知

- 1 災対各部で相談窓口を設置した時は、各部総務班を通じ災対本部に報告する。
- 2 災対市民総務部広報班は、相談窓口の設置を市のホームページをはじめ、防災行政無線・広報車・マスコミ報道などを活用し、広く市民に周知する。

#### 第3 報告

- 1 窓口担当職員は、相談内容等を記録し、災対本部に報告することとし、災対市民総務部広報班で取りまとめる。
- 2 各災対部における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、災対市民総務部広報班は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

#### 第4 関係機関との連携

市民からの相談等で十分な情報がないものについては、災対各部・県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

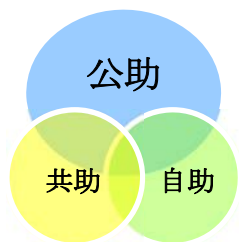
## 第15節 避難行動要支援者・外国人対応

### 目 的

大規模な地震災害が発生した場合、要介護認定者や障がい者など自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、避難に関する情報伝達、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難支援者等による適切な応急対策が必要となる。

このため、市は、関係機関と連携しながら震災時における避難行動要支援者対策を講じるものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う避難行動要支援者・外国人対応に協力するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 高齢者・障がい者等への対策

災害発生時に、要介護認定者や障がい者など自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に加え、災害を契機に新たに要支援者となる者に対し、救助・避難誘導及び福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

また、指定避難所への収容にあたっては、要支援者に十分配慮することが必要である。

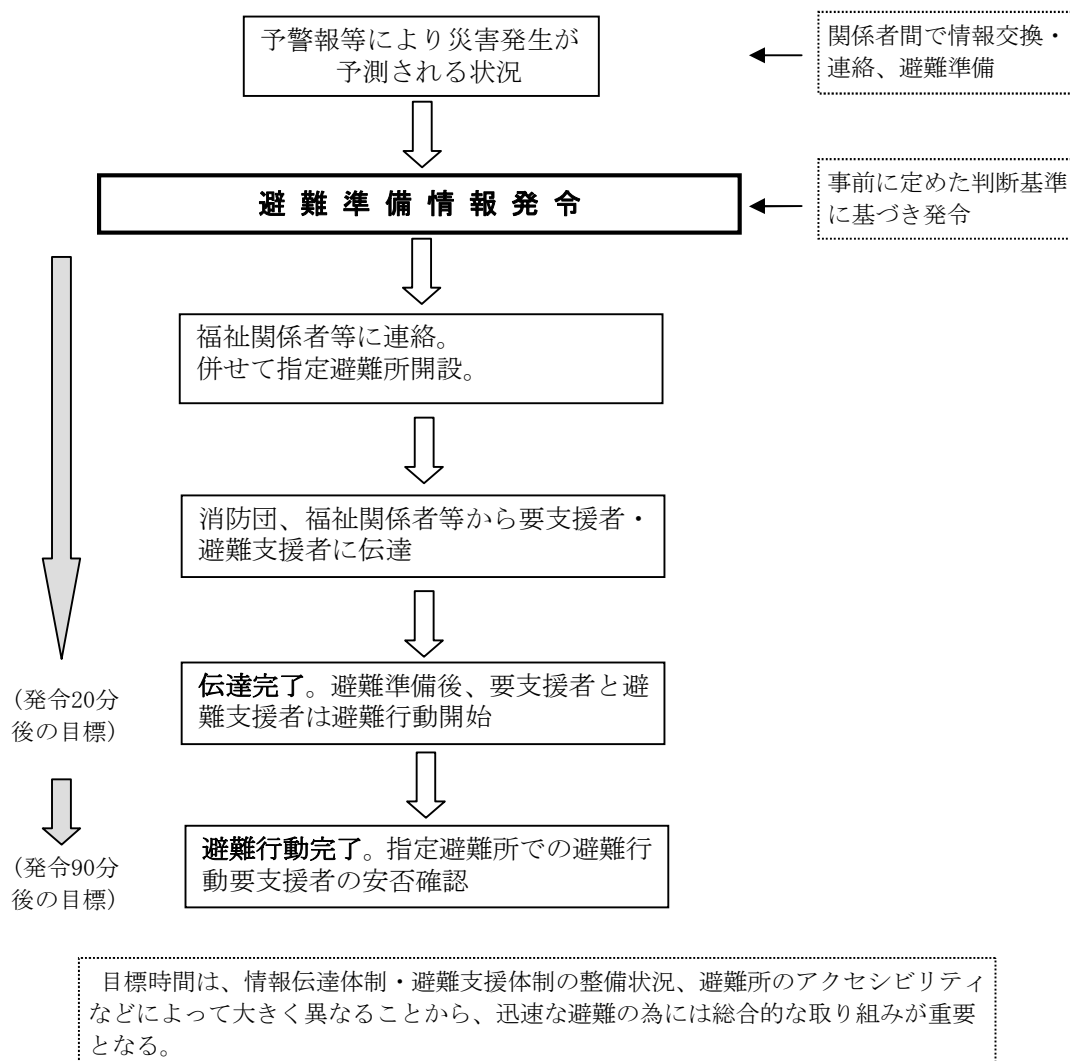
このため、市は民生委員及び地域住民等の協力を得て、個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を整備し災害発生時に効果的に利用することで、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

さらに、必要に応じて県・隣接市町等へ応援を要請する。

#### 1 避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報等の発令・伝達は、原則として本編第3章第12節第3避難の勧告又は指示に示す要領で行うこととするが、避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。

＜ 避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ） ＞



## 2 安全確保

### (1) 社会福祉施設等在所有者

市は、施設所有者（入所者・従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、関係機関の協力のもと施設の危険箇所等の応急修理を行う。

### (2) 社会福祉施設等以外の要支援者

市は、あらかじめ登録された要支援者の在宅情報に基づき民生委員等の協力を得て、在宅の要支援者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行う。

また、状況に応じ避難誘導等を行い、指定避難所等を中心に被災による新たな要支援者を把握する。なお、未登録の要支援者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

## 3 援護体制の確立と実施

### (1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

## (2) 緊急援護

## ① 受入れ可能施設の把握

市は、関連機関と連携し、被災による要支援者の受入れ可能な各社会福祉施設を把握する。

## ② 福祉ニーズの把握と援護の実施

市は、要支援者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

## ③ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各指定避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

## ④ 相互協力体制

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などと連携して、要支援者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

## (3) 指定避難所での援護

## ① 援護体制と支援

市は、要支援者が指定避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品並びに育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

## ② 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要支援者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要支援者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

## ③ 専門職による相談対応

県及び市は、被災地及び指定避難所における要支援者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

## ④ 福祉避難所への移送

ア 市は、指定避難所に避難した要支援者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

イ 市は、要支援者の搬送に当たっては、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車及びあらかじめ有限会社中央交通と締結してある『災害時における業務協力に関する協定』に基づき、搬送活動を行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、搬送活動を行う。

## (4) 応急仮設住宅の入居

応急仮設住宅への入居に当たっては、要支援者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

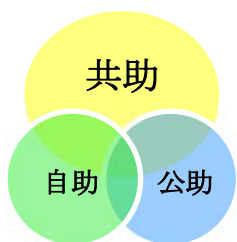
## 第2 外国人支援対策

市は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し提供を行う。

- 1 状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- 2 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努める。
- 3 災害情報を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 4 県及び市は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。
- 5 通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県に対して通訳者の派遣を要請する。
- 6 市は、日赤を通して、外国からの照会のある在日外国人の安否確認を行い、調査依頼先に回答する。

### 第3 旅行者への対策

市は、災害時の市域の宿泊施設における団体旅行者の被災状況について、旅行業協会等と連携しながら情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。また、家族からの安否確認の問い合わせについても対応する。



#### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 高齢者・障がい者等への対策

#### 1 安全確保

- (1) 社会福祉施設等以外の要支援者

町内会、自主防災組織等は、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う在宅の要支援者の安否確認に協力する。

#### 2 援護体制の確立と実施

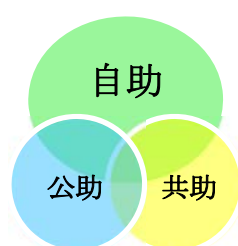
- (1) 指定避難所での援護

##### ① 福祉避難所への移送

市民（近隣住民等）は、市等が行う要支援者の搬送に当たっては協力する。

### 第2 外国人支援対策

自主防災組織は、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 高齢者・障がい者等への対策

#### 1 援護体制の確立と実施

##### (1) 指定避難所での援護

##### ① 福祉避難所への移送

市民（近隣住民等）は、市等が行う要支援者の搬送に当たっては協力する。

### 第2 外国人支援対策

市民（地域住民）は、自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努める。

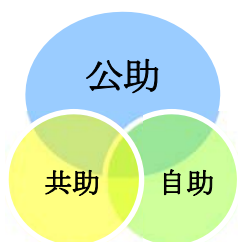
## 第16節 愛玩動物の収容対策

### 目 的

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や社団法人宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 被災地域における動物の保護

##### 1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

##### 2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

#### 第2 指定避難所における動物の適正な飼育

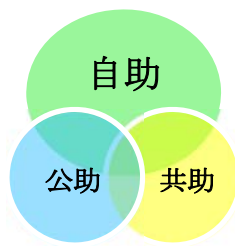
市は、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、市民はそれに協力する。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握・資材の提供及び県等へ獣医師の派遣等の要請
- 2 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他縣市への連絡調整及び要請

#### 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 指定避難所における動物の適正な飼育

市民は、市が行う、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して行う動物の愛護、及び環境衛生の維持に協力する。

## 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

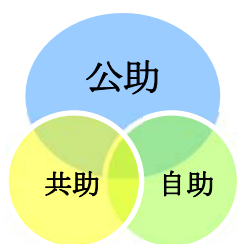
### 目 的

市は、大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達並びに供給活動を行うものとする。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配布、応急給水等に協力するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 食料

市は、備蓄食料を供給するとともに、あらかじめ締結している『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等の協力のもと、被災者及び災害応急対策従事者に対し、迅速かつ的確に食料の確保・供給及び炊き出し等を実施し、食料の供給に万全を期するものとする。

ただし、協定業者等が被害を受け市内で必要な食料等を確保できないときは、知事又は隣接市町村等に対し供給の要請を行うものとする。

#### 1 調達計画の立案

##### (1) 食料供給の時系列基準

食料の供給は災害発生直後から開始し、時間の経過に伴ってその内容の見直しを行っていく必要がある。従って、基本的には、次の順位で調達、供給を行うものとする。

→① 災害用備蓄食料（乾パン等）→②小売業、卸売業及び給食業者からの調達→③炊出し

##### (2) 調達計画の作成

① 食料供給の対象数から必要な数量を把握のうえ、調達計画を作成する。

② 指定避難所等での配付については、避難所内町内会（避難所運営委員会が組織されている場合には、物資分配班）、地域各種団体及び防災ボランティア等が行う。

#### 2 米穀の調達・供給

##### (1) 調達

市は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県及び「協定締結業者」等の支援を得て給食に必要な応急用米穀を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」）を調達する。

##### (2) 供給

##### ① 応急用米穀

ア 市は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を

被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

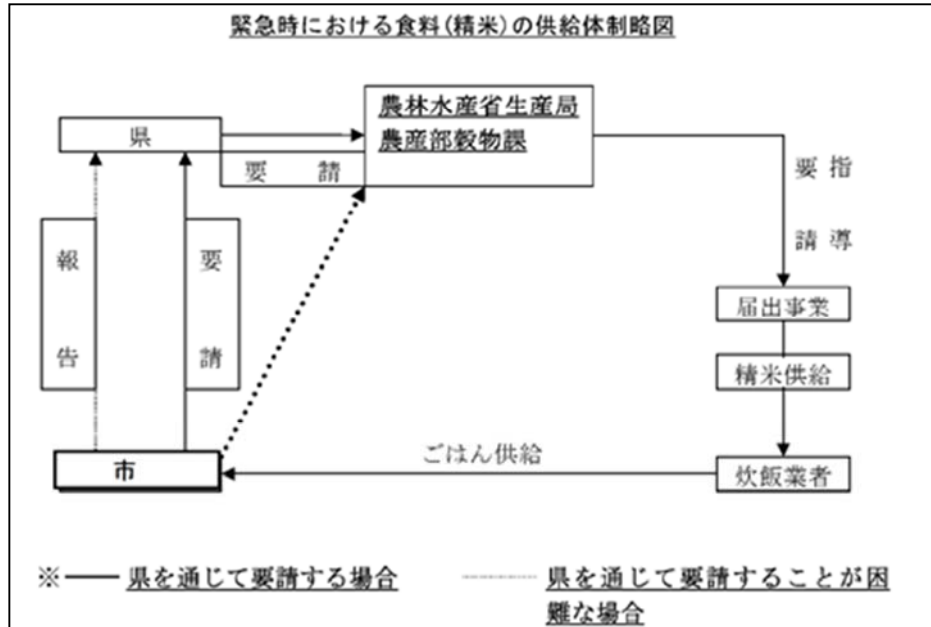
イ 市は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

## ② 災害救助用米穀

ア 市は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

イ 市は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料(精米)の供給体制略図



## (3) 供給数量

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

| 供給対象                                                  | 供給基準量            |
|-------------------------------------------------------|------------------|
| り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合                             | 1日当たり 精米 200 グラム |
| 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合 | 1日当たり 精米 300 グラム |

## (4) 炊出しの実施

市は、災害救助法が適用された災害により、指定避難所に避難する等、食料の供給ができない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施に当たって、災対健康福祉部による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

### ① 炊出しの方法

ア 炊出しの実施については、避難状況・ライフラインの復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊出しは、避難者自ら（避難所運営委員会が組織されている場合は給食給水班）並びに地域各種団体、防災ボランティア、自衛隊等が行う。

### ② 炊出し場所

炊出し場所は、指定避難所の調理設備及び備蓄資機材等を用いて行う。

## 3 その他食料の調達・供給

### (1) 野菜及び果実

市は、野菜及び果実について、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

### (2) 乳製品

市は、乳製品について、県及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

### (3) 水産加工品

市は、県及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

### (4) 副食品等

副食品等について、市は県及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

## 第2 飲料水

震災による水道施設の被害により飲料水を得ることができない住民へ給水する。また、医療機関等に対する供給を確保し医療業務に支障のないよう配慮する。

### 1 応急給水体制

地震発生後、直ちに災対水道部内の初動体制を確立し、迅速に情報収集及びその分析を行うとともに、効率よく応急給水作業を推進することに努める。

#### (1) 応急給水の方法

① 応急給水は、緊急時用貯水施設や給水ポイントによる給水を基本とする。なお、必要に応じ、可能な範囲で給水車等による運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

② 確保水の不足等により給水が不能となった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

ア 被災地において、水源を確保することが困難な場合は、他市町村から搬送給水する。

③ 給水にあたっては、医療機関等の重要施設への給水活動について考慮する。

④ 高齢者や要支援者の給水は、自主防災組織や町内会と連携した体制を構築する。

#### (2) 緊急時における飲料水の供給は、最小1人1日3リットルを目標とし、経時的に増量する。

| 災害発生からの日数   | 目標数量        | 主な給水方法         |
|-------------|-------------|----------------|
| 災害発生 ～ 3日まで | 3リットル／人・日   | 貯水槽・給水車        |
| 4日 ～ 10日まで  | 20リットル／人・日  | 配水幹線付近の仮設給水栓   |
| 11日 ～ 21日まで | 100リットル／人・日 | 配水枝線上の仮設給水栓    |
| 22日 ～ 28日まで | 被災前給水量      | 仮配管からの各戸給水、共用栓 |

#### (3) 給水期間

災害発生の日から原則として、7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じ対処する。

応急給水ポイント一覧

| 番号 | 給 水 場 所 名 | 所 在 地         | 給 水 対 象 地 |
|----|-----------|---------------|-----------|
| 1  | 市立第一小学校   | 泉ヶ岡 1-1       | 学区内地区     |
| 2  | 市立第二小学校   | 小松崎 10-1      | 学区内地区     |
| 3  | 市立第三小学校   | 花立町 15-1      | 学区内地区     |
| 4  | 市立月見ヶ丘小学校 | 月見ヶ丘 2-1      | 学区内地区     |
| 5  | 市立玉川小学校   | 玉川二丁目 9-1     | 学区内地区     |
| 6  | 市立杉の入小学校  | 杉の入一丁目 19-1   | 学区内地区     |
| 7  | 市立第一中学校   | みのが丘 3-1      | 学区内地区     |
| 8  | 市立第二中学校   | 楓町二丁目 10-1    | 学区内地区     |
| 9  | 市立第三中学校   | 多賀城市笠神二丁目 1-1 | 学区内地区     |
| 10 | 市立玉川中学校   | 権現堂 19-1      | 学区内地区     |

|    |             |               |                       |
|----|-------------|---------------|-----------------------|
| 11 | 塩竈市公民館      | 東玉川町 9-1      | 南部地区の一部               |
| 12 | 清水沢市営住宅児童公園 | 清水沢二丁目 18-4   | 清水沢団地の一部              |
| 13 | 塩釜ガス体育館     | 今宮町 9-1       | 伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢   |
| 14 | 千賀の台公園      | 千賀の台二丁目 6 番地内 | 千賀の台、伊保石、庚塚の一部        |
| 15 | 青葉ヶ丘公園      | 青葉ヶ丘 3 番地内    | 青葉ヶ丘、字石田、越の浦 1・2・3 丁目 |
| 16 | 塩竈市温水プール    | 杉の入裏 39-173   | 新浜町 2・3               |
| 17 | 清水沢公園       | 清水沢一丁目 5-81   | 清水沢団地一部、後楽町、泉沢町       |

(震災編資料 1 4 応急給水ポイント位置図参照)

## 2 給水資機材の調達等

あらかじめ整備・備蓄した給水用資機材に不足が生じた場合は、関係機関又は近隣事業所と協議し、早期に調達する。

## 3 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

## 4 他機関への応援要請

### (1) 給水業務への応援要請

災害により飲料水が得られない地域が広範にわたり、市内での飲料水の確保が困難又は市が行う給水体制で十分に住民に対し飲料水を供給することが困難であると認めるときは、応援協定及び本章第 6 節『自衛隊の災害派遣』の規定に基づき、自衛隊に対する応援要請を行うものとする。

### (2) 給水資材・災害復旧資材及び人材の応援要請

市内で確保できる給水資材及び災害復旧資材が不足するときは、『災害時における応急復旧活動等に関する協定』を締結している仙塩地区管工事業協同組合及び日本水道協会等の関係機関へ資材調達の応援を要請し円滑なる給水計画の遂行に努めるものとする。

## 5 市民への広報

断水・減水及び赤水等の被害が生じた場合には、市民に対し応急給水の実施及び復旧の見通し等について、防災行政無線及び広報車、コミュニティ FM、CATV 等により行うこととする。

なお、応急給水の広報については、給水方法・給水場所・時間帯等の必要事項について周知を図ることとする。

## 第3 生活物資

市は、震災時に被災者が必要とする衣料、生活必需品及びその他の物資について、迅速かつ的確に確保し供給を行う。

### 1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う

- (1) 指定避難所に収容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

### 2 支給品目

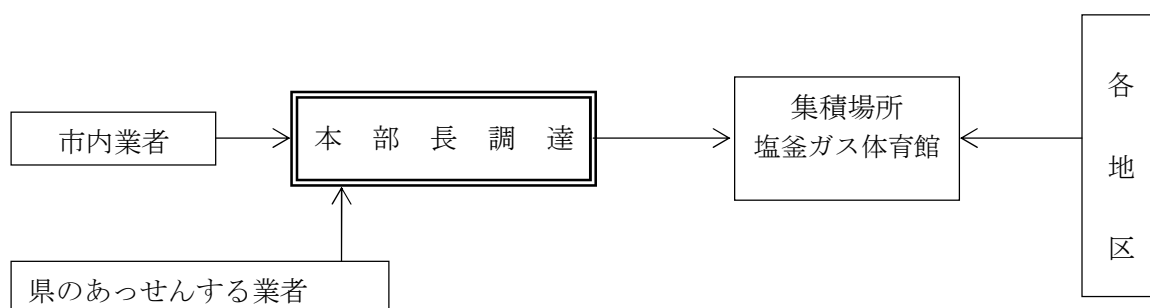
被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(支給品目)

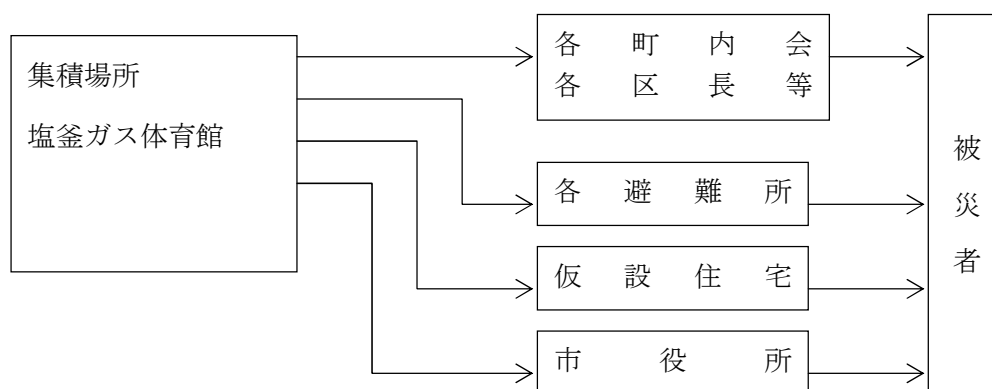
- |          |           |          |        |         |
|----------|-----------|----------|--------|---------|
| (1) 寝具   | (2) 衣料品   | (3) 炊事用具 | (4) 食器 | (5) 日用品 |
| (6) 光熱材料 | (7) 緊急用燃料 | (8) その他  |        |         |

### 3 物資の調達・供給

- (1) 市は、災害時に必要な生活必需品の調達については、指定避難所等での需要の動向を把握し、あらかじめ締結している『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等の協力のもと、被災者等に対し、迅速かつ的確に調達することに万全を期するものとする。
- (2) 市は、協定業者等が被害を受け市内で必要な生活物資等を調達できないときは、知事又は隣接市町村等に対し調達のあつせんを要請するものとする。
- (3) 供給する物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
- (4) 供給の方法
  - ① 生活物資供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
  - ② 指定避難所等での配布については、避難所内町内会（避難所運営委員会が組織されている場合は、物資分配班）・地域各種団体及びボランティア等が行う。
- (5) 費用  
衣料・生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲・額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (6) 期間  
災害発生の日から、原則として10日以内とする。
- (7) 物資の調達及び供給系統  
＜調達系統＞



#### ② 物資の集積場所及び供給経路



### 第4 物資の輸送体制

- 1 市は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

## 第5 義損物資の受入れ及び配分

### 1 義損物資の受入れ

- (1) 災対健康福祉部は、衣料及び生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認めり災者を調査し、義援物資配分計画を作成するものとする。
- (2) 義損物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義損物資受入窓口を設置し、義損物資の募集及び受入れを開始する。
- (3) 義損物資の募集に当たっては、報道関係機関等と連携し義損物資の受入方法等についての広報を行い、周知を図る。
- (4) 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体及び企業等に優先的に働きかけを行う。
- (5) 市は、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整の上、事前に義損物資の一時保管先等を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。
- (6) 郵便事業株式会社塩釜郵便局、郵便局株式会社塩釜郵便局等は、市と締結した「災害時における相互応援協定に関する覚書」に基づき、被災者に対する義損物資等の避難所等への配送について協力するものとする。

### 2 義損物資配分

- (1) 市は、義損物資の配分に当たっては、県及び日本赤十字社宮城県支部等関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。  
なお、義損物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け・配布作業に当たる地区担当調査員及びボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義損物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会塩釜支部及び塩竈市内郵便局等を中心として協力を要請する。
- (4) 義損物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。
  - ① 義損物資を必要とするり災者数（世帯人員ごととする。）
  - ② 義損物資の品名、数量
  - ③ 義損物資の受け払い数量

## 第6 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

市は、災害に備えて、計画的に食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。備蓄倉庫は、市内各指定避難所に設置することとする。

なお、防災備蓄品については以下のとおりである。

公的備蓄品一覧

|         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 生活用品    | 水ポリタンク    | 情報伝達用具 | サイレン付き拡声器 |
|         | ハンドライト    | 救出用具   | 小型油圧ジャッキ  |
|         | ブルーシート    |        | チェーンソー    |
|         | 毛布        |        | はしご兼用脚立   |
|         | 簡易トイレ     |        | 剣型スコップ    |
|         | 炊出し竈      |        | ナタ        |
| 食料品     | アルファーマイ   |        | 斧         |
|         | カンパン      |        | のこぎり      |
|         | 保存水       |        | 金切のこ      |
|         | 乳児用ミルク    |        | ヒラバール     |
| 生活用品    | 乾電池       |        | ボルトクリッパー  |
|         | 軍手        |        | ロープ(20m)  |
|         | トイレットペーパー |        | リヤカー      |
|         | おむつ       |        |           |
|         | 生理用品      |        |           |
|         | ゴミ袋       |        |           |
| 救護・避難用具 | 簡易タンカ     |        |           |
|         | ラジオ付きライト  |        |           |
|         | テント(三方囲み) |        |           |

## 第7 燃料の調達・供給

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施、及び市民生活の維持に必要な施設、及び車両等への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合等との「災害時における支援協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、燃料の供給に努める。

### 2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集を行い、必要量の供給に努める。

### 3 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

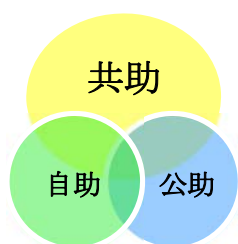
また、市は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

### 4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報する。

### 5 市民

市民は燃料の調達に関しては、災害時における応急対策活動に支障が生じないよう節度ある給油マナーと省エネ活動に努める。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 食料

避難所の町内会は、食料の指定避難所等での配付を行う。

### 第2 飲料水

#### 1 応急給水体制

##### (1) 応急給水の方法

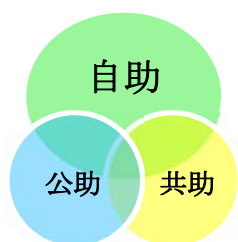
自主防災組織や町内会は、高齢者や要支援者の給水体制を構築する。

### 第3 生活物資

#### 1 物資の調達・供給

##### (1) 供給の方法

指定避難所等での配布については、避難所内町内会、地域各種団体及びボランティア等が行う。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 燃料の調達・供給

#### 1 市民

市民は、燃料の調達に関しては災害時における応急対策活動に支障が生じないよう節度ある給油マナーと省エネ活動に努める。

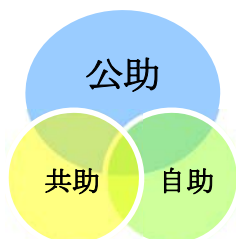
## 第18節 防疫・保健衛生活動

### 目 的

大規模地震災害時には、被災地、特に避難所においては一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施するものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 防疫

市は、感染症予防のための防疫措置を関係機関の協力を得て実施する。ただし、災害の状況により市において防疫が不可能な場合は、県と協力して行う。

### 1 感染症の予防

#### (1) 健康調査

宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所の指導の下で、避難所等衛生条件の悪い地域において、感染症予防の為に健康調査・指導を行い、必要に応じ健康診断を実施し、感染症の発生防止に努める。

#### (2) 防疫消毒

市は、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

#### (3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

感染症が蔓延し、又は蔓延の恐れがある場合は、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族及び昆虫等の駆除を実施するものとし、実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条に定めるとおりとする。

#### (4) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため、種類・対象及び期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施するものとする。

#### (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動への協力を要請する。

### 2 感染症発生時の対応

#### (1) 収容隔離

被災地において、感染症患者が発生し又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとり、感染症指定医療機関等に搬送・収容するとともに、流行の防止を図るため、周辺の消毒を実施する。

#### (2) 自宅隔離

適当な収容施設がない場合、あるいは隔離措置をとることが出来ない病原体保有者等に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

### 3 指定避難所の感染症対策

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症等の集団発生を防ぐため、感染症対策の徹底を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

指定避難所の管理者は、衛生に関する自治組織等の編成（避難所運営委員会が組織されている場合は、環境衛生班）を指導して、その協力を得て防疫の万全を図るものとする。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行うものとする。

- |          |               |             |
|----------|---------------|-------------|
| ① 健康調査   | ② 防疫消毒の実施     | ③ 集団給食の衛生管理 |
| ④ 飲料水の管理 | ⑤ その他施設内の衛生管理 |             |

4 防疫用資機材等の確保

消毒薬その他の感染症対策資機材は、災対健康福祉部において、市内業者等から調達するが、調達不可能な場合は、県に対し調達あつせんの要請を行うものとする。

## 第2 保健衛生対策

指定避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者からの健康相談に応じる体制が必要である。

### 1 健康調査及び健康相談

市は県と協力し、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など避難行動要支援者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 指定避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

市及び県は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

市及び県は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

### 2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、地震等の大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、市は精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災地の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが予想されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

### 3 栄養調査及び栄養相談

市は、県と協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場及び集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

#### 4 子どもたちへの健康支援活動

県教育委員会、市教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

### 第3 食品衛生管理

#### 1 食中毒の未然防止

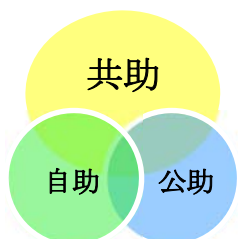
市は、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所と連携を図り、必要に応じ食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い・加熱処理・食用不適な食品の廃棄・器具や容器等の消毒等について指導を依頼する。

#### 2 食中毒発生時の対応

市は、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所と連携を図り、必要に応じ食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査・食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

#### 3 食品衛生に係る広報

市は、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所と連携を図り、災害時の食品衛生に関する広報を行う。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 防疫

#### 1 指定避難所の感染症対策

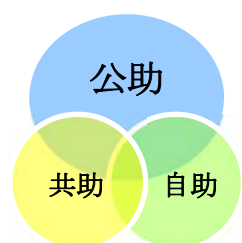
##### (1) 防疫に関する協力組織

避難所町内会は、指定避難所の管理者の指導を受けて、防疫に関する協力を行う。

## 第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

### 目的

市及び防災関係機関は、大規模地震災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索・処理を速やかに行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 遺体等の搜索

### 1 実施方法

#### (1) 対象

災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推測されるものについて搜索を行う。

#### (2) 搜索要領

市は、市職員・消防署員・消防団員・自衛隊等により捜査班を編成し、警察との連携を図りながら、また、状況に応じて、遺体の処理及び埋火葬を合わせて実施するものである。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう警察を通し、塩釜医師会と緊密な体制を確保する。

#### (3) 宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

#### (4) 期間

搜索期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

### 2 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

#### (1) 実施責任者

#### (2) 遺体発見者

#### (3) 搜索年月日

#### (4) 搜索地域

#### (5) 搜索用資機材の使用状況（借上げ関係内容を含む。）

#### (6) 費用

搜索の費用は、搜索のための機械・器具等の借上げ費・購入費・修繕費及び燃料費とし、地域における通常の実費とする。

## 第2 遺体の処理及び収容

### 1 実施方法

(1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体処理が出来ない場合に警察等の検視（遺体見分）、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存・洗浄・縫合・消毒などの処理を行う。

(2) 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合は周辺市町村へ協力要請を行う。

- (3) 塩釜警察署・宮城海上保安部は、警察官及び海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変遺体等について検視(遺体見分)を行う。
- (4) 市は、塩釜警察署及び宮城海上保安部が検視(遺体見分)を行った検視遺体数及び病院、消防等関係機関の把握にかかる検視(遺体見分)を経ないで医師が災害に起因する死亡と判断した遺体数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。
- (5) 市は、身元不明者については、塩釜警察署と協力して人相、所持品、着衣等及び発見場所等を写真撮影し身元の確認に努めるとともに、遺留品を適切に保管する。
- (6) 収容の期間  
災害発生の日から10日以内。ただし必要に応じ機関を延長する。

## 2 事務処理

災害時において、遺体の処理及び収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておき台帳を作成し記録整理するものとする。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

## 第3 遺体の火葬、埋葬

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

### 1 埋火葬の対象

- (1) 災害時の混乱の際死亡した者であること。
  - ① 死因及び場所の如何を問わない。
  - ② 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終っていない者。
- (2) 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。
  - ① 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。
  - ② 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
  - ③ 埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
  - ④ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺などの入手ができないとき。

### 2 埋火葬計画

市は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

### 3 埋火葬の方法

- (1) 埋葬の方法は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
- (2) 救助の実施機関が現物給付をして実施することを原則とする。
- (3) 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外措置として、費用の限度額以内で実費を補償することができる。

### 4 一時保管

市は、身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

## 5 相談窓口

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

## 6 費用の範囲

- (1) 埋火葬の際使用する棺、骨壺等（応急仮葬であり、いわゆる一般の葬祭とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。）
- (2) 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送経費及び賃金職員雇上費。
- (3) 費用の限度
 

|             |       |            |
|-------------|-------|------------|
| ① 大人（12歳以上） | 1体当たり | 199,000円以内 |
| ② 小人（12歳未満） | 1体当たり | 159,200円以内 |

## 7 特別基準

- (1) 埋葬期間の延長。延長の期間は通常の場合、基準期間である10日以内。
- (2) 費用限度額の引上げ。

## 8 実施状況報告

埋葬救助の実施状況報告書を作成する。

## 9 整備書類

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 埋葬資材受払状況
- (3) 埋葬台帳
- (4) 埋葬費支払関係証拠書類

## 10 その他

法の適用の遺体が、法の適用されない地域に漂着した場合、その遺体が当該災害によるものと推定される場合には、適用市町村に連絡し引き取りを依頼する。

適用市町村がはっきりしない等の場合は、原則として漂着した市町村が埋葬を実施することになるので留意する。

# 第4 費用

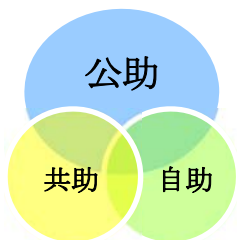
遺体の捜索・収容及び埋火葬に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

## 第20節 廃棄物処理活動

### 目 的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図るものとする。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害廃棄物の処理

- 1 大規模地震災害時には、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 市は、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 市は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 4 市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

#### 第2 処理体制

- 1 市は、仮設トイレの必要数、生活ゴミの発生量見込み、建築被害及びがれきの発生量見込み等についての情報収集を行うとともに県に報告する。
- 2 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとするが、廃棄物の収集及び処理に必要な人員や車両等が不足する場合並びに処理施設が不足する場合には、協定締結市町村及び県に対して支援を要請する。

#### 第3 処理方法

市は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。  
なお、市民は、廃棄物を分別して排出するなど、廃棄物処理活動に協力する。

##### 1 ごみ処理

市は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

##### (1) ごみの収集

- ① 市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。
- ② ごみの収集は、危険な物及び通行上支障のあるものなどを優先的に収集し運搬する。
- ③ ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し実施するものとする。
- ④ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、できる限り早急に収集するものとする。

- ⑤ 選別・保管のできる仮置き場の確保を図り、適切な処理・処分が図られるよう努めるものとする。

## (2) ごみの処分

ごみの処分は、次の中間処理場及び処分場のほか、必要に応じて埋め立て等の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

| 施設名            | 管理者 | 処理能力   | 処理方法  | 備考 |
|----------------|-----|--------|-------|----|
| 塩竈市清掃工場        | 市長  | 90 t／日 | 焼却    |    |
| 〃 新浜リサイクルセンター  | 〃   | 4 t／日  | 中間    |    |
| 〃 伊保石リサイクルセンター | 〃   | 4 t／日  | 中間    |    |
| 〃 廃棄物処理場       | 〃   | 8 t／日  | 中間・埋立 |    |

## 2 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処理

### (1) 災害廃棄物の収集

市は、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先的に収集し運搬する。また、選別、保管および焼却できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

### (2) 災害廃棄物の処理

- ① 応急活動後は、処理及び処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎や分別を徹底し、木くず等比較的小規模なものについては焼却処分を行う。
- ② コンクリート等は、破碎・選別して、建設リサイクル法等に基づき、可能な限りリサイクルを図る。
- ③ アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- ④ がれきの処理に当たっては、復旧及び復興計画を考慮に入れながら計画的に行う。

### (3) 集積・保管場所

廃材等の災害廃棄物の集積場所は遊休地を利用し、再び人命・財産に被害を与えないようにする。

## 3 し尿の収集及び処分

### (1) し尿の収集

- ① し尿の収集は、原則として汲取り車及び運搬車によるものとする。ただし、それが不可能な地域については、容器等の配付を行うものとする。
- ② 指定避難所により排出されたし尿収集は、防疫上優先的に行うものとする。
- ③ 避難所など多くの利用が見込めるところには仮設トイレを早急に設置する。設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- ④ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。
- ⑤ 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

### (2) し尿の処分

し尿の処分は、次のし尿処理施設で処理するものとする。

| 施設名        | 管理者      | 処理能力   | 備考 |
|------------|----------|--------|----|
| 塩釜地区環境センター | 塩釜地区環境組合 | 95kl／日 |    |

## 4 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、災対産業環境部が清掃業者及び衛生取扱業者等に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、災対産業環境部清掃班を編成し実施することに努める。

## 5 清掃資機材の調達

清掃資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借上げるものとするが、不足する資機材は、県又は隣接市町村にあっせんを依頼するものとする。

## 第4 推進方策

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

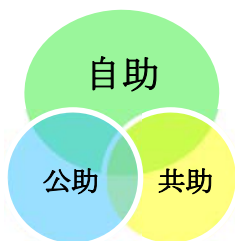
## 第5 死亡した獣畜の処理方法

地震災害時において死亡した獣畜は、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所長に連絡し、必要な処理を行うものとする。

## 第6 市民への広報

市は、災害時におけるゴミの収集及び処理を円滑に実施できるように、市民に対し次の広報を行う。

- 1 ゴミの収集日及び集積場所
- 2 粗大ゴミや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の分別協力。
- 3 ゴミの収集に当たって、ゴミ収集車及び緊急車両等の障害とならないような、協力の呼びかけ。
- 4 ゴミの搬出抑制及び自己処理に努めること。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 処理方法

### 1 ごみ処理

#### (1) ごみの収集

市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

## 第2 市民への広報

市民は、市が行う次の廃棄物処理の広報の内容に協力する。

- 1 粗大ゴミや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の分別協力。
- 2 ゴミの収集に当たって、ゴミ収集車及び緊急車両等の障害とならないような、協力の呼びかけ。
- 3 ゴミの搬出抑制及び自己処理に努めること。

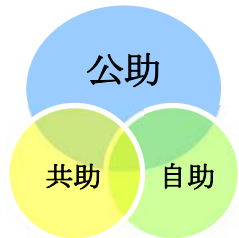
## 第21節 社会秩序維持活動

### 目 的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 生活必需品等の物価監視

市は県と協力し、被災地における生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケット・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

#### 第2 警察の活動

- 1 塩釜警察署は、治安情報の積極的な発信を行うとともに、塩竈市防犯協会連合会等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- 2 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、社会的混乱の抑制に努める。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 第3 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

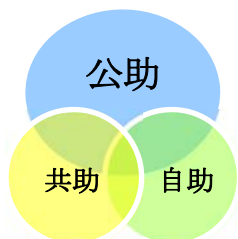
- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

## 第2節 教育活動

### 目 的

大規模地震災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等が通常の実育を行ふことができなな場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じるものとする。加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じるものとする。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になつた場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 避難措置

学校長又は施設長は、地震災害が発生した場合に市長が避難の勧告若しくは指示を行つた場合は、児童、生徒等及び幼児の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### 1 在校、在園時の措置

##### (1) 地震発生直後の対応

災害発生後、速やかに児童、生徒等及び幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無並びに被害状況の把握に努める。

##### (2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

##### (3) 校外、園外活動時の対応

遠足等校外、園外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

##### (4) 被害状況等の報告

学校長又は施設長は、災害の規模・児童生徒・教職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、災対教育部又は災対健康福祉部に報告しなければならない。

#### 2 登下校、登下園時及び休日等の措置

登下校、登下園時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童、生徒等及び幼児の安否確認並びに状況把握に努める。

#### 3 保護者への引渡し

##### (1) 校内、園内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。その際、迎えにきた保護者も同様に校内、園内保護する。

##### (2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

##### (3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内、園内保護を行う。

## 第2 学校等施設等の応急措置

県及び塩竈市教育委員会は、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

### 1 公立学校等

- (1) 学校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 教育委員会及び市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。
- (3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保するものとする。
- (4) 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合は、被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずるものとする。
  - ① 体育館等教室以外の施設を転用する。
  - ② 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
  - ③ 生涯学習施設等に応急収容する。
  - ④ 仮校舎を建設する。

### 2 生涯学習施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 教育委員会及び市は、速やかに被害の状況を調査し応急復旧を行う。

## 第3 教育の実施

### 1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 教育の実施場所の確保
  - ① 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。
  - ② 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、状況に応じて仮設校舎を建設する。
- (2) 教職員の確保
 

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。
- (3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業及び分散授業、圧縮学級の編成を行うものとし、やむを得ず臨時休校の措置をとる場合は、補習授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

## 第4 心身の健康管理

教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の心身の健康管理に努める。

## 第5 学用品等の調達

市は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

### 1 学用品の給与

#### (1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学

に支障を来した児童及び生徒等。

(2) 学用品の種類等

① 教科書(小・中学校用の教科書は、文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書に限る)及び教材(小・中学校用の教材は、県又は市教育委員会届出又は承認を受けているもの等)。

② 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)及び通学用品。

(3) 給与の方法

① 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付するものとする。

② 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了するものとする。

③ 学校長は配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付するものとする。

## 2 学用品の調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達するものとする。

(1) 教科書の調達については、教科書取次店又は教科書供給所から調達するものとする。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品については、市内の業者等から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保するものとする。

## 第6 学校給食対策

1 市及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。なお、応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。

2 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼するものとする。

3 市及び教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

4 食中毒等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

5 学校が避難所として使用される場合においては、被災者用の炊き出し及び学校給食の調整を図るものとする。

## 第7 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

## 第8 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

1 市は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者、施設を所管する教育委員会、及び自主防災組織並びに避難所運営委員会委員長等と十分協議しながらその運営に当たる。

2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため指定避難所として利用している施設の範囲等について、市及び県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

3 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

## 第9 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設や設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動及び応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

### 第10 生涯学習施設等の応急措置

#### 1 避難措置

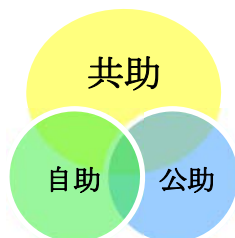
生涯学習施設及び体育施設における災害時の避難は、施設の避難計画に基づき、災害の事態に即応して利用者等を安全な場所に避難を行う。

#### 2 被害防止措置及び復旧事業の促進

生涯学習施設及び体育施設において災害発生後、二次災害の防止のため、施設や設備の安全点検をできるだけ早急に行い、必要に応じ被災防止措置を講じるとともに、可能な限り迅速かつ円滑な復旧事業の促進に努める。

### 第11 文化財等の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を教育委員会等に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 教育委員会は、速やかに国・県・市指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 教育委員会は、国、県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、廃棄及び散逸の防止と応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 教育委員会は、災害を受けた市指定文化財の応急措置等について、文化財の管理者に対して指導や助言を行うものとする。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

自主防災組織は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、市の避難所運営に協力する。

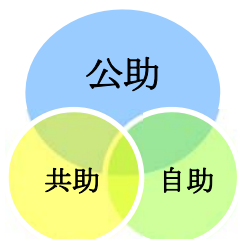
## 第23節 防災資機材及び労働力の確保

### 目 的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期すものとする。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 緊急使用のための資機材の調達

市は、必要に応じ各防災機関等から、応急対策活動のための防災資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

- 1 防災資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者等から借り上げるものとする。  
ただし、不足する場合においては、『宮城「館」懇談会の防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は知事に対し応援を求めるものとする。
- 2 各防災関係機関は、防災活動及び救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

#### 第2 労働者の確保

東日本大震災では、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保は、必要人数の把握及び受け入れ体制が整わなかった。そのため、労働者の確保については次のように対応する。

##### 1 労働者の確保要件

- (1) 労働力の雇上げは、本部長がその所属の職員、他の機関からの応援職員、及び自主防災組織等の住民組織並びに防災ボランティア等による奉仕団等によっても不足する場合、又は応援職員、奉仕団等の来援を待つ余裕がない場合に行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく従事命令は、本部長が災害対策基本法第65条第1項の規定により行うもので、前記による適当な要員が確保できない場合で、応急措置を実施するため特に必要であると認める場合に行う。

##### 2 関係業者等労働者の動員

###### (1) 塩釜建設協議会への協力要請

市は、塩釜建設協議会、塩竈市災害防止協力会に協力を要請し、必要な人員・資機材等を確保する。塩釜建設協議会に依頼する活動内容は次のとおりである。

- ① 地震発生直後において、被害の拡大防止・安全確保・及び二次災害の防止を目的として、直ちに施工する必要があるものについての活動
- ② 災害の発生後、各種施設の機能回復等を目的として、早急に施工する必要があるものについての活動
- ③ その他、緊急を要する活動

## (2) 奉仕団の編成及び活動

## ① 奉仕団の編成

奉仕団は、塩竈市婦人防火クラブ連合会及び自主防災組織等の民間団体の協力を得て編成する。

## ② 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

ア 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。

イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

ウ 救援物資支給の奉仕に関すること。

エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

オ その他災害応急措置の応援に関すること。

## 3 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員

労働者の雇用は、原則として塩釜公共職業安定所長を通じて日雇労働者及び一般求職者を対象として行う。

## (1) 労働者の雇用の範囲

① 被災者の避難のための労働者

② 医療及び助産における移送のための労働者

③ 被災者の救出のための労働者（救出する機械等を操作する労働者を含む。）

④ 飲料水の供給のための労働者（供給する機械等を操作する労働者又は浄水用医薬品等の配布に要する労働者を含む。）

⑤ 救済用物資の整理、輸送及び配分のための労働者

⑥ 遺体の搜索及び処理のための労働者

## (2) 労働者の賃金

① 雇上げ要員に対する賃金は、法令その他に特別な定めがある場合を除き、市内における慣行料金（公共職業安定所の業種別標準賃金）とする。

② 本部長が、塩釜公共職業安定所長に労働者雇上げの申し込みを行う場合は、次の事項を明示して行う。

|   |         |
|---|---------|
| ア | 雇上げの目的  |
| イ | 作業の内容   |
| ウ | 必要技能    |
| エ | 必要労働者数  |
| オ | 雇上げ期間   |
| カ | 就労場所    |
| キ | その他参考事項 |

## 第3 応援派遣による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

## 1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

市長が災害応急対策又は災害復旧のため、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

## 2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

市長が、知事に対し、指定行政機関・指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

## 第4 従事命令等による労働者等の強制動員

市は、災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行うものとする。

### 1 要員の従事命令等

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

- (1) 応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

| 執 行 作 業                      | 命令区分         | 根 拠 法 律                       | 執 行 者            |
|------------------------------|--------------|-------------------------------|------------------|
| 災害応急対策作業<br>(災害救助法適用作業以外の作業) | 従事命令<br>協力命令 | 災害対策基本法第71条                   | 県本部長             |
| 災害救助作業<br>(災害救助法適用作業)        | 従事命令         | 災害救助法第24条                     |                  |
|                              | 協力命令         | 災害救助法第25条                     |                  |
| 災害応急対策作業全般                   | 従事命令         | 災害対策基本法第65条第1項                | 本部長              |
|                              |              | 災害対策基本法第65条第2項<br>警察官職務執行法第4条 | 警察官              |
| 消 防 作 業                      | 従事命令         | 消防法第29条第5項                    | 消防吏員又は<br>消防団員   |
|                              | 協力命令         | 消防法第35条の10                    | 救急隊員             |
| 水 防 作 業                      | 従事命令         | 水防法第24条                       | 水防管理者            |
|                              |              |                               | 水防団長又は<br>消防機関の長 |

- (2) 従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。

| 作 業 区 分                              | 対 象 者                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令） | ① 医師、歯科医師又は薬剤師<br>② 保健師、助産師又は看護師<br>③ 土木技術者又は建築技術者<br>④ 大工、左官又はとび職<br>⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事<br>⑥ 鉄道業者及びその従業者<br>⑦ 自動車運送事業者及びその従業者<br>⑧ 船舶運送業者及びその従事者<br>⑨ 港湾運送事業者及びその従事者 |
| 災害救助作業（協力命令）                         | 救助を要する者及びその近隣の者                                                                                                                                                           |
| 災害応急対策作業（災害対策基本法による市長、警察官の従事命令）      | 市の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者                                                                                                                                              |
| 消防作業                                 | 火災の現場付近にある者                                                                                                                                                               |

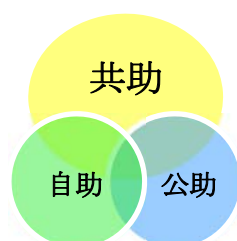
|                               |                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------|
| 水防作業                          | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者 |
| 災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令） | その場に居合せた者、その事物の管理者その他の関係者                |

## 2 保管命令等

救助のため管理・使用・収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設・土地・家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。
- (3) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を有し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 労働者の確保

### 1 関係業者等労働者の動員

- (1) 奉仕団の編成及び活動

- ① 奉仕団の編成

塩竈市婦人防火クラブ連合会及び自主防災組織等は、奉仕団を編成する。

- ② 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

ア 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。

イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

ウ 救援物資支給の奉仕に関すること。

エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

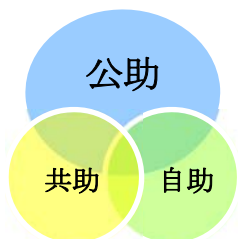
オ その他災害応急措置の応援に関すること。

## 第24節 公共土木施設等の応急対策

### 目 的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応をはかるものとする。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 道路施設

### 1 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。また、避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

### 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合は障害物の除去及び応急復旧工事に着手し交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

### 3 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、警察との連携による交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

### 4 対策情報の共有化及び道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行止めや地盤沈下による冠水対策などは国及び県との情報の共有化に努め、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

## 第2 海岸保全施設

### 1 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

### 2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

### 3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

### 第3 砂防施設

砂防施設管理者は、地震発生直後に砂防施設（砂防ダム及び溪流保全工等）の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

### 第4 港湾施設

- 1 港湾施設管理者は、港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。
- 2 浦戸航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう、港湾管理者（県）等と連携して必要施設の早期復旧に努める。

### 第5 漁港施設

#### 1 緊急点検

漁港管理者（本市及び県）は、地震発生後早急に、津波の危険が無いことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

#### 2 二次災害の防止対策

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告版の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

### 第6 鉄道施設

鉄道管理者（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）の災害応急対策活動は次の通りとする。

- 1 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東日本旅客鉄道(株)仙台支社及び現地に応急対策や復旧を推進する組織を設置する。
- 2 旅客及び公衆等の避難
  - (1) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
  - (2) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合には、他の避難場所へ避難するよう案内する。
- 3 消防及び救助に関する措置
  - (1) 地震又はその他の原因により火災が発生した場合は、通報及び避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
  - (2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出や救護に努める。
  - (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び市に対する応援要請を行う。

### 第7 都市公園施設

災対建設部は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難場所、広域防災拠点となる都市公園においては、救援及び避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

## 第8 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、県に対し必要な指導及び助言その他の支援を受ける。
- 3 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

## 第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

- 1 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。
- 2 判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- 3 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、本編第3章 第13節の第3「建物等の被害調査」の定めにより実施する。

## 第25節 ライフライン施設等の応急復旧

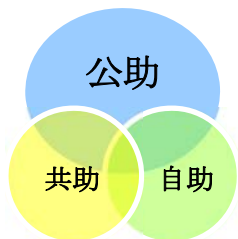
### 目的

大規模地震災害により、上下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努めるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 水道施設

### 1 災害時の活動体制

(1) 本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(2) 動員体制の確立

① 本部長は、災害時における飲料水の確保、上水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。

② 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

(3) 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、応援協定締結会社等との協力体制を確立する。

### 2 給水施設の応急措置

(1) 市は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに送水・給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定しあらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

(2) 市は、応急復旧計画に基づき、取水、導水及び浄水施設等の基幹施設並びに医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

(3) 資材等の調達

あらかじめ整備・備蓄した応急復旧用資材に不足が生じた場合は、関係機関又は近隣事業体と協議し、早期に調達する。

(4) 市は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を要請する。

(5) 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

① 取水、導水、浄水施設及び配水池からの流出防止と点検

② 緊急閉止箇所の確認と閉止作業

③ 二次災害の原因となる危険箇所の確認と応急処置

### 3 市民への広報

断水・減水及び赤水等の被害が生じた場合には、住民に対し復旧の見通し等について、防災行政無線及び広報車、コミュニティFM、CATV等の報道機関等により行うこととする。

## 第2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

### 1 災害時の活動体制

本部長は、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

- (1) 本部長は、災害時における下水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。
- (2) 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。
- (3) 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、応援協定締結会社等との協力体制を確立する。

### 2 下水道施設の応急対策

#### (1) 管渠

市は、管渠施設の構造及び機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除・土砂撤去及び仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

#### (2) ポンプ施設

市は、ポンプ施設の構造並びに機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。なお、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

#### (3) 災害復旧用資機材の確保

- ① 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。
- ② 本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、仙台地方振興事務所長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

### 3 市民への広報

- (1) 終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、市は広報車、報道機関等を通じて利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。
- (2) 本部長は、被災地域における市民等の苦情、相談を受け付けるため、相談所を開設する。

## 第3 電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）

地震災害に際し、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

### 1 実施責任者

- (1) 市域内における電力施設の応急対策は、東北電力㈱塩釜営業所が行うものとする。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力㈱塩釜営業所長に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

### 2 応急措置の要領

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力㈱の実施計画の定めによる。

## 第4 ガス施設

ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、ガス施設による災害が発生しないよう対策を講じる。

市及び関係機関は、地震災害に際し、ガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の拡大防止及び発生防止並びに復旧作業に万全を期すものとする。

### 1 市の対応

- (1) 市は、ガス供給停止地区の住民に対し被災の概況、復旧の状況と見通し等について、同報無線及び広報車等により広報し、二次災害の防止に努める。また、報道機関の協力により、市民にきめ細かい情報の提供を行う。
- (2) 市は、復旧工事の間、カセットコンロ等の応急燃料の確保を行うとともに液化石油ガスの提供が必要な場合は、(社)宮城県エルピーガス協会等に支援を要請する。
- (3) 市は、復旧工事の間、日常生活に支障をきたす住民に対し必要と認める場合は、燃料供給のあつせんを行うものとする。

### 2 塩釜地区消防事務組合の対応

塩釜地区消防事務組合「消防計画」に基づき対応するものとする。

### 3 都市ガス施設（塩釜ガス㈱）

- (1) ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じるものとする。
- (2) 応急措置の要領

都市ガス施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他都市ガス供給を確保するため必要な応急措置については、塩釜ガス（株）実施計画の定めによる。

### 4 液化石油ガス施設（(社)宮城県エルピーガス協会塩釜支部）

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないよう対策を講じる。
- (2) 応急措置の要領

液化石油ガス施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他液化石油ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(社)宮城県エルピーガス協会実施計画の定めによる。

## 第5 電信・電話施設

- 1 電信・電話施設管理者は、通信・電話施設が被災した場合には、速やかに復旧対策を実施する。

### 2 応急措置の要領

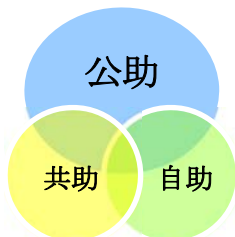
電信・電話施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、東日本電信電話（株）宮城支店の実施計画の定めによる。

## 第26節 危険物施設等の安全確保

### 目 的

大規模地震により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。また、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危険防止をはかるために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市民への広報

市、県及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を市民への確に伝える。

また、危険物処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、市民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

#### 第2 危険物施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

##### 1 陸上における応急対策

市域内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、震災時においては振動及び火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び塩釜地区消防事務組合は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

また、石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急措置を実施するとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報し、必要な指示をうけるものとする。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査、又は巡回調査等を実施し、応急措置の万全を図るものとする。
- (3) 災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策並びに所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、又は報告を行わせるものとする。
- (4) 災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具、及び防災資機材等の確保、並びにその機能の点検確認を行うものとする。
- (5) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を講じる。
- (6) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、並びにタンク破損等にもなう流出等による広域拡散の防止と応急対策を講じる。
- (7) 災害状況の把握、及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動に努める。

## 2 海上における応急対策（宮城海上保安部）

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- （1）危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- （2）危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- （3）危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

## 3 災害発生事業所等における応急対策

- （1）大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、市及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、市と協力し、付近住民に避難するよう警告する。
- （2）自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

### ① 大量油の排出があった場合

- ア オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- イ 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- ウ 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- エ 排出された油の回収を行う。
- オ 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

### ② 危険物の排出があった場合

- ア 損傷箇所の修理を行う。
- イ 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- ウ 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- エ 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- オ 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。
- カ 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- キ 消火準備を行う。

- （3）宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

## 第3 高圧ガス施設

### 1 高圧ガスの応急措置

塩釜地区消防事務組合は、「塩釜地区消防事務組合消防計画」に基づき対応するものとする。

### 2 ガス施設等の応急対策（塩釜ガス㈱、社団法人宮城県エルピーガス協会）

- （1）ガス施設の所有者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、作業班、災害対策班及び復旧工事班を編成し、応急対策を実施するものとする。
- （2）災害現場に出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、消防機関と緊密な連携を保ち、ガス災害防止のための供給停止等の必要な措置をとるものとする。
- （3）ガスの緊急停止措置を行った場合、ガス事業者は、供給停止及び再開について広報車等をもって市民に対し周知するとともに、速やかに報道機関・県・市・警察及び消防機関等に連絡通報するものとする。

## 第4 毒物・劇物貯蔵施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）

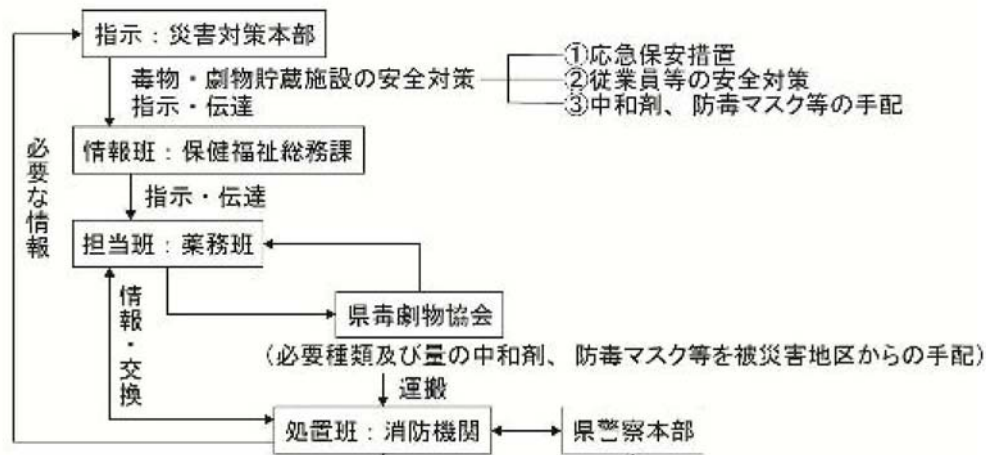
### 1 毒物及び劇物の応急措置

塩釜地区消防事務組合は、「塩釜地区消防事務組合消防計画」に基づき対応するものとする。

## 2 毒物及び劇物施設の応急対策（宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）

- （1）県は、毒物及び劇物が流出や漏洩等により、爆発又は火災あるいは保健衛生上必要があると認められる場合、消防機関等と連携して、付近住民への広報及び避難誘導を実施する。
- （2）県は、毒物及び劇物による災害が発生した場合、所有者等及び毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- （3）県は、消防機関等から毒物及び劇物の漏洩又は火災を処理するため必要な中和剤や防毒マスク等が必要とされた場合、毒劇物協会に対し資機材の供給を要請する。
- （4）毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。

### 情報の収集、伝達及び必要物等の手配

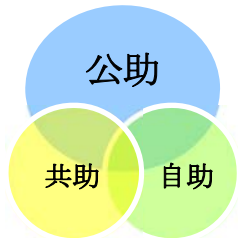


- （5）災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

## 第27節 農林水産業の応急対策

### 目 的

大規模地震により、農業生産基盤、林道、養殖施設等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行うものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 水産業

##### 1 活動体制

本部長は災害対策本部運営要綱に定めるもののほか関係機関団体等と協議し、被害発生を防ぎょ及び拡大防止に努めるものとする。

##### 2 応急対策

水産物の生産者や団体等は、その生産施設等に生じた被害の応急対策を行う。

##### 3 応急対策の技術指導

- (1) 本部長は、仙台地方振興事務所水産漁港部及び関係団体等と連絡協調をはかり、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。
- (2) 応急対策の技術指導は、各関係機関及び団体等により指導班を構成し、技術援助に当たるものとする。

##### 4 応急用資機材の確保

本部長は、災害時において必要がある場合、補修資機材の購入あっせんを行い、確保を図るものとする。

#### 第2 農業

##### 1 活動体制

本部長は、災害対策本部運営要綱に定めるもののほか、農業関係各機関及び団体と協議し、被害発生を防ぎょ及び拡大防止に努めるものとする。

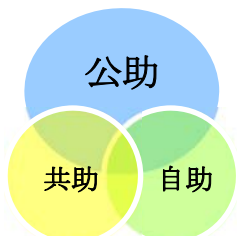
##### 2 応急対策

- (1) 農業関係団体等は、農業災害にかかる応急対策を行う。
- (2) 市は、県の関係機関の指導のもとに病虫害駆除、応急対策の技術指導、家畜伝染病の防止、死亡畜獣の処理及び営農用資機材の確保等の農業災害にかかる応急対策を実施する。

## 第28節 二次災害・複合災害防止対策

### 目的

地震等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 二次災害の防止活動

##### 1 県及び市又は事業者の対応

市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施する。これらの被害状況等の把握や応急復旧においては、二次災害の防止に努めるものとする。

- (1) 市職員、消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員など、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保や二次災害被災防止に努める。
- (2) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、二次災害被災防止に努める。
- (3) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生等、水道施設の使用の注意を広報して二次災害防止に努める。
- (4) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染等、下水道施設の使用の抑制などの注意を広報し、二次災害防止に努める。
- (5) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生等、復旧時の使用に向けて注意を広報し、二次災害防止に努める。
- (6) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けての道路応急対策においては、交通規制や道路使用の制限に向けて注意を広報し、二次災害防止に努める。

##### 2 水害・土砂災害

###### (1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

###### (2) 点検の実施

県及び市は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、動態観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。また、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

##### 3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施し周知する。

##### 4 高潮・高浪・波浪

市及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行

うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

## 5 爆発危険物等

原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等、及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

## 6 有害物質等

市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

## 7 余震・誘発地震

市及び県又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等の二次災害に備え、特に復旧作業中などの場合、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

# 第2 風評被害等の軽減対策

- 1 市及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止、又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 市及び県は、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や、各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

# 第3 複合災害軽減対策

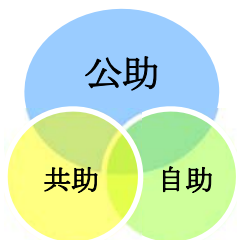
市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し対策の実施に努める。

- 1 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 2 市は複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- 3 県、市、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
- 4 複合災害時において、県、市、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

## 第29節 応急公用負担等の実施

### 目 的

市及び防災関係機関は、大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図るものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 応急公用負担等の権限

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を行うことができる。

#### 1 市長

- (1) 区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を当該応急措置業務に従事させること。
- (2) 区域内の私有の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木・その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (3) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

#### 2 消防職員・団員

- (1) 消防職員、消防団員
  - ① 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。
  - ② 火災の現場付近にいる者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること。
- (2) 消防長・消防署長
  - ① 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの在る土地を利用し、処分し、又は使用を制限すること。
  - ② 上記(1)①及び(2)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

#### 3 警察官または海上保安官

市長若しくは市長の職権を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官又は海上保安官が市長の職権を行使することができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### 第2 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、市又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

## 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
  - ① 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
  - ② 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
  - ③ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

## 3 手続き

- (1) 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。
- (2) 物的公用負担は、次により行うものとする。

### ① 工作物等の使用・収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知するものとする。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を市又は塩釜警察署、宮城海上保安部のいずれかに掲示し、通知に代えるものとする。

### (3) 工作物等の障害物の撤去

- ① 市長、警察官又は海上保安官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、市長、塩釜警察署長又は宮城海上保安部長は、適正な方法で保管するものとする。
- ② 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。
- ③ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。
- ④ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。
- ⑤ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合は、市長が保管する工作物等は市に、塩釜警察署長が保管する工作物等は県に、宮城海上保安部が保管する工作物等は国に帰属する。

## 第3 損失補償及び損害補償等

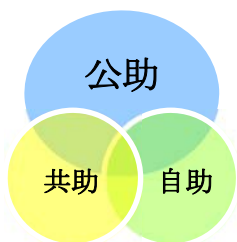
- 1 市及び県は、区域内において物的公用負担により、通常生むべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。
- 2 市及び県は、従事命令により区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。
- 3 市及び県は、従事命令により応急措置の業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例(宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例)の定めに従い、損害を補償するものとする。

## 第30節 防災ボランティア活動

### 目 的

市は、大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩釜市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに防災ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける防災ボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が防災ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応することとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防災ボランティア

##### 1 防災ボランティアセンターの設置

防災ボランティアの受入れ調整組織としては、塩釜市社会福祉協議会等が中心となって、塩竈市防災ボランティアセンターを設置するものとし、日本赤十字社宮城県支部・ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

##### 2 ボランティアの募集・受付・派遣・撤収

塩竈市防災ボランティアセンターは、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握・防災ボランティアの募集・受付・現場への防災ボランティアの派遣・撤収を行う。

##### 3 行政の支援

市は、防災ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて防災ボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は、防災ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) 防災ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 防災ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

## 4 活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

|               |                                         |
|---------------|-----------------------------------------|
| (1) 炊き出し      | (12) 話し相手                               |
| (2) 給水活動      | (13) 引っ越し                               |
| (3) 清掃        | (14) 物資仕分け                              |
| (4) 後片付け      | (15) 洗濯サービス                             |
| (5) 安否確認、調査活動 | (16) シート張り                              |
| (6) 入浴サービス    | (17) 負傷者の移送                             |
| (7) 募金活動      | (18) 物資搬送                               |
| (8) 介助        | (19) 移送サービス                             |
| (9) 避難所の運営    | (20) その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 |
| (10) 給食サービス   |                                         |
| (11) 理容サービス   |                                         |

## 第2 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の災対各部で対応するものとし、主な受入項目は次のとおりである。

| 主 な 受 入 れ 項 目      | 担 当 部   |
|--------------------|---------|
| 1 救護所等での医療・看護・保健予防 | 災対健康福祉部 |
| 2 被災建築物の応急危険度判定    | 災対建設部   |
| 3 被災宅地の危険度判定       | 災対建設部   |
| 4 防災関係施設診断         | 災対建設部   |
| 5 外国人のための通訳        | 災対健康福祉部 |
| 6 被災者へのメンタルヘルスケア   | 災対健康福祉部 |
| 7 高齢者、障がい者等への介護    | 災対健康福祉部 |
| 8 その他専門的知識が必要な業務   | 災対各部    |

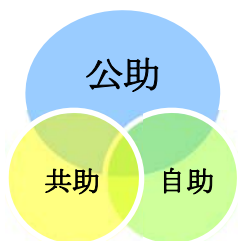
## 第3 NPO/NGOとの連携

市は、防災ボランティアの受入体制づくりを、県社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

### 第31節 海外からの支援の受入れ

#### 目 的

市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 海外からの救援活動の受入れ

市は、海外からの救援活動等の支援について、以下の事項について、具体的な被害の情報を収集して県へ報告し、受け入れ等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

#### 第2 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

##### 1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内・通訳の必要性

##### 2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

#### 第3 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

## 第4章 災害復旧・復興対策

### 第1節 災害復旧・復興計画

#### 目 的

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、震災直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行うものとする。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

#### 1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い町づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

#### 2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

#### 3 女性及び避難行動要支援者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。

#### 4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2 災害復旧計画

#### 1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

#### 2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因・被災状況等を的確

に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 河川         | ⑦ 道路  |
| ② 海岸         | ⑧ 港湾  |
| ③ 砂防設備       | ⑨ 漁港  |
| ④ 林地荒廃防止施設   | ⑩ 下水道 |
| ⑤ 地すべり防止施設   | ⑪ 公園  |
| ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設 |       |

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障がい者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(9) その他災害復旧事業計画

### 3 事業の実施

(1) 市、県及び防災関係機関は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

(2) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

(3) 県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

また、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

### 4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助を受けるもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)

- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第87号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

### 第3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の機能・状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、県及び市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

#### 1 復興計画の策定

- (1) 市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。県において復興計画の策定がされている場合にあっては、連携をとりつつ整合を図りながら策定することとする。
- (2) 策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (3) 地域全体での合意形成

県及び市は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

#### 2 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は国・県及び防災関係機関と密接な連携を図るとともに、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

### 第4 災害復興基金の設立等

県及び市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

被災地の復旧・復興の基本方向決定は、住民も参画して、市が主体となりつつも、協同して計画的に決定する。

## 第2節 生活再建支援

### 目 的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 り災証明の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や災証明交付の体制を確立して、速やかに被災者に災証明を交付する。

#### 第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

##### 1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。

##### 2 対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

### 3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

| 被害程度 | 全壊     | 解体<br>(半壊・敷地被害) | 長期避難   | 大規模半壊 |
|------|--------|-----------------|--------|-------|
| 支給額  | 100 万円 | 100 万円          | 100 万円 | 50 万円 |

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

| 再建方法 | 建設・購入  | 補修     | 賃貸(公営住宅以外) |
|------|--------|--------|------------|
| 支給額  | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円      |

### 4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

### 5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という)として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

### 6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、市町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(財)都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

### 7 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

### 8 独自支援措置の検討

県及び市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

## 第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

## 第4 資金の貸付け

### 1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の災害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

## 2 母子及び寡婦福祉資金

市は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

## 3 生活福祉資金

塩釜市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が行う被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

災害を受けたことにより臨時に必要な経費に対する、生活福祉資金の福祉費による貸付限度

| 資金の目的               | 貸付上限額    | 据置期間  | 償還期限  |
|---------------------|----------|-------|-------|
| 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | 150 万円以内 | 6 月以内 | 7 年以内 |

## 4 一般住宅復興資金の確保

市は、必要に応じ県が行う下記相談窓口と協調し、融資に対する利子補給等の措置を講じる。

(県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。)

## 第5 生活保護

市社会福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費、家具什器費、教育費及び住宅維持費等を支給する。

## 第6 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「塩釜市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和52年条例第8号)」に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。(弔慰金・見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。) 県は、市による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

## 1 災害弔慰金の支給

|       |       |                    |                                                                                                                                 |
|-------|-------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害弔慰金 | 対象災害  | 自然災害               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家が5世帯以上滅失した災害</li> <li>● 災害救助法が適用された災害</li> <li>● 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</li> </ul> |
|       | 支給額   | ① 生計維持者<br>② その他の者 | 500 万円<br>250 万円                                                                                                                |
|       | 遺族の範囲 |                    | 配属者、子、父母、孫、祖父母                                                                                                                  |

## 2 災害障害見舞金

|         |       |                                                                                                                                                                                                                                              |                  |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 災害障害見舞金 | 対象災害  | 1 に 同 じ                                                                                                                                                                                                                                      |                  |
|         | 支給額   | ① 生計維持者<br>② その他の者                                                                                                                                                                                                                           | 250 万円<br>125 万円 |
|         | 障害の程度 | ① 両眼が失明したもの<br>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの<br>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの<br>⑥ 両上肢の用を全廃したもの<br>⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの<br>⑧ 両下肢の用を全廃したもの<br>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの |                  |

## 第7 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。  
また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

## 1 国民健康保険税の減免

市は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。県は、市による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

## 2 国民健康保険税（料）の減免の基準

塩竈市国民健康保険税減免取扱要綱の別表のとおり

塩竈市国民健康保険税減免取扱要綱 別表(第2条関係) (平12告示88・一部改正)

| 適用条            | 減免理由                                                                                          | 減免条件                                                                                                 | 減免基準                                      | 減免割合       |              |              |             | 摘 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------|--------------|--------------|-------------|---|
| 第15条<br>第1項第1号 | (1) 納付義務者又はその世帯に属する被保険者(以下「納付義務者等」という)の所有する家屋又は家財が震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により滅失、若しくは著しく損傷したとき。 | 家屋又は家財について、災害により受けた損害金額(保険金損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)がその家屋又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が600万円以下である者 | 損害割合＝損害金額／家屋、家財の価格<br>応能、応益分における保険税決定額に適用 | 損害割合\所得区分  | 300万円以下であるとき | 450万円以下であるとき | 450万円を超えるとき |   |
|                |                                                                                               |                                                                                                      |                                           | 10分の5未満のとき | 2分の1         | 4分の1         | 8分の1        |   |
|                |                                                                                               |                                                                                                      |                                           | 10分の5以上のとき | 全部           | 2分の1         | 4分の1        |   |

### 3 国民健康保険の一部負担金の減免

- (1) 市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。
- (2) 塩竈市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に係る事務取扱要綱は別表のとおり。
- (3) 県は、市による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導・助言を行う。

塩竈市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に係る事務取扱要綱

別表(第3条関係)

| 区分                          | 徴収猶予及び減免等の条件                                                   | 減免等の基準                           |    | 摘要                                   |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|--------------------------------------|
| (1) 規則第16条<br>第1項第1号に該当する場合 | 震災、風水害、火災等の災害による資産の損害割合が10分の3以上であり、世帯の前年度の合計所得金額が600万円以下であること。 | 災害等により被害を受けた資産の損害割合が次の区分に該当する場合。 |    | 災害等を受けた日の属する月から6月以内の間の一部負担金について適用する。 |
|                             |                                                                | ①資産の10分の5以上が損害を受けた場合             | 免除 |                                      |
|                             |                                                                | ②資産の10分の3以上10分の5未満が損害を受けた場合      | 5割 |                                      |

### 4 授業料の減免等

- (1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- (2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

## 第8 応急金融対策

### 1 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係

行政機関等と密接に連絡をとった上、種輸送、通信手段の活用を図る。

## 2 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行うよう要請する。

## 第9 雇用対策

市は、被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して求人の斡旋に努める。

## 第10 相談窓口の設置

県及び市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

### 第3節 住宅復旧支援

#### 目 的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 一般住宅復興資金の確保

市は県が設置する相談窓口等と協調し住宅支援措置を講じる。

（県は、独立行政法人住宅金融支援機構と締結した『災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定』に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置し、併せて、地元金融機関等の協力を求めるものとする。）

#### 第2 住宅の建設

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

##### 1 災害公営住宅の確保等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買い取り、又は被災者へ転貸するために借り上げる。

なお、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導を得て実施するものとする。

##### 2 公営住宅の空き家（部屋）の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家（部屋）を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

#### 第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

##### 1 事業主体

市（例外として、市町村の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

##### 2 移転促進区域

###### （1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

**3 補助制度等**

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：3/4)

- ① 住宅団地の用地取得造成
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地の公共施設の整備
- ④ 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- ⑤ 住宅団地内の共同作業所等
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑦ 事業計画等の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

## 第4節 産業復興の支援

### 目 的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 中小企業金融対策

- 1 市は、県と協議し、被災した中小企業に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会・金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。
- 2 市は県と連携して、市域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 3 県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

#### 第2 農漁業金融対策

市は、県と協議して、県信用漁業共同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講ずるとともに、被害が甚大な場合は、農林漁業金融公庫資金等の積極的な活用を図り、農水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

#### 第3 相談窓口の設置

県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市は、市内被災企業の件相談窓口のあっせんを行う。

## 第5節 都市基盤の復興対策

### 目 的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティー復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 防災まちづくり

- 1 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設、及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用や臨時ヘリポートとしての活用などの防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであることを十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

- 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 6 県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化、及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

### 第2 想定される計画内容例

**1 主要交通施設の整備**

道路・鉄道・港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

**2 被災市街地の整備**

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強い都市づくりの早期実現

**3 ライフラインの整備**

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

**4 防災基盤の整備**

海岸・砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

## 第6節 義援金の受入れ、配分

### 目 的

大規模地震災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 受入れ

##### 1 窓口の決定

県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

##### 2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

県は、被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除について、郵便事業株式会社に要望する。

##### 3 受入及び管理

市に直接義援金が贈られた場合、市は、その義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

#### 第2 配 分

##### 1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体の代表者等からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」（以下、「県義援金配分委員会」とする。）を設置し、義援金の配分について協議、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

##### 2 配 分

宮城県義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな市町村への配分を行う。

市は、義援金の被災者に対する交付を行う。なお、義援金の使途については、義援金募集及び配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、市民の同意が得られるよう努める。

## 第7節 激甚災害の指定

### 目 的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

#### 第2 激甚災害指定の手続き

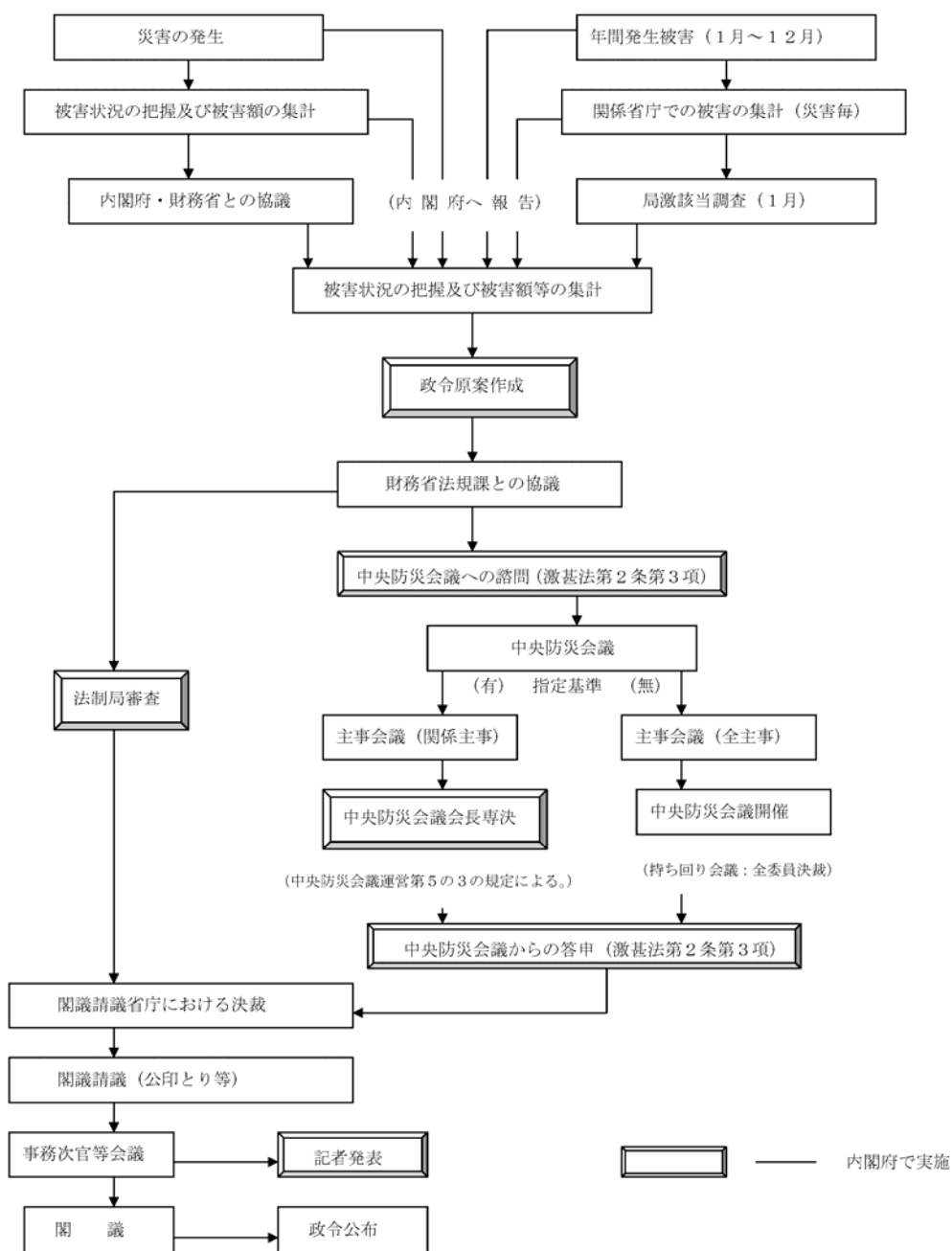
地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きをとる。

## ＜ 激甚災害指定事務手続き ＞

## 激甚災害指定事務手続

＜激甚災害（本激）＞

＜局地激甚災害（局激）＞



(注) 局地激甚災害の指定については、1 月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の 1～2 月頃に手続きを行う。

### 第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、激甚法という。）及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金等を受けるための手続きを行う。

### 第4 激甚災害指定基準

#### 1 激甚災害（本激）指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）

※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ④ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）
- ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

（3）中小企業に関する特別の助成

- ⑦ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
- ⑧ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）
- ⑨ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第15条）

（4）その他の特別の財政援助及び助成

- ⑩ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ⑪ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ⑫ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- ⑬ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

#### 2 局地激甚災害（局激）指定基準

局地激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

（3）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

（4）森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

（5）中小企業に関する特別の助成（法第12条、第13条、第15条）

（6）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

## 第8節 災害対応の検証

### 目 的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 検証の実施

県、市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

#### 1 主な検証項目例

##### (1) 情報処理

自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

##### (2) 資源管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等

##### (3) 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整

##### (4) 組織間連携

県庁外各機関(防災関係機関、国、市町村、都道府県、協定締結団体など)との調整

##### (5) 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

##### (6) 広報・相談

県民や県外への広報・相談等

##### (7) 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

### 第2 検証体制

県、市及び防災関係機関は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、県庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

### 第3 検証の対象

県が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び県民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部(県庁各部局等)
- 2 県内市町村
- 3 防災関係機関
- 4 県民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 など

### 第4 検証手法

県、市及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

### 第5 検証結果の防災対策への反映

県、市及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

### 第6 災害教訓の伝承

県、市及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、県民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する。

また、県民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。